

令和4年第4回定例会

(12月7日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和4年12月第4回山都町議会定例会会議録目次

### ○12月7日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
日程第4 行政報告	3
日程第5 提案理由説明	4
日程第6 議案第96号 物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）	5
日程第7 議案第81号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	8
日程第8 議案第82号 山都町水道事業給水条例の一部改正について	10
日程第9 議案第83号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	13
日程第10 議案第84号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	14
日程第11 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	16
日程第12 議案第85号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について	17
日程第13 議案第86号 山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について	17
日程第14 議案第87号 山都町職員の降給に関する条例の制定について	17
散会	22

### ○12月13日（第2号）

出席議員	23
欠席議員	23
説明のため出席した者の職氏名	23
職務のため出席した事務局職員	24
開議	24
日程第1 一般質問	24
3番 眞原 誠議員	24

6番 矢仁田秀典議員	39
4番 西田由未子議員	52
10番 吉川美加議員	66
散会	80

#### ○12月14日（第3号）

出席議員	81
欠席議員	81
説明のため出席した者の職氏名	81
職務のため出席した事務局職員	81
開議	82
日程第1 一般質問	82
7番 興梠 誠議員	82
11番 後藤壽廣議員	93
9番 飯開政俊議員	107
散会	119

#### ○12月15日（第4号）

出席議員	120
欠席議員	120
説明のため出席した者の職氏名	121
職務のため出席した事務局職員	121
開議	121
日程第1 諸般の報告	121
日程第2 行政報告	121
日程第3 議案第88号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について	122
日程第4 議案第89号 山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	127
日程第5 議案第90号 山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について	132
日程第6 議案第99号 道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について	135
日程第7 議案第91号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	144
日程第8 議案第92号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	151
日程第9 議案第93号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	153

日程第10	議案第94号	令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について……………	155
日程第11	議案第95号	令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について……	157
日程第12	議案第97号	字の区域の変更について（山都町長田）……………	158
日程第13	議案第98号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少 及び規約の一部変更について……………	160
日程第14	委員会報告	請願及び陳情等付託報告について……………	161
追加日程第1		発言の取消しの件について……………	164
日程第15	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出につ いて……………		167
閉会……………			168

12月7日（水曜日）

令和4年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年12月7日午前10時0分招集
2. 令和4年12月7日午前10時0分開会
3. 令和4年12月7日午前11時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 行政報告
  - 日程第5 提案理由説明
  - 日程第6 議案第96号 物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）
  - 日程第7 議案第81号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
  - 日程第8 議案第82号 山都町水道事業給水条例の一部改正について
  - 日程第9 議案第83号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について
  - 日程第10 議案第84号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
  - 日程第11 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について
  - 日程第12 議案第85号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について
  - 日程第13 議案第86号 山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について
  - 日程第14 議案第87号 山都町職員の降給に関する条例の制定について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	教育長	井手 文雄
総務課長	坂本 靖也	蘇陽支所長	村上 敬治
会計管理者	荒木 敏久	企画政策課長	北 貴友
税務住民課長	高橋 尚孝	健康ほけん課長	木 實春美
福祉課長	高野 隆也	環境水道課長	有 働 頼 貴
農林振興課長	松本文 孝	建設課長	西 賢
山の都創造課長	長崎 早智	商工観光課長	藤原 章吉
学校教育課長	工藤 博人	生涯学習課長	上田 浩
そよう病院事務長	飯星 和浩	監査委員	志賀 美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田 浩幸 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。ただいまから令和4年第4回山都町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番、吉川美加君、11番、後藤壽廣君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの10日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの10日間に決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、お手元に配付しているとおりで。

次に、本日までに受理した陳情等は、陳情等文書表のとおり処理しましたので、報告します。

以上、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4 行政報告

○議長（藤澤和生君） 日程第4、行政報告の申出があつております。

これを許します。

企画政策課長、北貴友君。

○企画政策課長（北 貴友君） それでは、行政報告を行います。

コミュニティバスの運行等業務委託事業者について、11月30日に事業者選定委員会を行い、決定しましたので、報告いたします。

委託事業者、有限責任事業組合山都交通。

住所、山都町浜町252-2。

代表者、組合長深瀬俊一。

委託期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日、3年間です。

10月3日より、町ホームページ等で公募を開始し、10月28日に第1回山都町コミュニティバス運行等業務委託事業者選定委員会を開いております。選定委員会のメンバーは、大学教授2名、中小企業診断士2名、社会保険労務士1名の外部有識者5名と、役場課長職3名の合計8名で構成しております。11月7日までに企画提案書の提出を求め、山都交通1社のみ提出でありました。

11月30日に、2回目の選定委員会で企画提案者からの説明を受け、4番に記入しておりますとおり、委員会において企画提案書に対する付帯意見をつけて、受託候補者としての委員会決定を行い、12月2日に町長へ報告し、委託事業者として決定しました。

付帯意見につきましては、1、運転手が高齢化している中で、新しい乗務員を確保する方策が示されなかったため、具体的に示されるべきである。

2、就業規則について、現在では使用しない言葉が含まれていたり、法改正に伴い改正すべき規定が改定されていなかったりと、改正すべき点が多々あるため、抜本的な改正をした上で提出を求めるべきであるというものです。

今後の対応としましては、有限責任事業組合山都交通を山都町コミュニティバス運行等業務委託の委託事業者として選定しますが、選定委員会から付された意見について改善を求め、改善策が示された後に、基本契約を締結することとします。

今回の選定につきましては、新たな交通体系を見据えて、デマンド型運行の増加や路線の減便、廃止等も視野に入れ、委託事業者における柔軟な対応を前提とした今後3年間であることを町、事業者で確認しております。

以上、報告します。

○議長（藤澤和生君） これで行政報告が終わりました。

---

## 日程第5 提案理由説明

○議長（藤澤和生君） 日程第5、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

令和4年第4回定例会を招集しましたところ、御参集を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、提案理由の説明を行います。

はじめに、9月定例会以降の町政等について、御報告を申し上げます。

本年は、年間を通じましては、台風の襲来回数と比較的少ない年になりましたが、9月に発生しました台風14号の影響により、全国各地に大きな被害を与え、本町におきましても収穫直前の水稻の倒伏、ビニールハウスの破損、山林、農地、道路等の崩壊、倒木など、大きな爪痕を残しました。

これまで対応しております過年度災害復旧工事と合わせまして、早期完了を目指し、全力を挙げて取り組んでまいります。

蘇陽地区に建設予定でありました管理型最終処分場の建設計画について、9月中旬に事業計画の中止が発表されましたが、多くの町民の皆様にごみ問題への高い関心を持っていただくきっかけとなりました。今後、家庭ごみの減量化、リサイクル率の向上、資源循環の仕組みづくりなど、環境問題に対する取組をより一層、町全体で促進をさせることがSDGsの達成に向けた一つの大きな糧になると考えております。

10月に、全国オーガニック給食フォーラムが3,000名を超える参加者の下に、東京において開催されました。フォーラムでは、有機・無農薬の農産物を利用した学校給食について、全国の自治体の事例や海外の取組等の紹介がありました。

本町におきましても、早い時期から地元の米や野菜を使った給食を実施しておりますが、学校給食だけでなく、御家庭の食事においても、地元の食材や有機・無農薬の農産物を取り入れていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、9月に全ての感染者を確認する全数把握を見直し、高齢者など重症化リスクの高い患者に限定する仕組みとなり、医療機関や保健所の負担軽減となったものの、市町村単位での感染者数が公表されないため、町内の感染者数の把握ができない状況となっております。

このような中、10月には第7波の感染者数が減少し、町内への旅行者も増加し、社会経済活動も回復の兆しを見せてまいりましたが、再び全国の感染者数が増加傾向にあり、第8波が懸念されております。今後も予断を許さない状況が見込まれることから、町民の皆様には引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

高校生が農業の知識や技能を競う、第73回日本学校農業クラブ全国大会が10月に開催され、矢部高校林業科学科の3年生の岸本怜旺さんが、日本ミツバチをテーマとする意見発表に出場され、最優秀賞及び文部科学大臣賞を受賞され、日本一の栄冠に輝かれました。岸本さんのほかにも、

林業科学科3年の橘さん、藤岡さん、増田さんと2年生の上田さんが平板測量競技会に参加をし、食農科学科3年の梅田さん、林業科学科2年の境さんが農業鑑定競技会に出場され、日頃の学習の成果を十分に発揮され、全員が優秀賞を受賞されました。

このことは、在校生の皆さんにとっても、矢部高校での学ぶことに対する励みになったと思います。町民にとっても大変うれしい受賞であり、心からお祝いを申し上げます。

11月に人気漫画「ONE PIECE」を題材にした清和文楽の新作、「超馴鹿船出冬桜」が熊本県立劇場において2日間で延べ1,800人以上の方に来場いただき、大きな盛り上がりの中、公演が執り行われました。

清和文楽人形芝居保存会の皆様をはじめ、公募で選ばれた多くの山都町民も参加した浄瑠璃隊など、舞台上で熟演されるなど、趣向を凝らした演出が行われ、多くの観客がいつもと違う清和文楽を楽しまれておりました。

今後、清和文楽においても、脚本や演出などを見直し、上演する予定でありますので、清和文楽の伝統芸能を通じて、山都町の魅力の発信につながることを期待しております。

昨年3月の計画公表後、進めて参りました民間事業者を活用するPFI方式による町営住宅が11月末に完成しました。若者が求める住空間の整備になったものと考えます。来年度中に予定される九州中央自動車道開通後の若者の定住を見据え、子育て世代や新婚向け住宅として、さらなる移住、定住につなげてまいります。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。今回の定例会に提出する議案は、条例10件、補正予算5件、その他4件、合計19件です。

議案第81号から議案第90号は、それぞれ必要な条例の一部改正及び条例の制定を行うものです。

次に、議案第91号から議案第95号は、令和4年度における一般会計及び特別会計並びに事業会計の補正予算に関するものです。

議案第96号は、物品売買契約の締結に関するものです。

議案第97号は、字の区域の変更に関するものです。

議案第98号は、山都町が加入します熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更に関するものです。

議案第99号は、指定管理者の指定に関するものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## **日程第6 議案第96号 物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第6、議案第96号「物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** 議案第96号について説明いたします。

議案第96号、物品売買契約の締結について。

次の物品について、売買契約を締結することとする。

令和4年12月7日提出、山都町長です。

番号、山企備第3号。

品名、新型コロナウイルス対策パソコン。

納品場所、山都町役場本庁。

契約の金額、1,235万250円。

契約の相手方、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生。

入札の方法、指名競争入札。

提案理由です。

本件の物品売買契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページ、資料1をお願いします。

物品売買契約の概要です。

本件は、新型コロナウイルス対策事業として、導入から8年以上経過するパソコン機器を更新し、分散業務及びオンライン会議に対応するものです。

6番、開札年月日は令和4年11月16日。

7番、予定価格は1,330万円。

8番、契約額1,235万250円。

9番、入札指名業者は10社となっております。

10番、財源内訳は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。

次のページ、資料2を御覧ください。

開札調書の写しとなります。

次のページ、資料3を御覧ください。

物品売買（仮）契約書です。

山都町と株式会社レイメイ藤井とは、物品の売買に関して、以下のとおり契約する。

なお、この契約は、議会の議決を経たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を経られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

第1条、品名、型番及び数量、デスクトップパソコン、23.8型液晶ディスプレイ、どちらも75台です。契約金額、1,235万250円。納入期限、令和5年3月8日。納入場所、山都町役場本庁。

第2条、連帯保証金については免除です。

次のページを御覧ください。

最後の行です。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、各自記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年11月16日。

甲、山都町長。

乙、熊本県熊本市西区上熊本1丁目2番6号、株式会社レイメイ藤井、代表取締役藤井章生。

次のページ、資料4を御覧ください。

パソコン機器の仕様書になります。今回のパソコン機器につきましてはデスクトップ型であり、ディスプレイの後ろにパソコン本体を取り付ける仕様となっております。パソコン本体を机の上に置かなくてよいことから、机の上が広く使えるようになっております。

また、将来的にパソコン本体が故障した場合でも、ディスプレイ単体としての利用が可能な仕様となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第96号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** この75台は山都町の役場本庁だけに入るということで、清和支所や蘇陽支所には行かないということではないでしょうか。

それと、分散業務やオンライン会議に対応するものとなっておりますので、これから、先ほど聞いたのに関連するんですけど、清和支所、蘇陽支所とのオンライン会議とか、そんなのが円滑に行くためには、清和、蘇陽支所にも必要だろうと思ってお尋ねをしました。そのオンライン会議はやはり計画的になされていくだろうと思いますけれども、分散業務についても。その計画等がありますかという2点お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。本庁だけにパソコンを配備するものではありません。古いものが大分ありますので、壊れたものから替えていくというような形になっております。

分散業務やオンライン会議のことに关しまして、分散業務につきましては、今現在は行っておりませんが、新型コロナウイルス等による行動制限や出勤抑制等の規制がかかった場合、移動可能な部署については、会議室や各支所の施設に分散して感染対策を行います。

オンライン会議につきましても、コロナ禍前に対面で行ってございました県内、県外、もちろん本庁、支所間の会議等がオンラインに移行してございまして、使用頻度も高くなってございます。今後もオンライン会議は増加することと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑ありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 今の分散業務の件について、私もお伺いしたいと思っています。現在までも、この3年間、本当コロナということで、Zoom会議等々、職員においても、やはり自宅勤務、軽症であっても役場に出て来れない。また、いろんな部屋に密にならないようにというような配慮もあった中で、既にオンライン会議は進められてきたと思うんですが、現状、今回の新しい予算とは関係ないかもしれないんですが、職員が自宅に対応するということは今までもあったのでしょうか。その際に、こういう軽量の、今度パソコンを導入されますが、それって、例えば自宅で勤務をするという際にも使えるような条件のものなののでしょうか。それとも、やっぱり自宅のパソコンを使ってのあれがあったのか。今からその先、どういうふうな、いろんな働き方が出てくると思うんですね。それに柔軟に対応できていくような条件等があればいいのかなというふうに思っていますが、よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。自宅で職員が仕事をする場合には、役場が持っておりますパソコン、ノート型のパソコンを自宅に持って帰って、Wi-Fi環境を使って、自席のパソコンと同じような動きをするような形で運用をしております。

今回の分がそれに当たるかって言いますと、その分は別で取っております、今回の分に関しましては、自席でのオンライン会議等に役立てるということで考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第96号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第96号「物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第81号 山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第7、議案第81号「山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** おはようございます。それでは、説明をいたします。

議案第81号、山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

公職選挙法施行令が改正され、国の選挙運動公費負担の限度額が引き上げられました。この改正に基づき、本町の選挙運動公費負担の限度額の引上げを行うには、条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページは、条例の改正文です。

3枚目から5枚目まで、新旧対照表となっております。

6枚目の議案第81号資料で、改正する内容を説明いたします。

今回改正します選挙運動公費負担制度は、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に、選挙運動に伴う自動車の使用、ビラ、ポスターの作成に関する費用を条例で定められた限度額の範囲で、町が負担する制度です。

今回、公職選挙法施行令が改正され、国の選挙運動公費負担の限度額が引き上げられたことを受け、本町の選挙運動公費負担の限度額の引上げを行うものです。

次に、改正点を説明いたします。

今回の条例改正は、表で記載しております1日上限額及び1枚当たり上限額の欄で、2段書きのところを改正するものでございます。上段が改正後、下段が改正前の額となっております。

選挙運動用自動車では、1日上限額を、個別方式のうち自動車借入れ契約において、1万5,800円を1万6,100円に、燃料供給契約において、7,500円を7,700円にそれぞれ改正します。

次に、選挙運動用ビラでは、1枚当たり上限単価を7円51銭から7円73銭に改正します。

次に、選挙運動用ポスターでは、1枚当たり上限単価を2,624円から2,679円に改正します。参考までに、改正後の1人当たりの上限額は記載のとおりでございます。

次に、2枚目の改正文をお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第81号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号「山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第8 議案第82号 山都町水道事業給水条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第82号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） おはようございます。それでは、議案第82号について御説明いたします。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

山都町水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

提案理由です。

民法の改正を踏まえ、給水装置工事申込みにおける利害関係人の同意書等の提出要件を変更するため、山都町水道事業給水条例の一部を改正する必要があります。これが、議案を提出する理由です。

4ページを御覧ください。

令和5年4月1日施行の民法改正により、現代社会において必要不可欠な電気、ガス、水道といったライフラインの継続的給付を受けるための設備の設置、使用権に関する規定が新設されました。

資料の1にお示ししておりますとおり、ライフラインを設置する際に、他人の土地に設備を設置したり、他人の設備を利用したりしなければならない例も多くあります。例えば、公道に布設された配水管から給水したいと考えても、自らの土地が公道に接していない場合、公道に至るまでにある他の土地にも給水管を設置しなければなりません。このような場面で、所有者が所在不明であったり、設備の設置に応じてもらえないときなど、対応が難しくなります。

そこで、今回の民法の改正では、ライフラインの設置をする際の設備設置権と設備使用権を明文化して、権利として認めるとともに、その権利を行使する条件等が明確化されました。

次のページを御覧ください。

2に、民法の一部改正の新旧対照表をお示ししております。第213条の2第1項は、他の土地に設備を設置し、または他人が所有する設備を使用することができる」と定めており、他の土地の所有者の承諾がなくとも行使可能であるという意味で、設備設置・使用権という権利を明らかにしています。

ただし、権利の行使は、継続的給付を受けるために必要な範囲内とされており、無制限に行使できるものではないことを明文化されております。

次に、第213条の2第2項では、他人の権利の保護の観点から、権利の行使は他の土地等の損

害が最も少ないものに限定されています。他の土地のどの部分でも自由にして、ライフラインを設置してできるものではありません。

さらに、213条の2第3項では、設備の設置、使用ができる場合にあって、その使用に際して、その目的、場所、方法をあらかじめ他の土地の所有者に通知することが義務化されております。

以上を踏まえ、次のページを御覧ください。

資料の3の青い帯の部分に民法改正の概要を、白い帯の部分に給水条例の改正箇所をそれぞれお示ししております。

まず、ライフライン設備設置・使用権は民法によって認められる権利となるため、これに基づき、現在提出を必要としております利害関係人の同意書等を原則として不要とするものです。

次に、ライフラインの設備設置・使用に当たり、事前通知がなされたことを確認するため、新たに誓約書の提出を求めるものです。

最後に、ライフライン設備設置・使用権は、利害関係人のために最も損害が少ないものと選択するように規定されておりますので、これに当たらない場合は、従前どおり利害関係人の同意書等の提出を求めることとなります。

元に戻りまして、2ページ、3ページ、2ページの改め文と新旧対照表は御確認ください。

2ページの改め文の、この条例は令和5年4月1日から施行する。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第82号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 青帯で下のところを見てください。2番目ですね。ライフライン設備設置・使用権を行使する際は、「あらかじめ、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者等に通知しなければならない」というところで、新しく「誓約書」の提出を求めるとあります。この誓約書は、一体誰が誰にどんな誓約をするのでしょうか。内容をお示してください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えいたします。誓約書は、給水設備を届ける者がその土地の所有者に関して、場所、どんなものをするかというのを事前に通知するということが必要になってきますので、その通知を必ずやっているということの誓約書を、届出人のほうで町のほうに出していただくような形になります。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** じゃあ、誓約書の中に、土地の所有者に対して、どこの場所にどんなものを設置するかという内容は書かなくてもいいんですか。

それと、先ほどおっしゃったように、その土地の所有者がいらっしやらないようなときにはどうなるんですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。誓約書の内容についてですが、どこの部分、どなたに、こういった通知をしたかという内容はつけていただくような形になります。

それと、所在者不明についてですが、そうなってくると、ちょっと手順は複雑化しますが、公示とか、そういう形の手続になるかと思います。これはあくまでも、通知に関してはされる方のほうの手順になりますので、ちょっと複雑化はしますが、そうなると思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） では、その誓約書が、使用者から、今からしようとする方が、町に誓約書を出しました。それを受けて初めて、町は工事をするということですか。例えば、公道からそこのおうちの間までは、町が工事をするわけでしょう。それから先は自分ですということですが。町がその……、例えば新しく転入して来られました。公道からその誰かの畑を通して、そこにするというときに、そこのおうちのところまでは町が給水管というか、それを布設してあげるわけでしょう。じゃないんですかね。すいません。

だから、この誓約書が出てから初めて町が工事してくれるのかなという質問をしたかったんですが、その工事内容が間違っていたら、すみませんが、その説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 配水管から、給水に関しては設置者のほうがするものですので、町としては、その工事自体もその設置者のほうが行うことになっております。分かりますか。配水管から給水のところになっておりますので、うちのほうがこの届出を受け付けて、加入が入った場合にメーターを渡すという形になっておって、工事自体は設置される方がされるようになっておりますので。よろしいでしょうか、よろしいですか。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） すいません、じゃあ、今までも、例えば本管だけは役場がしますよね。ある程度、例えば本管というのは公道とか町道とか走っていませんが、それから、例えば一軒家までずっと、山都町だから一軒家が遠いところにありますよね。それは自分で引かないかん、今までもそうだったということですかね。自分とこのメーターがあるところという、ほぼ大体何メートルぐらいしかなかったからと思いましたが、例えば町道がなくて、ある程度里道とか農道とかに入っていくと、一軒家があるところもあるじゃないですか。その間も、今までは、100メートルぐらいあるところもありますよね。そこも、今までは個人がされてたということですよ。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） 資料の1の図によります、この給水管の設置に関しては、1のほうに関しては、設置者のほうの負担で設置をしていただいておりますので、その設計の段階で、あまりにも届かないとか、一応設計審査は町のほうで行いますので、その上がってきたときに、これは乗らないんじゃないとか、そういうときがあったら、当然適宜調査、検査をしてお

ります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） この青のラインのライフライン設備設置・使用権の一番下ですけど、他の土地等のために損害が最も少ないものとは言えない場合というのは、どがんことですか。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。他人の土地であっても、例えば他人の住居の中を通ったりとか、他人の家とかを通過する場合は、最も少ないとは言えませんので、その場合は通知だけではできないということですね。

だから、そういう場合で、最も損害が少ないところであればということですので、例えば迂回して端っこを通らせてもらうとか、そういう場合じゃないと、この通知はできないとなっております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。

本案は原案どおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号「山都町水道事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第9 議案第83号 町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第9、議案第83号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明します。

議案第83号、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

行財政改革の一環として、令和5年4月1日以降の熊本県内及び宮崎県五ヶ瀬町への旅行に係る諸費の支払いを廃止するに当たり、関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページは、条例の改正文です。

今回の改正は、第1条において、町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の別表第2常勤職員の項中ただし書を改正するもので、第2条において、山都町職員等の旅費に関する条例の別表第1諸費の欄中ただし書を改正するものであります。

3枚目と4枚目までは新旧対照表となっています。新旧対照表に沿って説明をいたします。

3枚目を御覧ください。

第1条の条例において、旅費の額を定めております。別表第2の諸費のただし書において、現行では、町内は支給せず、熊本県内及び本町と隣接いたします五ヶ瀬町は550円となっているものを、改正後、熊本県内の全てと五ヶ瀬町において支給しないとするものです。

次に、4枚目では、第2条の条例において定めております別表第1の諸費のただし書において、第1条と同様、現行では、町内は支給せず、熊本県内及び本町と隣接する五ヶ瀬町は550円となっているものを、改正後、熊本県内の全てと五ヶ瀬町において支給しないとするものです。

次に、2枚目の改正文をお願いいたします。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第83号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号「町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第10 議案第84号 山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第10、議案第84号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第84号、山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

令和4年人事院勧告に伴い、山都町一般職の職員の給与に関する条例及び関係条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページは、条例の改正文です。

今回の改正は、第1条から第6条において、一般職の職員、任期付職員、町長、副町長及び教育長の給与について改正を行うものです。

それでは、議案資料において説明をいたします。

今回の改正のポイントは、1点目としては、国に準じて初任給及び若年層を対象に、平均0.3%給料を引き上げるもので、本年4月に遡り適用するものでございます。

2点目といたしましては、職員の勤勉手当を0.1月分、特別職の期末手当を0.05月分、12月期において引き上げるものでございます。

具体的には、職員の給料表において、初任給を高校卒業者で4,000円、大学卒業程度で3,000円引き上げることとしております。

また、若年層の職員が在籍する号俸について、所要の改定を行うものでございます。

さらに、医療職におきましても、行政職と均衡を図るために改正を行うものです。

次に、期末勤勉手当において、職員の勤勉手当を現行で年間4.3月分であるものを4.4月分に引き上げるものです。また、特別職においても、一般職に準じて、現行が年間2.55月分であるものを2.6月に引き上げるものでございます。

次に、3枚目の改正文をお願いいたします。

附則において、本条例は議決日において交付をされ、条文の第1条、第3条及び第5条において、給料表の改定及び本年度の支給率について、本年4月1日に遡り施行するものであります。

また、条文の第2条、第4条及び第6条において、令和5年度からの支給率を変更するため、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第84号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第84号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号「山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 発議第3号 山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、発議第3号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） 発議第3号について御説明申し上げます。

発議第3号、令和4年12月7日、山都町議会議長、藤澤和生様。

提出者、山都町議会議員、工藤文範。賛成者、山都町議会議員、吉川美加、同じく飯開政俊、同じく矢仁田秀典。

山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について。

上記議案を、地方自治法第112条及び山都町議会会議規則第14条第2項の規定により、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出します。

提出の理由。

令和4年人事院の勧告に伴い、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。

また、行財政改革の一環として、令和5年4月1日以降の熊本県内及び宮崎県五ヶ瀬町への旅行に係る諸費の支払いを廃止するに当たり、山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

改正する点は、令和4年12月の期末手当の率について、現行の1.275月を0.05月引き上げて、1.325月とし、令和5年4月1日以降の年間の期末手当の率について、現行の2.55月を0.05月引上げて2.6月とするものです。

また、令和5年4月1日以降の県内と宮崎県五ヶ瀬町への出張に係る諸費について、現行の1日当たり550円を廃止するものです。

以上です。全会一致での御同意をお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 発議第3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 公用車については、もちろん諸費とかありませんが、私用車についてはキロ幾らにつき、単価につき費用が支払われますが、最近、何度か出張がございました。その際、事務局が用意されましたバスがありましたが、バスに同乗しない議員、最近では、何か半数ぐらいしか乗車されなかったことがございました。そういった場合は、個人の私用があって、私用車で行かれるということですが、そういった場合の取扱いはどうなりますか。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） お答えします。バスを用意していて、所用で私用車で行かれた場合、その分の旅費は支給しておりません。

ただし、本庁並びに支所までの旅費については支給をしております。それはバスで行かれる方と私用車で行かれる方、同じ基準で設けております。

つまり、私用車で行かれる方は、本庁並びに支所から研修先までの旅費については支給をしております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） ごもったことだと思いますが、一つ私が心配するのは、その私用車で行っている途中、一番の目的は公的な出張で行くんですが、その過程で、例えば交通事故をしたりとかいった場合はどうなるのかなというのが一つ心配がありますので、その対応はどうなりますでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 議会事務局長、嶋田浩幸君。

○議会事務局長（嶋田浩幸君） 基本的には、現地まで行かれる分については保険の対象になるかと思えます。

ただし、そこを外れて、個人的な目的の場所に行かれる場合には、そこは外れてくるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第85号 山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第86号 山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について

日程第14 議案第87号 山都町職員の降給に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第12、議案第85号「山都町職員の定年等に関する条例の一部改正

について」、日程第13、議案第86号「山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について」、日程第14、議案第87号「山都町職員の降給に関する条例の制定について」は関連しますので、一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、説明いたします。

議案第85号、山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について。

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

地方公務員の定年が段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を内容とする、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページからは、条例の改正文と新旧対照表です。

次に、議案第86号です。

議案第86号、山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について。

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

本町職員の定年が段階的に引き上げられること、管理監督職勤務上限年齢による降任等、定年前再任用短時間勤務の制度を設けること等を内容とする山都町職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、関係条例を整理する必要があります。これが、この条例を提出する理由です。

次のページからは、条例の改正文と新旧対照表です。

次に、議案第87号です。

議案第87号、山都町職員の降給に関する条例の制定について。

山都町職員の降給に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理に関する条例により、山都町一般職の職員の給与に関する条例の一部が改正され、60歳に達した日以後における最初の4月1日以後の職員の給料月額を、当該職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額とする措置を降給とすること等のため、山都町職員の降給に関する条例を制定する必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページからは、条例文です。

それでは、議案第85号、議案第86号及び議案第87号は関連いたしますので、併せて説明をさせていただきます。

議案第85号の最後のページに資料を添付しておりますので、これに基づき説明をいたします。

①を御覧ください。

定年引上げにつきまして、令和5年度から施行されることから、令和5年度に60歳に到達する職員から定年の引上げとなりますので、令和6年3月末での定年による退職はなく、令和6年度までの任用となります。その後、1歳ずつ引上げとなりますので、昭和42年度生まれの職員以降は65歳定年となるものです。

次に、②について説明をいたします。

役職定年制とは、定年引上げに伴い、課長、支所長、事務局長、事務長及び審議員などの管理監督職の職員は、60歳に到達した最初の4月1日以降は、管理監督職以外の職とするものでございます。

次に、③について説明をいたします。

令和5年度以降に60歳を超えて、①の表の定年年齢の前に退職をした職員で、本人の希望において、短時間勤務での再任用職員としての勤務ができる制度でございます。

次に、④について説明をいたします。

令和5年度から定年引上げに伴い、令和5年度以降に60歳に到達する職員に対して、任用、給与及び退職手当等に関する情報を提供するとともに、勤務の意思確認を行わなければならないこととなっておりますので、その規定を設けるものでございます。

次に、⑤について説明をいたします。

60歳を超える職員の給料の月額を60歳前の7割程度とするものでございます。なお、管理監督職の職員は、②で説明しましたとおり、役職定年により、職務の降任に伴う降給した職員においても、同様に7割となるものでございます。

定年引上げになりますが、当分の間は、60歳に到達した職員は、定年前に退職する場合、現行の退職手当の措置を受けることができる特例が設けられているものでございます。

以上が、議案第85号、議案第86号の改正及び議案第87号の制定に関する内容でございます。

以上、説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第85号から議案第87号までの説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 3番の定年前再任用短時間勤務制の導入ということですが、これは、会計年度任用職員とまた別の制度になるということですかね。じゃあ、短時間とフルタイムと、再任用のときには選ぶことができるんでしょうか。ちょっとその辺、教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。今、4番議員のほうから御質問がありました

再任用職員につきましては、現在も、職員が定年をした後、年金の給付が始まるまでの間におきましては、現在も再任用職員として勤務をすることができておりますし、現に職員もおります。この再任用職員につきましても、現在はフルタイムと短時間勤務というのが選択できるものでございます。

先ほど申し上げましたこの定年前再任用短時間勤務というものが、今回、定年延長に伴いまして、本来であれば定年が上がりますけれども、フルタイムでの勤務よりも短時間任用を希望する場合においては、今使っています再任用職員と同じような制度の中で、退職後、短時間での再任用職員という形での任用になるということです。

定年延長された職員はそのまま職員という扱いですが、通常の職員ですね、私たちと同じ身分の職員となりますけれども、短時間勤務を求める職員については、再任用職員という位置づけになります。ですので、会計年度任用職員とはまた別の位置づけになります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっとお尋ねします。60歳で定年ですよ。65歳になった場合は、給料の7割になるわけですよ。そうするとき、退職金の計算とかいうのは下がってくるじゃないですか。7割に下がっていくし、倍率はどうなっちゃうか分からんけど、退職する人はそこ辺のところをよう考えてくださいとせないかんと思うばってんが、そこ辺のところはどういうふうになっておりますか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。退職金の算定につきましては、現在もですけれども、その最後のところでの基準とかではなくて、勤務期間トータルの中でその金額の計算はありますので、7割下がったので、その分下がるということではなくて、60までの勤務年数と勤務した間に積み立てたものもでございます。

今は60歳で定年する場合に退職手当が出ますけれども、仮に65歳まで勤務をするようになった職員は、また、そこから退職金が増える話ですので、そこで減るというような計算にはならない。いずれにせよ、算定については、規定に基づいてしっかり行っていくということになると思います。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** どうも定年が延びるということで、こればっか見ると、60歳から先は課長だった人は課長から降格しますよって、何か窓際に追いやられるような感じを受けるんですけども、本当だったら定年が延びたんだから、課長を65歳までできるというのが本当じゃないかって思うんですよ。給与問題も7割になるんじゃないかって、それは大体、何というか、職歴が伸びていくんだから、そのまま伸びていくのが本当じゃないかって思うんですが、山都町職員はこれで行ったとして、ほかのところはどうなんでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今回の定年引上げにつきましては、先ほど御説明しましたように、国家公務員のほうが、まずこれを導入するというに伴いまして、地方公務員においても、同等の措置を取ることになっております。

その中で、役職定年という制度も、今回、国も含めて実施されるということでございますので、それに準じて、全国的にこれは実施されるものでございますので、うちだけが違うということにはならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

12番、工藤文範君。

○12番（工藤文範君） これから行くと、⑤給与に関する措置ですけれども、60を超える職員の給料は7割ということですが、課長で60になった人は役職を外れるわけですよね。課長になられなかった人も、これで行くと、65まで雇わにゃんとかって話ですが、そのところはどげんなるんですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今回のこの職員の定年引上げにつきましては、これは先ほど言いましたように、国家公務員も地方公務員も含めて、全ての職員が対象となりますので、本人の希望退職以外は、定年引上げに基づいて勤務のほうをやるということになると思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

議案第85号「山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について」、これから議案第85号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号「山都町職員の定年等に関する条例の一部について」は、原案のとおり可決されました。

議案第86号「山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について」、これから議案第86号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号「山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に関する関係条例の整理について」は、原案のとおり可決されました。

議案第87号「山都町職員の降給に関する条例の制定について」、これから議案第87号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号「山都町職員の降給に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

---

散会 午前11時17分

12 月 13 日（火曜日）

令和4年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年12月7日午前10時0分招集
2. 令和4年12月13日午前10時0分開議
3. 令和4年12月13日午後3時13分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第7日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 3番 眞原 誠議員
- 6番 矢仁田秀典議員
- 4番 西田由未子議員
- 10番 吉川美加議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩
監 査 委 員	志 賀 美 枝 子		

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 一般質問**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、一般質問を行います。

7人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、明日3人したいと思います。順番に発言を許します。

3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 皆様、おはようございます。3番議員の眞原誠です。

本日12月13日ですが、令和4年も残すところ、あと2週間少しくなってきました。師走を実感している毎日ですが、そんな中、今現在開催中のFIFAワールドカップ、これはどのくらいの方が見ていらっしゃるでしょうか。日本代表が、予選リーグで強豪のドイツ、そしてスペインに勝ち、大活躍をしました。決勝トーナメントでは、惜しくも、1回戦で敗退したものの、選手たちの活躍というのは、私たちに大きな勇気を与えてくれました。

私も、ちょっと身の回りで、ちょっと自分に都合の悪いようなことが起こっても、スペインに勝ったから、いいかと思っ、気持ちを次に切り替えるような、そういうことも多々ありました。

勝ち残った各国の代表は、今も頂点を目指して、すばらしい試合を披露してくれています。早速今日の夜ですとか、あしたの明け方、また、準決勝の試合が控えているかと思えます。

ただ実生活に目を向けてみますと、世界情勢の急変、これの悪影響というのがいまだに続いていまして、物価高騰に国民の皆さんが苦しむ、そんな世の中になっています。生活の維持、企業活動も、所得や売上げが伸びない中で、コストの上昇、これは自助とか、自己責任とか、そういったものの範囲を超えています。

こうした世相は、人の感情を荒廃させて、分断を招いて、社会の不安定が加速していき、国の様々な安全保障といったものも足元から崩れていきます。

政府にはぜひ、不況対策を徹底してもらって、我々地方公共団体はその実働役として、民間の企業活動や地域住民の皆様の生活を支援していかねばならないと強く感じています。

さて、今回は安全保障の中でも、私たちの生命維持に直結します食料、これの安全保障の観点から、山都町の農業の役割を考えてみたいと思い、質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問台に移って質問いたします。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 農業に関する質問の前に、10月の臨時議会で議決されましたキャッシュレス決済ポイント還元事業、これについて、事業の時期が近づいてまいりましたので、何点かお伺いしたいと思います。

まず、この事業の委託料として、およそ2,500万円ほどが計上されていまして。委託先はどこに決定されたのでしょうか。委託先がそこになった理由も併せてお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） おはようございます。それでは、お答えします。10月の臨時議会にて議決いただきましたキャッシュレス決済ポイント還元事業の委託先については、P a y P a y株式会社、東京都にございますが、委託をしております。

業者選定につきましては、キャッシュレス決済サービス利用可能店舗が町内で154店舗と、令和2年に実施しました山都町応援商品券事業の登録事業者213事業者の約7割以上が、既に加わっていること、県内では、玉名市、菊池市、長洲町、甲佐町で、同様のポイント還元事業の実績があります。かつ、全国的に事業を展開しているということで、P a y P a y株式会社を選定したところです。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 加盟店が154店舗ということで、以前私が聞いてたときよりも随分増えたなという印象を受けます。

この事業は、物価高騰重点支援地方交付金、いわゆる物価対策をした交付金を活用した事業ですけれども、この事業の内容につきまして、もう一度確認させてほしいと思います。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） お答えします。事業の内容につきましては、まず、狙いからお答えしたいと思います。

狙いは3点ございます。

1点目は長引く新型コロナウイルス感染症及び今般のエネルギー、食料価格等の物価高騰の影響を受けている町内の事業者、並びに町民の生活支援を行うこと。

2点目は、閑散期となる冬季の消費喚起及び地域観光業支援のために行うものです。

3点目は、マイナポイント、マイナンバーカードの取得と、積極的な利用促進及び今後のDX推進におけるキャッシュレス化の普及並びに住民理解の推進を図るものです。

概要といたしましては、1回のお買物で3割のポイントが還元されるということです。上限は3,000円で、1人当たり、1回当たり3,000円で、1人当たり2万円を上限としております。

以上でございます。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） 理由といたしますか、狙いが3点ということで、まずは物価対策として、消費者の方を支援すると。あとは、事業者の方にもその支援の輪が広がるということで、あとは

冬の閑散期の商業、観光業を喚起していく。あとは、DXの推進。消費に対して3割ポイント還元されますという今の御説明だったんですが、これはすいません、私も、理解していますので、もう一度確認ですが、いわゆるあれですね。キャッシュレス決済、現金決済ではなくて、お金を払うのもその紙幣とか硬貨とか、お金を払うのではなく、キャッシュレス決済でした場合に、しかもこのPayPayさんの事業、この受託事業者のシステムを通して、キャッシュレス決済をすると、ポイントとして3割分が還元されると。そういう理解でよろしいのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。今、議員がおっしゃったとおり、キャッシュレス決済で買物をしたときに、ポイントとして還元されるものでございます。現金で買物ということではございません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** すいません、タイトルがキャッシュレス決済ポイントの還元事業なので当然そうなんですが、一応確認させていただきました。

となると、このポイント還元を受けるためには、当然ながらスマートフォンを活用して、店舗で今御説明あったとおり、キャッシュレス決済を行う必要があるというわけですが、一般的に高齢な方ほど、こういったデジタル機器への活用というのが苦手とする傾向があると思います。

町民の皆さんに、先ほどのその理由といいますか、狙いがあったとおり、町民の皆様の消費を支援するというのであれば、できるだけ等しく多くの方にこの事業の恩恵が行き渡るようにする必要があると思うのですが、そのためには、デジタル機器の活用を苦手となさる方々へのフォローというのも非常に重要なポイントだと思うのですが、その辺の対策というのは何か考えてあるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。高齢者を含めましたスマホ等の操作に不慣れな方に対しては、二つの支援策を実施いたします。

まず1点目、委託事業者でありますPayPay株式会社が本事業に合わせて開催するスマホ決済体験講座です。12月23日に蘇陽で、26日に清和地区、1月10日に矢部で開催を予定しております。スマホは持っているが、キャッシュレス決済の使い方が分からないという人向けに実施いたします。

2点目です。現在、マイナポイント支援窓口として、矢部地区で水曜日、清和地区で月曜日、蘇陽地区で金曜日に、マイナポイントの付与サポート業務を今月から来年2月まで行うこととしております。

また、期間中、各地区2回ずつ、商業施設での休日申請窓口も行います。この分に関しましては、国が付与するマイナポイントを無駄にすることなく使っていただくための支援ではありますが、今回のキャッシュレス決済ポイント還元事業に関するお問合せについても柔軟に対応できるよう、お願いしているところです。

12月から始まっておりますので、今6回行ってありますが、現在のところ、合計で35名の方が来られております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** この事業の受託なさった事業者の方が体験講座を開かれるということで、ぜひ多くの方に活用いただければと思います。気になるのは、矢部地区が1月10日というふうにおっしゃられましたので、このポイント還元事業の開催の期間中にも入っていますよね。なので、その辺少し若干気にはなりますが、いずれにしても、丁寧に講座を開いていただいて、そういうところを御利用いただきながら、あとはマイナポイントを今課長の御答弁にもありましたけれども、国が付与するポイントはぜひしっかりと獲得していただいて、皆様の消費活動の消費の一助になるように活用してもらえればと思います。

ここはぜひしっかりと行政のほうでも支援していただいて、町民の皆さんがちゃんと利用できるようにしていただきたいと思います。

そして、利用なさる町民の皆さんが等しく恩恵を受けるということになれば、消費行動を消費活動の中に、必ずこの事業が適用されている店舗があるということにしないと、ふだん使っているお店で活用できてないというか、これが導入されてないと、なかなか恩恵にあずからないということになると思いますが、加盟店を多くしていくという、そういったものに対する取組というのは何かなさっているのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。現在Pay Payが利用できる町内の店舗は、154店舗ほどございます。加入されていない事業者については、個別に受託業者から今回のポイント還元事業の説明や加入へのお誘いがあります。

町としては、ホームページへの掲載とチラシの配布を行っているところです。導入する経費もかかりませんので、この機会にぜひ御加入いただきたいというふうに思います。

それと加盟店舗については、キャッシュレス決済ポイント還元事業というのぼりを設置するようにしております。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** せっかくといたしますが、国のほうが物価対策として交付金を配布していただいて、それを活用する事業ですので、ぜひ多くの町民の皆さんの消費の活動、消費の支援につながるようになればいいと思います。

では、次の質問に移ります。

最近では、冒頭にも安全保障という言葉を使いましたが、食料安全保障という言葉も頻繁に聞くようになりました。食料安全保障は国民の食料に関する安全保障の話ですが、食料自給率というものも、これは以前から課題視されてはいたけれども、今の輸入品目の物価の高騰、これが国民生活に与える悪い影響というのが、最近、ふだん生活していて実感として分かるような事態

になっていまして、政府のほうも改善に向けての取組を強化しているようです。私たち国民の食がやはり外国に依存しているということの危険性を再認識しなければならないなと思っています。

そこで質問いたしますが、この日本の食料自給率、これはどのように推移しているのでしょうか。また、山都町の食料自給率、こちらに関しても、もしデータがあれば教えてほしいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。まず最初に、国の食料自給率の推移についてお答えをいたします。

カロリーベースの食料自給率につきましては、昭和40年度に73%あったものが、昭和60年度には59%、平成17年度には40%、令和3年度は38%となっております。

本町の食料自給率についてですが、千葉大学とNPO法人環境エネルギー政策研究所が出している報告書を見ますと、平成29年度が188.1%、令和3年度が185.2%となっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** やはり報道でも、食料自給率の数字なんていうのはよく出ていますけれども、その推移を伺いますと、昭和40年代から60年代、平成17年度、やっぱり右肩下がりで下がってきているというのは、ある意味、何て言うんですかね、外国との貿易が盛んになってくれば当然そうなるのかなとも思いますけれども、ひとたび、今のような事態になりますと、これが国民の食を脅かすような状況になっているんだなと改めて思います。

手元に私もちょっとデータがあるので、御紹介しておきますと、農水省がホームページに載せていますデータで、2019年度の諸外国の品目別自給率というのがあったんですが、穀類を見ますと、アメリカが116%、カナダが185%、ドイツ、工業国のドイツですら101%、フランスは農業国ですが187%あるんですよね。スウェーデンですら137%と、皆100%を超えている中で、何と日本28%なんです。穀類はやはり戦略物資としてヨーロッパ諸国は認識しているようで、やっぱり自国民を飢えさせないという戦略の上でやっているんだなというのが、こういう数値からも分かるなと思ったところです。

話を山都町に戻していきますと、農業というのは我が町の基幹産業ですけれども、単に町の経済を支える基幹産業だというだけではなくて、国民の食を支えているんだということが、先ほどの山都町の食料自給率188%というのを伺いしても、理解できるなと思います。

この日本の食料自給率をやっぱり上げていかなければいけないという世の中の議論になっていきますが、ここ山都町においても、その生産量を上げていくということが国策につながっていくんだろうと感じます。

そんな中で、この山都町におきまして、耕作放棄地、既に耕作をなさっていないところ、田んぼで米を作らなくなったところとかもあるかと思うんですが、この現状について、町はどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

あと、課題解決に向けた何か取組等も行っていられれば、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。耕作放棄地の調査は行っておりませんので、農業委員会が年1回実施しております農地利用の意向調査におきまして、遊休農地の状況を調査しておりますので、そのデータによりますと、令和元年度の遊休農地が380ヘクタール、令和2年度が378ヘクタール、令和3年度が513ヘクタールとなっております。遊休農地イコール耕作放棄地ではありませんけれども、増加傾向にあると考えています。

耕作放棄地の対策につきましては、農地の担い手が減少する中、利用可能な農地については、農地中間管理機構が実施します機構集積協力金事業等を活用しながら、担い手への集積を熊本県農業公社と連携しながら取り組んでまいりたいと思っております。

また、利用状況調査、農地パトロール等により、現況が農地に復元するための物理的な条件が困難な農地につきましては、非農地としての判断を行い、現状に即した地目への変更を進めてまいります。

今後も生産性が向上出来る優良農地を守っていく取組を実施してまいりたいと考えています。

さらに、集落ぐるみで農地を守る、人・農地プランの作成支援や中山間地域直接支払い制度の活用、集落営農組織の強化を推進しながら、農地の保全に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 3番、眞原誠君。

○3番（眞原 誠君） いろんな機関と協力しながら、山都町の農地、これを有効に活用できるように取り組んでいらっしゃるというのは、今お伺いしても分かります。各集落、山都町のいろんな集落におきまして、集落営農はじめ、農地をしっかりと守っていくと、生産活動を維持していこうと、皆さんも頑張っていると思いますので、そうした皆さんの取組をきちんと支援していただきたいなというふうに思います。それはそちらのほうでしっかりと続けていっていただきながら、農業生産物、先ほど何というか、遊休地が増加傾向にあるというお話でしたが、山都町における農産物の生産量というのはどうなんでしょうかね。どのように推移しているのでしょうか。

もしデータがあれば、教えていただきたいですし、食料安全保障という視点を抜いても、基幹産業である農業の拡大というのは、ここ山都町の地方創生政策の要になってくると思っておりますので、生産者の数ですとか、あとは生産量、これを増やすということを目的にして、取組がなされているんだろうと思います。どういうことを取組なさっているのかも併せてお伺いできればと思います。

他県では、自治体やJAと連携して、トレーニングファームという名前だったと思いますけれども、何か農業研修事業なども展開しているようですけれども、熊本県ではそういった連携事業があるのかどうか。もし御存じだったら、そちらも併せて教えてください。お願いします。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えいたします。本町の主たる農産物の直近5年間の生産量の推移についてお答えをいたします。

まず、米ですけれども、平成29年に3,696トンありましたものが、令和3年度には2,804トンと、気象条件等もあると思いますが、減少をしております。

次に、トマトですが、おおむね4,400トンを維持しております。

次に、キャベツでございますけれども、これもおおむね3,400トンを維持しております。

次に、イチゴですが、これも225トンを維持をしているところでございます。

主なものは以上でございますけれども、今後も熊本県やJAと協力しながら、農業者の所得向上につながるような、山都町の農産物のブランド価値を高めるとともに、農業の担い手の確保のため、山都町担い手協議会において行っております新規就農者研修の充実を図っていきたいと考えております。

トレーニンクファームにつきましては、佐賀県で実施されておると聞いておりますけれども、熊本県には農業大学校がありまして、次の世代を担う優れた農業経営者の養成が行われているところです。

また、社会人が学ぶ新規就農支援研修等も実施されております。

そのほか、熊本県が組織します熊本県担い手総合支援協議会には、県内20の機関が就農研修機関として登録されておりまして、新規就農者に向けた研修が行われているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 他県のような、何というんでしょう、一つの形としてのトレーニンクファームというのはなくても、熊本県では様々ないろんな機関のほうでやっていたらいいんじゃないかなというの、お伺いして分かりました。

お米の生産量の減少というのは、やはりちょっと気になるころではありますけれども、令和3年度のデータではありますけれども、恐らく今農水省も、ちゃんとその現状に関して打開をしなければいけないということで、政策を打っていると思いますので、町のほうもそうした国の取組に呼応するような形で、伸びていったらいいなというふうに思うところです。

先ほども申し上げましたように、穀類は食料安全保障でいえば戦略物資になりますので、これをしっかり自国で供給できるような体制を取っていかなければいけないんだろうと、一般的には思います。

お米に関しては昔からいろいろ事情があって、自給率を上げていくのはなかなか難しいんだということも聞いたことはあるんですけども、外交政策上のいろいろな話がある中で、しかしながら、いざというときに、国民が飢えないようにしておくというのは大事なことかなと思いますので、そうした国の様相がある中においても、ここ山都町はきちんと米の生産が維持できるようにしていったらいいなというのは1議員として思うところです。

次の質問ですが、物価高騰の話を先にもいたしましたけれども、あらゆる産業において、物価高騰、コストの上昇で苦しんでいますが、農業の生産活動におきましても、化成肥料や飼料の高騰、これが大きな問題になっております。日本全体のその実態というのが問題だ問題だというのはよく私も聞きますが、実際に実態としてどんな状況になっているのかというのを町のほうで把

握なさっていたら、教えてほしいと思います。

それと、国全体の様相もそうなのですが、山都町の生産者の皆さん、こちらの状況も教えていただきたいと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。議員おっしゃるとおり、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加えまして、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響によりまして、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰しております。町内生産者も、大きな影響を受けているものと思われまます。JA等にお聞きしましても、野菜等の生産物販売価格は変わらないのに、各種肥料の価格や畜産におけます配合飼料の価格等が平均で1.5倍ほどになっておるといことで、農業経営を圧迫していると聞いております。その他燃料価格や各種資材等についても高騰しておりまして、経営環境は厳しさを増しているところと考えておるところです。

現在のところ、国が示しております肥料価格の上昇率は1.4となっておりますので、前年が100万円の肥料代とするならば、今年は140万円の肥料代であるということになるかと思ひます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 1.5倍、1.4倍上がるというのは、相当経営を圧迫するなというふうには、数字だけ聞いてても思ひます。肥料、飼料だけじゃなくて燃料なども同時に上がりますので、これやはり所得が上がっていかないと、とてもカバーできないところだろうと思ひます。全国がそういうことで、町内の生産者の皆さんも状況は同じだろうと推測します。

そんな中、町のほうでも、肥料高騰対策支援事業が始まるかと思ひます。始まりますよね。こちらの内容と事業開始に向けた現在の状況を教えてほしいと思ひます。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。まず、国の肥料価格高騰対策事業について御説明をいたします。

肥料価格の高騰によりまして、農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けた取組を二つ以上実施する農業者に対し、肥料価格の上昇分の7割に対して支援が行われます。申請におきましては、5人以上でのグループ申請となっております。

支援金の算定につきましては、当年の肥料費、前年からの肥料価格の上昇率、現在のところ1.4ですね。施肥コストの低減率0.9から算出をいたします。当年の肥料費を肥料価格の上昇率で割り、さらに、施肥コストの低減率で割った値を当年の肥料費から差し引いた値に0.7を掛けたものが支援額となります。

次に、町の支援としましては、ただいま説明しました国の支援に対しまして、15%を上乗せする支援内容となっております。併せて、熊本県におきましても、15%の上乗せ支援が実施される所です。仮に40万円、前年価格から肥料価格が増加した場合、国から20万2,000円、町から4万3,000円、県から4万3,000円となり、合計の28万8,000円が支援額になるかと思ひます。

申請方法につきましては、農業者への負担がかからないように、現在熊本県とすり合わせを行っているところでございます。はっきりとした段階で、農業者の皆様には周知をしまいたいとと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今御説明を聞いて、もう少し深く突っ込んで質問というか、教えていただきたいところあるんですが、化学肥料の低減策を2項目以上実施して、なおかつ5名以上のグループでの申請ということでしたけれども、元々、私の認識では、山都町では、化学肥料の使用料というのはなるべく少なくしようとなさっている生産者の方が多いと思うんですけども、どうなのでしょう。さらに低減させようとする……、何というんですかね。施策といいますか、いわゆるこの補助を受けるためになさねばならない条件をクリアするためのポイントというか、努力項目というのは、ほかの山都町以外の方々よりも、印象的な話ですけど、不利な気がするんですが、その辺どうなのでしょう。皆さん、ちゃんと活用できるような状況なのかなというのをどのようにお思いか教えてほしいんですが。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えいたします。議員おっしゃるとおりかと思えます。既に山都町においては、肥料の低減については、積極的に取り組んできていただいているものと思えます。一応、国のほうでは、現在の取組についても一つの取組項目としてカウントしてもいいですよというお話を現在のところ聞いておるところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** では、今の取組に加えて新たにではなくて、今現在、化学肥料の低減に向けて取り組んでいることもカウントできるということで、少し安心したところです。ぜひ皆さんが、多くの生産者の方が、この事業の恩恵を受けられるようにしていってほしいと思います。

続きまして、そうした化学肥料の高騰を受けてから、畜産業から出てきます鶏ふんや牛糞、こちらに対する需要が高まっているというふうにも聞いています。町内の何件かの事業者さんから聞きました。

現在のような世界情勢になりますと、環境的な視点で目指していた循環型の農業というのが、実はコスト対策にもつながっているんだなど、今のお話を聞いて実感したところなんですが、農林水産省が掲げますみどりの食料システム戦略では、サブタイトルを見ますと、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するというふうに書いてありました。まさに今、農業全体が置かれている状況を解決するために目指していくべき一つの方角性なのかなと思われま。

そこでお伺いしますが、国の補正予算で用意されましたみどりの食料システム戦略の各事業、メニューがありますが、ここ山都町が活用できるようなメニューというのは何かあるのでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** 令和4年度より有機農業産地づくり推進緊急対策事業というのを活用しながら、有機農産物の生産、流通、消費、それぞれの拡大に向けて、山都町有機農業協議会等と連携しながら取組を行っているところです。

みどりの食料システム戦略事業には様々な多くの事業がありますけれども、民間企業を含んでの実証、普及に係る事業が主なものとなっております。

山都町としましては、令和5年度も引き続き有機農業産地づくり推進緊急対策事業を活用しながら、先ほど議員のほうもおっしゃいました鶏ふんとか堆肥等につきましても、どうにかできるんじゃないかというふうに考えておりますので、引き続き取組を進めてまいりたいというふうに思っているところです。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** みどりの食料システム戦略は、中身を私もちょっと詳しく見させていただきましたけれども、オーガニック、有機というのが全面には立っているものの、その根底にはやはり循環型というか、地域で回していくような農業のシステムづくりや、化学肥料等に極端に依存しない。そういう理念というのが詰め込まれているように思います。

なので、農業全体に影響する取組だろうと思いますので、これから国の示す戦略も形は変わってくるかもしれませんが、そんな中で、町もそうした戦略を有効活用しながら、この山都町の農業がしっかりと持続しながら、基幹産業であり、なおかつ日本の食をしっかりと守っていけるような、そういう産業につながっていけばいいなと思います。

日本の食料安全保障というのは決して万全な状況ではないですが、だからこそ、今、政府はそこを取組項目に入れながら進めているわけですが、そんな中、現在農業に従事なさっている方々というのは、その安全保障の重要な担い手としてとても大切だと今般再認識したところです。

そうした生産者の方々を支援しながら、そして産業の育成につなげていくために、梅田町長、今現在どういう方針をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** おはようございます。今、眞原議員から農業政策に対する貴重な御意見等をいただいたところでございますが、今、山都町の基幹産業である農業、特に先ほどありますように、生産高、販売高、主要作物においては伸びておるといふ思いであります。米について少し生産量が下がるといふようなことでございますが、これについては、また、ウンカの被害、いろんな被害等々あった部分が大きいんじゃないかなという思いであります。

そうした中で、山都の農業をどうするかというようなことが一番であります。有機農業を推進するのも非常に大切なことでございますが、慣行の農業をしていただいております皆さんを伸ばすことによって、活性化ができるという思いであります。

今年、聞きますと、トマトにつきましては、例年にない豊作で、高価格で販売ができたという報告も受けておるところでありますし、全体的にも夏秋野菜はよかったというようなことであります。

そうした中で、今回、政府も、みどりの食料システム戦略という形の中で、我々が目指しております有機農業に近いような形の取組は、国を挙げて始まっているというようなことでございますので、これを我々町の行政の中に取り入れていながらやっていきたいという思いであります。

先ほど眞原議員からありましたように、化学肥料の使用量が山都町は少ないんじゃないかなという話の中で、不利な今回の非常対策じゃないかなという話でございますが、それもあろうかなと思っておりますが、それ以上に、やはりもっと農家の皆さんが使いやすい有機の堆肥、堆肥等々の生産設備等々も拡充をしながらという思いであります。

私も、先月と今月、オーガニックビレッジの全国集会、それから、学校給食のオーガニックの集会に参加をさせていただきました。特に学校給食においては、もう一番早い取組を山都町はしとるとじゃないかなという思いであります。全国各地、そしてまた世界的にも先に進んだところいっぱいあります。もっとも我々も真摯に受け止めながら、取り組んでいかなんという思いであります。それと同時に、オーガニックビレッジの全国集会でも、いろんな取組の発表があったところであります。

我々は50年前からという思いを早く打ち切った中で、今後新しいといえますか、今までは継続は十分していくわけでございますが、このみどりの食糧システム戦略にのっとった中での取組もしていきたいなという思いであります。そのためには、有機堆肥の生産等々につきましても、担当者ともいろんな直接話ができましたし、野村農林水産大臣、そして藤木政務官ともいろんな話ことができました。

そういう部分の中で、期待をされている我が山都町でありますので、そういうことも含めた中で、来年度予算に盛り込まれる分が早く盛り上がった中で進めていきたいという思いであります。

そうした中で、先ほど、食料の自給率のお話がありました。私もずっとJA出身の中で、農業団体だけが声を太くしておりましたが、今、まだ議員の言われるような人たちが増えてくれば、日本も少し変わるんじゃないかなあという思いであります。

先般、山下惣一さんの本を読みました。本当にばかにされた中での農業人生だったじゃないかな。小麦も、大豆も、肉も、油も、金が有り余っているから安いのを買えばいいと、石炭もでございます。そういう風潮がずっと今日まで続いております。

ウクライナがウクライナがと、今大騒ぎをされておりますが、ウクライナはただ一つのまだまだ小さな問題じゃないかなという思いであります。我が国の農政の根本を変えなくと、農政を変える前に、国民の皆さん、町民の皆さんの意識を変えんと、食料自給率なんか何ば言いよつとだろかなという話になるんじゃないかなという思いであります。

山都町の食料自給率が先ほど250数%とありましたが、これでも、何人の2.5倍ですので、1万3,000人の2.5倍しか養われんというのが事実であります。そういう部分を含めながら、食料自給率が何かと、食料安保が何かというのをもう少しみんなで考えていく。今回のウクライナの戦争は、我々に課題を投げかけた問題じゃないかなという思いであります。

これはこれでございますが、山都町の今後の未来につきましては、今、集落営農組織の中で、中山間地の小規模な農地の開発をしていただいております。順次計画が今挙がっておるところで

ございますので、誰でもいつでも農業に参入できるような田畑の整備をしながらしていきたいという思いでいます。

先般、町外から来ておられます農業者の方を訪問しました。本当にびっくりするような考えの中で、農業をされておられます。そして、地域に溶け込んだ中で農業をしていただいております。若い30代の方がほとんどでございました。子どもさんも、2人3人とおられる。皆さんが本当に地域の中で一生懸命していただいておりますので、そういう方々を支援すると同時に、今、先ほど言いますキャベツだったり、トマトだったり、キュウリであったり、いろんな環境の農業をされている農業者の若い方々が取り組んでいかれるような環境づくり、そのために、先ほど言いましたように、耕地の整理をしたり、また、いろんな補助事業だったり、使いやすい事業を順次進めながら、受皿を作り、今の生産量、販売高をもっともっと伸ばすような取組をしていかないかんという思いでおりますので、皆さん方にも、いろんな部分で御支援をいただきながらやっていきたいと思っています。ぜひ、いろんな知恵と提案をしていただければなという思いでおります。よろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今、町長のほうから、農業に関して日本の食を守るということで、山都町の置かれているその役割とか、そういうのもひしひしとを感じるような御答弁をいただきました。

生産者の皆さんも、本当に我々の食を支えていただいておりますので、そういう皆さんの生産活動がますます盛んになっていくように、今苦しい時期ではありますけれども、国、県、あるいはJAさんとも連携しながら、町が進んでいけたらいいなと、町の農業政策が進んでいけたらいいなと感じました。

続きまして、最後の質問に行きます。さきの9月の定例会では、住宅政策について質問をいたしております。町の活性化のためには、人口減少に歯止めをかけねばならないと。そのためには、まず住むところが必要で、集合住宅への投資ですとか、宅地の造成販売、あるいは空き家の活用、こうしたことを官民で進める必要があるのだという話ができただけかなと思います。

9月の定例会の私の質問に対しまして、企業の拠点づくり、実行計画策定業務の説明を受けているのですが、そのときは質問しませんでしたけれども、今年度の実績というのはどのようになっていますでしょうか。お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。企業の拠点づくり、実行計画策定業務は、昨年度実施いたしました企業の地方拠点づくり事業調査分析業務において、山都町と親和性が高く、今後、山都町への進出や連携の可能性が高いと判断した4社について、さらに、戦略的かつ効果的に企業進出の促進を図るために実施している事業です。併せて、企業進出の際の住まいに関する要望などを調査し、空き家の改修案などについて方向性を示すこととしております。

今年度の実績としましては、昨年度選出しました4社に対して、継続的に情報交換を行い、さらに親和性を深め、それぞれ山都町を訪問していただいております。また、その4社以外にも、

山都町へ進出したいと興味を持っておられる企業に対しまして、丁寧にヒアリングを行い、現地案内や関係者へのつなぎなどを行っているところです。来庁いただいた際には、各企業の業務内容や強みに合わせ、山都町内で連携の可能性がある企業や団体等とマッチングを行い、丁寧にコーディネートし、サテライトオフィスを案内した上で、その利活用について企業の視点から御意見をいただくなどしております。それらの御意見は、今後、実行計画のほうへ反映させることとしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 企業の方々の進出に関してヒアリングを行っていらっしゃるということでしたが、ちょっと関連で教えていただきたいんですけども、例えばどのような分野の企業の方がここ山都町に興味を持っていらっしゃるのか、教えていただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。まず、今年の6月議会でも御紹介いたしましたアイガモロボットの実証実験で来られました有機米デザインさん、また、木材等のデジタル加工機械を販売されておりますVUIILDという企業、その他、全国市町村の関係人口づくりなどで情報発信をされておりますソトコトというメディアなどが対象の事業所となっております。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** お伺いしますと、そうですね。山都町ですので、元よりある林業、あるいは農業、ここにITですかね。デジタル技術を絡めたり、あと情報発信というところが興味を持たれているということなんですね。理解しました。

そうしますと、先ほど、空き家の住まいを供給するということで、空き家の利活用の御意見もいただいているというお話だったんですが、9月の定例会の質問の中ではサブリース、これの導入についても言及なさっていたと思いますが、これの検討状況というのは今どのようになっていますか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。サブリース事業とは、空き家を町や民間企業などが一旦借り上げ、改修して貸し出す事業で、県内においても、移住定住用のお試し住宅やワーケーションなどの短期的な滞在住宅として活用している事例があります。

本町においては、企業進出時の住居、滞在先としての利用などを視野に、サブリースの可能性を検討するため、空き家バンクに登録された空き家を会場に、ワークショップを開催いたしました。

ワークショップでは、空き家の所有者にも同席いただきまして、所有者の御意向も十分に汲みながら、その利活用についてアイデア出しを行い、町内外の企業から有効的な提案をいただくことができました。

それらを踏まえまして、今年度末には、企業の拠点として活用する空き家等の運用方法について

て、方向性を示すこととしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 有効な取組がなされているというふうに向いました。ぜひ期待していきたいと思えます。

空き家対策の話でいきますと、空家等対策計画、こちらの策定業務を進めていらっしゃるということでしたので、現状どうかお伺いしたいんですが、空き家や空き店舗というのは、単に活用できてなくてもったいないというだけではなくて、老朽化による倒壊ですとか、あるいは景観の悪化ですね。あるいは、不審者による治安悪化、こうした様々な危険が指摘されているところですね。国でも、平成27年に空家等対策特別措置法というのが完全施行されています。管理不全な空き家、こちらがきちんと対策するということが重要だと。そういう観点から法整備されているんですが、山都町において、こうした管理がなかなか難しい空き家等に対して、対策というのは何か具現化しているんでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。空き家の適正管理につきましては、先ほど議員もおっしゃられました空家等対策の推進に関する特別措置法によりまして、町も空家等対策計画を策定し、適正な管理をするように求められております。

具体的には、空き家等を地域資源として捉えた活用の促進、空き家にしないための予防や適正管理の推進、管理がされずに放置されている危険な空き家等に対応する安心安全の確保について、計画に位置づけ、総合的に取り組む必要があります。

これまで、空き家の有効活用についての関係課と連携しながら進めてまいりましたが、今後、総合的に空き家対策を行っていくには、改めて、各課、各係の役割を明確にし、連携して実施していく必要があります。

そこで、計画策定に当たっては、役場内に連絡会を設置し、関係課の担当者も含め、計画内容の検討と、既に問題となっている町内の管理不全空き家の事例検証などを行っております。

また、お尋ねのありました管理不全な空き家等に対する対応につきましては、空き家の適正管理をしない所有者に対して、その空き家を特定空家と指定した上で、助言、指導、勧告、命令、行政代執行と、順を追って手続を進めることができるよう、ガイドラインが示されております。

本町におきましても、ガイドラインに沿った運用ができるよう、今年度策定いたします空家等対策計画に基づき、有識者を交えた空き家等対策協議会を設置しまして、適正な対応ができるよう準備を進めてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 報道などを見ますと、熊本市のほうでは行政代執行を行って、なかなか進まない空き家の対策というのをやっているというのは聞いたことがあります。

山都町において、そういう物件事例がどの程度あるのかというのは、調査なさっているという

ことでしたけれども、なるべくそうしたものも早く進んでいきまして、皆さんが安心して生活できる、そういう地域づくりになればいいなというふうに思います。

では、最後にですが、こうした空き家の利活用というのは、商業や農業、そうした産業の担い手の受皿づくりでもあるかと思います。確かにほとんどの空き家というのは、民間、個人の方が所有するものですので、町が直接どうこうできるものというのではないですけれども、しかしながら、まちづくりとして、所有者の方々の協力を得ながら進める必要があるのかなと思います。

この辺りに関して、町長、今どのようにお考えで、進めていこうと思っていच्छやるか、方針をお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、空き家対策を特に商業の方、農業の方ということもありましたが、まずは、やはり空き家を早く把握をしながらやって、今、一時滞在住宅として活用しているのも、ほとんどそういう部分をせにやならんのかなという思いであります。

去年につきましては、矢部小の教職員住宅をそのような形で、今利用していただいとるというようなことであります。

先般、埼玉県から若い人が、風呂もない、何もないところのアパートに住んでおりますというようなことでもございました。早く一人前の農業者になりたいという意欲のある方が、そういう住宅に住んで、今、農家の実習へ行っておるといようなことでもございますので、そういう方々のためにも、早い時期に……。物件はたくさんあるといようなことでもございますので、開始をしながら、借りていただけるような早い状況下にしていきたいという思いであります。これが一番の課題じゃないかなと思っておるところでございます。

今回、議会に提出をします下市の若者住宅につきましても、もう少し早い時期にすればよかったかなという思いであります。聞きますと、やはりあそこに住んで農業に行きたいと、そういう方々もおられるといようなことでもございますので、そういう需要がある部分には、やはり町営住宅としてのまた、いろんな住宅線の建設等々も、今後視野に入れた中で進めていきたいという思いであります。

それと、先ほど、長崎課長、実績の報告をしませんでしたが、昨日、私も、調印の印鑑を押しました。白糸第一小学校跡地に、給食棟に新しい企業が来年の4月からと、もう賃貸料も決めておりますので、恐らく、必ず来ていただくものという思いであります。そういう企業も進出をしていただくような今状況下にあるかなという思いであります。

そのためにも、住宅の整備は喫緊の課題だという思いでありますので、今後早急に検討する前に動くような体制をつくっていききたいという思いであります。

**○議長（藤澤和生君）** 3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** これまでの様々な取組が、今ここに来てようやく実を結びつつあるのだなあとと思います。今、梅田町長の御答弁にもありましたように、サテライトオフィスのほうに企業が進出して来られるということは、うれしいニュースだったと思います。

世の中がこうやって厳しい状況であるからこそ、地方公共団体、我々町が一丸となって、いろ

いろな課題に取り組んでいく。そういう地域づくりが進んでいけばいいなと思ったところです。

それでは、本日、私の質問は以上になります。これで終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、3番、眞原誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時0分

再開 午前11時10分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** おはようございます。6番議員の矢仁田秀典でございます。今日も、私のためにたくさんの方に傍聴に来ていただきまして、ありがとうございます。

今年もあっという間に12月、残りも少なくなりました。今年もいろいろありました。ロシアのウクライナ侵攻、いまだに終息が見えません。戦争はいけません。一刻も早い収束を願いたいと思います。

悪いことばかりではありません。熊本人にとっては、プロ野球のヤクルトスワローズの村上宗隆選手が日本人最高記録という56号を記録しましたし、最年少での三冠王という活躍をしてくれました。

また、今も行われておりますけども、サッカーのワールドカップ、惜しくもベスト8にはなれませんでした。睡眠不足になりながら、一喜一憂したのは私だけではなかったと思います。感動をいただきました。山都町からも、Jリーガーが輩出されることを願っております。

その山都町ですが、高速道路の令和5年度の開通、仮称矢部インターでしたが、先日、山都通潤橋インターになったようでございます。私が訴えてきました矢部通潤橋インターにはなりませんでした。通潤橋という名称を入れていただきました。関係の方々には大変お世話になりました。ありがとうございました。

この山都通潤橋インターの開通を見据え、新道の駅、体育館を含む総合運動公園の整備等が順調に行われております。また、12月10日には、矢部清和間の杭打ち式、清和中学校の生徒会長、副会長が司会をした杭打ち式が行われております。この波及効果はいかばかりかと待ちわびているところでございます。

今回の一般質問は、大矢野原演習場の弾薬庫の誘致について、廃棄物の処理場について、新体育館について、今年度からの新しい企画、チャレンジ応援山都ラボについて、伝承芸能文化について質問したいと思います。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 大矢野原演習場の弾薬庫の誘致についてでございますが、国はロシアの侵攻、中国の東シナ海侵攻、北朝鮮の脅威を受け、防衛予算の増加、弾薬庫の増設を検討し

ております。沖縄だけに負担をかけてはいけないと思います。

この弾薬庫の誘致につきましては、私は前にも一般質問でこの話をしました。そのときは、地元からも弾薬を誘致したりするなんてという反対の言葉をいただきました。

これにつきましては、私は防衛省の知り合いに聞きまして、弾薬庫というのは、今の戦争では危険はほとんどないということで、熊本市内も、熊本の健軍住宅地の真ん中にあります。大分にしても、日出生台演習場じゃなくて、大分市内にあるということで、弾薬は安全なところにあるという認識を持っております。その国が弾薬庫の増設を計画している。これは山都町にとってはまたとないチャンスだと思います。誘致してはどうかと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。国は防衛費を現在の5兆円から2027年度までに4兆円増額し、来年度からの5年間の合計で約43兆円に増やすとしております。歳出改革や決算剰余金などの活用に加え、増税との方針も示されております。また、自衛隊の継戦能力を強化するため、2035年までに新たに130あまりの弾薬庫を整備するとの報道もあっております。

演習場などの施設に関しては、基地交付金と呼ばれる国有提供施設等所在市町村助成交付金が、言わば、固定資産税の代わりとして国から交付されております。そのほかにも、障害防止、民生安定調整交付金等、いろいろな交付金や補助金がございます。

弾薬庫の誘致ということでございますが、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、以前にも、議員のほうから、県内を見ても熊本市内の中心部にあり、安全な施設であるとの説明をいただいております。

今回、国の動きがあったことによる質問で、大矢野原演習場への弾薬庫の誘致ということで仮定をして回答いたしますが、誘致活動を行うためには、まず地元の代表であります大矢野原演習場周辺対策期成会での協議と、地元住民の皆様の意思の確認が最優先されることだと考えます。

今後、国の動向に注視して、地元からの要望があり、かつ、町としてメリットがあるようであれば、誘致活動を協議する必要があると思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 地元の同意が必要だというのはもう重々分かっております。これに、弾薬庫がもし誘致できると、常駐する隊員が100人はいるそうです。それから、先ほど課長の返答にもありましたけども、交付金がずっと増えるということは、この町のメリットというのは物すごく大きくなる。

そういった部分を考えて、地元で丁寧な説明をして、弾薬庫というのは安全なんですよと。そういう説明をして、ここに誘致をするように持っていくべきだと思いますので、今後はそれに向かって動いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、廃棄物処理場についてお尋ねいたします。東竹原に計画された産業廃棄物処理場に対する町の立場についてお伺いいたしますが、私の認識によりますと、前もって話をしておきますけれども、私は賛成派でも反対派でもありません。どちら側でもありませんが、質問いたします。こ

の問題につきましては、個人の事業者が土地を買って、法律にのっとって、そこで計画をされていく。これに対して、町も議会も賛成も反対もできない。ただし、町は環境アセスメントの配慮書に意見は言えるということで間違いはないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。今、議員のほうから説明されたとおり、民間事業者が最終処分場を新設する場合、許可権限者である県に対して、環境影響評価、環境アセスメントですが、手続が必要になります。その評価の手続を経た後、次の段階である廃棄物処理法に基づく設置許可を申請されることになります。

町としては、それらの手続の中で、許可権限者である県より意見照会がなされ、その段階で、環境に関する意見を提出する立場です。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町の置かれとる立場、議会の置かれている立場というのは、そういうことだと認識しております。

この問題について、9月定例議会で請願書の採択を議会はしました。この折に、私は意見をつけております。この問題については恐怖心をあおったり、山都町の男性議員は全員賛成だとかいう人たちがいて、不安になる町民が多々ありました。この請願を受け、厚生常任委員会も、県内の処分場、埋立地を視察検討、その結果、請願書を採択しております。

その請願書採択の折に、私はこの町民の不安を払拭する必要がある。ですから、この産業廃棄物処理場を検討されている場所の地形、あるいは土質、それから構造物の安全性を中立な立場の方々に検証していただいて、住民の不安を払拭する責任は町にあるという意見をつけましたが、検討されましたでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。町としては、河川の水質検査を年4回行っております。日向泊地点については、直近で11月16日に実施しております。それらも含めて、過去5年分を確認しましたが、有害物質は確認されておられません。また、町では、自治振興区ごとに、美しいまちづくり推進員がおられます。月に1度、河川の見回り等を実施していただいており、状況写真をつけて報告してもらっています。その中で、異常があったとの報告は受けておりません。

その他、計画すべき計画については、9月14日付で、事業者より県へ環境アセスメント手続の廃止の通知があり、県から9月20日付で意見照会の取下げがありましたので、新たな事業計画が提出されるかどうかも含めて注視しているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町としては、いろんな環境関係の水質調査あたりもされておるといふことで、その辺は安心しておりますが、この事業者がもし、また計画されるようであれば、今

申しました地形とか土質、そういった部分も含めて検証していただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

続きまして、御船町に設置予定の処分場設置の計画経過についてお尋ねいたしますが、まず私の認識といたしまして、もともと平たん地の4町と西原村を入れた5町村で計画をされていた。そこに山都町は財政難の折に、ここにかてていただいた。ところが、熊本地震の関係で、財政逼迫した町村がほとんどで、西原がまず離脱した。残った5町も、なかなか計画に移せない。

そういう状況の中で、多分これは県からの参考意見があったのかと思いますが、こういう業者さんにしていただいたらどうだろうかという渡りに船みたいな話があって、今の計画になっているというところで間違いはないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、当初、平たん部4町と阿蘇郡西原村の5町村で広域処理を検討されており、本町も加入を申し入れ、平成26年度に加入しました。

その後、28年度の熊本地震等の影響により、施設整備に係る地元負担、およそ122億円が厳しく、計画の遂行が難航していることを県に相談していたところ、令和3年3月に、県より5町長に対して、民間事業者による企業立地希望の情報提供があり、同年9月に、各町議会に民間事業者主体での施設整備を検討するための説明がなされ、同10月に5町及び民間事業者が検討のための覚書を締結しました。

本年3月には、民間事業者が、環境影響評価、環境アセスメントを実施するための基本協定を上益城5町と締結しました。この結果を反映した事業計画を上益城5町が、それぞれ適切と判断した場合、改めて、環境保全協定及び立地協定等を締結することとなります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 設置の経過計画については、私が認識しておるのとほとんど一緒だったということでございますが、これら処分場問題については、議会も、処分場あるいは埋立地の視察を行いました。視察研修を行いました。

この視察研修で、私は自分を反省しました。正直な気持ちですけども、私はこの産廃業者さんたちを偏見の目で見っていました。この辺は本当に反省いたしております。ここで働く人たちは、できるだけのリサイクルを、また、私たちの知らないような英知の限りを尽くして、自然との共生を目指して仕事をされていました。

埋立地は観光客が年間40万人も来るような公園とか、グラウンドにされておりましたし、公園の花や木の堆肥もリサイクル、ベンチも水もリサイクルということで、有効利用されておりました。

このごみ問題というのは、私たち人間が、自分がきれいさ、便利さを求めるからごみが出る。これを昔に戻すというのは無理があります。ごみは減らすしかない。

先日、熊本市は分別収集の結果、埋立地が20年間延長されたという記事がありました。

ですから、この分別収集を強化する必要があると思いますが、山都町は高齢者も多く、今以上の分別には、無理が多々あるんじゃないかと思います。

そこで、お尋ねします。この分別収集を今後どう考えていらっしゃるのか。お尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。現在、本町では、プラスチックを可燃物として処理しておりますが、令和7年度からは熊本市へ可燃物を搬入しますので、分別の必要性があります。本年6月議会で承認いただいた一般廃棄物施設整備基本構想策定業務において、ごみの成分分析及び収集業者、熊本市受入れ施設等のヒアリングを行い、方法を検討中です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この辺のプラの分別とか、そういうのが急に変わっても、高齢者はなかなか難しい部分があると思います。この辺が、私の近所にも、いつの間にかごみ屋敷になった家庭があったりしますけども、分別するというのが難しい人たちもいるんですよ。

ですから、できるだけ期間を置いて、分別の方法を周知していただいて、あるいは組長さんあたりを通じて、分別を徹底していく。そういうことを徐々に徐々にやっていきながら、ならしていただきたい。令和7年度にするということでございますので、それまでに、できるだけそういうのを山都町独自でやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。プラスチックの分別の件につきましては、議員御指摘のとおり、急にしても、非常に混乱をしますと思いますので、できる限りその分別の方法を早めに策定した後は、移行期間として前倒しできればいいと思っておりますが、この計画が上がってきた段階で、随時周知等していきたいと思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 分からないというか、分別のできない人たちに優しい計画をお願いいたします。

続きまして、新体育館についてお尋ねいたします。この名称募集は11月25日まででございましたが、名称はどうなりましたでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えいたします。新体育館の名称募集につきましては、令和4年10月14日から11月25日までの募集期間を設けまして、91件、75作品の応募がありました。分類別に見ますと、山都町の山都をモチーフにしたものが36作品、JOC会長、山下泰裕氏の名前をモチーフにしたものが6作品、通潤橋の通潤をモチーフにしたものが4作品、その他、29の作品がございました。この場を借りて、御協力いただきました町民の皆様へ厚く御礼を申し上げます。

今後の名称選定につきましては、一次審査から三次審査までを行い、手続を経て、3月までには一般に公表を予定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この名称については、私は5年前から、山下泰裕記念体育館にしてほしいという訴えをしておりますけども、今の件数を聞きまして、内心はショックを受けております。山都町の方々が山下泰裕氏、この人の功績というのは、108連勝、外国人に負けなし。ロサンゼルスオリンピックで金メダルを取られまして、全柔連の会長、2020年オリンピックのJOC会長をされた。今はオリンピックはお金の問題が出ておりますけども、山下氏には何ら関係ないことをございまして、こういう人材が山都町からは二度と出ないと思うんですよ。

ですから、私は5年前から山下泰裕記念体育館にしてくれという話をしておりますけども、これは公募されておりますので、その結果に従うしかありません。もし、山下泰裕記念体育館となったときには、こけら落としは山下氏にお願いして、柔道の全国大会あたりはしていかなんだろうと思いますし、それは山下泰裕記念体育館ってなったら、山下泰裕の名前の大会あたりをしていかなんっていうふうに考えておりましたけども、それはどうなるか分かりません。

ただ、もしも、こけら落としをされるのであれば、バレーボールだったら、今、鎮西のエースアタッカーは矢部出身の舛本君です。そういうつながりもあります。それから、スポーツ関係だけじゃなくてもいいと思うんですよ。山都町の伝承文化を集結して、一堂に会してするというこけら落としもあってもいいかと思います。そういうところのこけら落としを計画されているかをお聞きいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。令和4年9月30日に、新体育館名称募集等につきまして、総合体育館建設検討委員会を開催したところをございしますが、その際にこけら落としの話も議題に上がったところをございします。委員からは、体育館などでスポーツに関するイベントを行ってはいかがか。また、有名選手やチームを招いての試合やスポーツ教室などの意見が出ました。今後、各種目部長が持ち帰って、御提案をいただくよう協議を行ったところです。

議員、御提案の伝承文化の披露も、その際行うのも選択肢の一つではないかと思っております。今後、引き続き御意見をいただきながら、こけら落としの内容を決定してまいりたいというふうに存じます。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 名称が決まりましたら、なるべく早く計画をしていかと、後がばたばたしてしまって……。例えば、有名選手をどっからか呼ぶとしても、なかなかそういう話にはならないと思うんですよ。

ですから、名称を早く決めていただいて、こけら落としの計画等もなるべく早く、順調に進むように計画していただきたいと思います。

ただ、この体育館の何というか、建設から使用できるようになるまで、それが大体いつぐらいになるのか。こけら落としがいつぐらいになるのかをお尋ねいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。現在、体育館のほうは建設中ですが、建設が

完了するのが令和6年3月末と計画しております。こけら落としにつきましては、令和6年4月からグランドオープン、開館を迎えまして、4月にこけら落としの行事を計画していきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** またまた残念なお知らせですが、令和6年の4月ということで、多分、高速道路、山都通潤橋インターは令和5年度に開通する予定でございますので、非常に残念ですが、それはしょうがないです。

この体育館がオープンいたしましたら、これはいろんな体育スポーツ関係の協会からの要望で体育館を造るわけです。

ですから、そのあとは、できるだけ多くの協会に使っていただけるように働きかけさせていただいて、また、今、課長がおっしゃったように、こけら落としについてはしっかり検討して、早め早めにしていただきたいと思っております。

続きまして、今年度の企画で、チャレンジ応援山都ラボという企画がなされております。この企画の内容についてお尋ねいたします。どういう内容でございましょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。山都ラボは、これまで座学を中心として行っておりました課題解決型から、町内の資源を生かし、魅力を最大限に生かすための方法を探る価値探求型としてスタートした人材育成事業です。山都町をフィールドに事業を実践するプロジェクトオーナーと、その事業を様々な形で支援するサポーターを募集し、事業の実施に向けて、伴走支援を行ってまいります。

今年度は約1か月間の募集期間に、23個のプロジェクトの申込みがあり、厳正な選考の結果、10のプロジェクトを選出いたしました。

今後の流れとしましては、まず、プロジェクトオーナーのチャレンジをサポーターが応援する。そのサポーターの中から、次年度の新たなプロジェクトオーナーが誕生するというサイクルが生まれ、この仕組みが循環することを想定しております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 新たな企画ということで、山都町の魅力発信ができるかと思うんですが、この10人のプロジェクトオーナーが決まりました。この後のサポーターをどうやって募集していくのかが分かりませんが、よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。プロジェクトを支援するサポーターは随時受け付けておりますが、まず、どのようなプロジェクトが動き始めたのか、住民の皆さんにお知らせするため、今月発行の広報やま12月号に、プロジェクトの一覧を掲載いたしました。

また、山都町の公式YouTube山の都創造チャンネルでは、当日のプロジェクト発表の様子を配信しております。動画を御覧いただくとお分かりになると思っておりますが、サポーターに求め

られる役割や関わり方は、エコタウンづくりに向けたアイデア出しの協力、商品開発するスペースの味見やネーミングへのアイデア出しの協力、イベント会場の草刈りや、プロジェクトの拠点をDIYするための廃材提供のお願いなど、プロジェクトによっても様々です。

広報やまとのページには、YouTubeチャンネルとサポーター申込みのフォームにつながるQRコードを掲載しておりますので、たくさんの皆さんが動画を御覧いただきまして、興味があるプロジェクトに御支援をいただければと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 広報とかホームページとかで募集されるということですけども、それで集まるかなあという心配があります。

ですから、事あるごとに、こういう企画をしています。こういうプロジェクトリーダーがいて、この人がこういう提案をされております。それに協力していただけませんかという話を、事あるごとに、何かの会合ごとに、やっぱ話をしていかなと。なかなかホームページを見ましたとか、広報見ましたで来る人というのは少ないと思います。

私はこの山都ラボ、発表者の意見は聞きましたけども、本当にこの先の町の未来というか、そういうのが何か明るくなりそうな気がしました。

ですから、できるだけ、そういうサポーターを作っていただいて、また、先ほど課長がおっしゃったように、そのサポーターが次のプロジェクトリーダーになっていって、この町を活性化していく。そういう流れになると、本当にいい企画になると思いますので、いろんなところでサポーターを募集してください。

この中に、このプロジェクトリーダーの発表の中に、滝巡りというのがありました。ただ、この方は、滝巡りというのは、この山都町にはどれだけあるか分からないような滝があると。これは私も、前に一般質問で、滝についてお話をしましたが、同じような気持ちを持っていらっしゃる方がいた。48滝どころではなく、いろんな滝があります。整備されとる滝だけじゃなくて、ちょっと草をかき分けて入ったら、おっ、こんなとこにこんな滝があるって。そういうのもいいって話がありました。

その辺のアクセス道路の整備について、お金をかけてすべき滝は、そういうお金をかけてすべきかもしれませんが、そうじゃない、ちょっとした滝。だけど、そこにちょっと何か見出しせるような滝。そういうところの草刈りとか整備については、お金をかけずに、その地域のボランティアだったり、あるいはこの町のボランティアだったり、町外でもいいですよ。そういうボランティアの人たちに頼むという方法はどうかと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。滝へのアクセス道路の整備については、滝が所在する場所によって、様々対応が異なるものと認識をしております。滝に限らず、地域における名所、旧跡の整備や景観保持については、そこに住む地域の方が地域の宝として維持保全していくことが理想と考えております。

既に地域によっては、滝を眺める場所の整備、島木地区では観音滝、福良滝に看板を設置したり、公園の整備を行ったりした地域もございます。

今回、お尋ねの件は、認知度が低い、手が加えられていない滝へのアクセスということでございますけれども、御提案のあったとおり、ボランティアを募る方法も、方法の一つと考えております。

今回の山都ラボで御提案いただいたプロジェクトと連携をして、滝巡り案内などの取組を支援していきたいというふうに思います。

また、地域の方々の理解も必要となりますので、地域の意見を聞きながら進めていきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** このボランティアについては、私にはその岩尾城が、夏になると草がいっぱいで、あんまりよくない。だから、ボランティアを募集すると、私たちが出ますよって、町内の方々からそういう話もいただきました。これは、定期的に業者さんに草刈りをお願いしているんですけども、今年の場合は草の伸びが激しくて、夏の間、確かに道路の周りが草だらけになっとなった。だから、そういった部分もありますし、ボランティアをしてもいいという方々もいらっしゃいますし、また、地域でそういう方々はたくさんいらっしゃると思いますので、そこは今後、何かいろんなことをしていいたら、それに賛同する人はいると思います。

先日、駅伝大会の折に、下名連石が駅伝大会の通過点になるんですけども、下名連石往復になるんですけども、私の地区はそれこそボランティアですけども、町道に花壇を植えているんですね。それをしていましたところ、それを見られた方が、「うちあたりでもしようって、もうお金は自分たちで出すけん、ボランティアでしよう」っていう感じで、地域をきれいにしようという方たちはやっぱりいらっしゃるんです。

だから、そういう方たちを巻き込んで、観光地にしたりとか、そういうことになっていけばいいと思いますので、そういう働きかけを、難しいかもしれませんが、働きかけをしていただいて、商工観光課で何かそういうのを計画してやっていただきたいと思います。

続きまして、伝承芸能文化についてお尋ねいたします。県の伝承芸能調査事業では、山都町に19伝承芸能があるということで、ただ残念なことに、その中で三つは不明。二つが途絶となっております。

この伝承芸能文化には、この中には、島津氏侵攻から阿蘇家が目丸に落ち延びた際に、村人が阿蘇大宮司を守るための防術、目丸の棒踊り、あるいは阿蘇大宮司の元服の舞、男成神社の少女神楽もあります。

こういう伝統文化、どの伝統文化も、神楽も含めて、いろんな伝統文化も、後継者不足に悩まされております。その継承者の育成をする必要があると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず、現状について御説明いたします。山都

町内における、伝統芸能の活動団体は、本年度時点で11団体ございます。

活動内容としましては、清和文楽を筆頭に、蘇陽地区の神楽が4件、矢部地区の神楽2件、栴山団七踊り、先ほど議員おっしゃいました目丸棒踊りなど、その他の芸能が4件ございます。昔から継承されてきた地区の行事として行われ、地域の文化やコミュニティーの核となる役割を果たしてきております。

近年は、過疎化や高齢化による担い手不足が課題となっておりまして、保存会等の継承が共通の悩みとなっております。コロナ禍がそれに拍車をかけているようでございます。

継承者の育成につきましては、近年、コロナ禍によりまして、ここ数年活動が下火になっている団体もございますが、町では、地域に残る郷土芸能保存団体へ、僅かではありますが、助成金を交付しながら、伝統行事を応援しているところでございます。

後継者不足により、地域団体による伝統芸能の継承が難しい団体が増えてくれば、外部に支援を求めることも出てくると考えます。

一方で、地域で望むのは、長くその伝統芸能、ひいては地域と向き合ってくれる方を求められると思います。また、外部からの支援をいただく場合は、その取組が長く継続するよう、その団体、地域の状況に応じて、丁寧なマッチングが必要になってくるかと思えます。

教育委員会としましては、各団体から相談があれば、随時一緒に考えていっております。

また、サポートにつきましては、広報などを通じて募集、お手伝いは可能だと考えております。また、学校を通じて、呼びかけの協力をさせていただきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 継承者の育成というのは非常に難しい問題だとは思っておりますけれども、先日の清和文楽の県立劇場でありましたワンピースを見ますときに、ああいう子どもたちが、子どもも大人もそうですけれども、みんなが一生懸命になって、芸能文化を盛り上げようとする。そういったのを見ますときに、また、先ほど申しました目丸棒踊り、勇ましくて格好いいんですよ。私たちも、八朔のときなんかに見ておりますけれども、これが継承者不足でなくなるというのは、本当に山都町にとっては、損失が甚だしい。

そういうふうに思いますので、何か継承者を育成する方法がないかというところをお願いですけれども、小中学校に願って、清和文楽については清和でやられておりますけれども、多分、学校側からというのはなかなか難しい問題があるかもしれません。小学校あたりも1日6時間授業で、それも週に5日やられておりますし、その上にこういうのを持ってくるというのはなかなか大変な部分があるでしょう。とは思いますが、今、不登校問題を見ますときに、不登校の多くは、ゲーム、それもオンラインゲームをする子たち。この子たちはオンラインゲーム、仲間でゲームをするんですけども、夜遅くまでして、今度は興奮して眠れない。となると、朝が起きれないということの不登校が増えている。そういうゲームする時間はあるんですよ。だったら、そこを興味のある人だけでもいいですよ。こういう伝承文化に目を向けるとか、あるいは学校でも、この山都町にはこういう伝承文化があるんだということを認識してもらおう。子どもたちに認識してもらおう。あるいは、その保護者に認識してもらおう。これだけでも、かなりの効果がありやせんかと思いま

すので、そういう働きかけはできないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。学校現場での対応の可能性としては、小学校と仮定しますと、学童クラブというのがありますけれども、そういう活動の場に、外部指導員という形で、地域住民の方から伝統芸能文化の紹介や指導をいただくことは可能だと考えます。さらに、その活動に関して、学習発表会等での場で披露することができる機会があれば、子どもたちのモチベーションも上がるのではないかとも思うところです。

また、サポート、後継者育成とはちょっと異なるんですけれども、本町におけるふるさと学である山都学に関しまして、今後、SDGs推進事業を活用しまして、本町小中学校の教育課程の一つとして、山都学の全体計画を整備して、その中に伝統芸能文化に関する内容の盛り込みも考えられますので、この山都学を踏まえ、地域と学校が連携しての取組を後押しできればと考えるところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 何か夢が持ててきました。ぜひ、さっきも申しましたけども、この伝承文化が途絶えることのないように、今、学童クラブとか山都学、そういった方面でも、できましたら、進めてほしいと思います。

次に、この関係ですけれども、さっき話をしました山都ラボの中に、プロジェクトメンバーの中に、巫女舞神楽というのがありました。この継承プロジェクトというのがあったんですけれども、そのサポートはできないでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。今回の巫女舞神楽では、課題となっております巫女舞の募集等について、広報などを通じた募集のお手伝いは可能であると考えております。男成の地元に限らず、広く巫女舞に興味を示す子どもたちに、学校を通して呼びかけの協力をさせていただきたいというふうに感じます。

また、巫女舞神楽は現在、保存会組織がございませんので、町指定文化財になっておりません。今回の取組を通して、保存会組織が整備されますと、各種の支援が受けられるものと考えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。先日、このプロジェクトオーナーの方と面会しましたところ、既に地域の方と賛同を得られておりまして、学校との連携にも非常に意欲をお持ちでした。

ですので、今月の校長会がございましたけれども、その中で説明機会を調整する予定としております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** この方は巫女舞神楽をプロジェクトとして出されましたけども、山都町のこの伝承文化、芸能文化について、そういう組織をつくって頑張っていきたいという話をされておりまして。この巫女さんの格好をされているんですけども、子どもたちの話を聞きますと、やっぱ憧れるわけですね。

ですから、これに興味を持たれる方は多々あると思いますし、さっきの目丸の棒踊りもそうですけども、憧れる人は多々あると思うんです。

それから、この中には、山都町の職員の中にも神楽をされている方が結構いらっしゃいます。そういった関係も含めて、ちょっとしたきっかけだったり、そういうので、もっと継承者というか、継承する人たちの育成ができるんじゃないかと思っておりますので、その辺は今、課長から報告がありましたように、学校関係にも働きかけていただいて、していただきたいと思っております。

私はこの神楽関係で申しますと、文化の森で、先日、二瀬本神楽があつておりました。これは、矢部の方が結構見に行かれとる。ということは、こういう伝承芸能に興味のある方というのは、結構いらっしゃる。

さっき体育館のこけら落としにこれをしたらどうかという話をしましたけども、この伝承芸能を一同に集めて、披露する場、さっき話をしました小学校とか中学校の子どもたちが練習したのを披露する場でもいいし、全体の披露する場でもいいです。そういうのを年に1回ぐらい、そういう発表の場としていただいて、そうなれば、椎葉の祭りは、椎葉出身の人たちはその祭りに合わせて帰ってこられる。

そういう流れからいきますと、これがもし、ここの一大事業として、伝承芸能文化祭みたいなやつができれば、そういう地元出身の方々も、それに合わせて帰ってくる人が出てくるかもしれないし、観光客を呼び込む一大事業になりはしないかという思いがあります。

ですから、今話をしました継承者の育成だけではなく、こういうのを一堂に集めて、一大事業として発表の場をつくるというのはどうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。議員御提案のいわゆる集結祭につきましては、発表会という目標に向けた練習が各団体で行われますので、伝統芸能への支援策として、その効果は期待できるものと考えております。

山都町でも、地域で継承されます踊りや神楽など、一堂に会して行うことで、各団体がつながり、交流や連携が広がる糸口になるのではないかと考えております。

今後、団体の意見を聞きながら、検討してまいります。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 町長はどう思われておりますか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 早い時期から、伝統文化を全ての町民の皆さんにしてほしいなという思いはずっと思っております。何回か、蘇陽の神楽の方が清和文楽館で舞をしていただいたという話も聞いているんですが、早くから、1か月に1回か2回してほしいなという話をしており

ますが、なかなか継続してはできないなど今感じているところであります。

山都町におきましては、中央山地、各神楽のお祭り大会が、もう数十年前から年2回、開催をする。ここ2年ぐらいできてないかなと思っておりますが、開催をされております。

そういうのに合わせながら、先ほど言われました全ての伝統文化が一堂に会するような大事な事かなという思いでおりますし、今日、皆さん方の質問に対する勉強会をしました。学校の先生方、そしてまた、教育の現場の中で、巫女舞が、今まで御岳小学校では、学校の行事の中で組み込んでいただいた中で練習をしていただいておりますが、学校教育の中でできるんですかと教育長に話したら、でけんこつはないというようなことでございますので、そういう部分も含めながら、清和文楽については、清和小学校、清和中学校でも取り入れていただいとということでございますので、そういうのも含めた中で、後継者の育成、人材の育成には、地域をあげて、町をあげて取り組んでいきたいという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** ありがとうございます。こういう事業をするとなると、当然予算が絡んできますけども、このされる方々にも暇暮らしをさせてするわけでございますので、日当あたりも払っていかなくちゃならない。

そうなってくると、やっぱり入場券か何かを取ったりして、そういう事業にしていかなしやうがないだろうと思います。そうなってきますと、今度は町でできるのかという話にもなってきます。

そういったいろんな部分を、例えば教育関係でいけば、教育委員会がどこからかの予算が出てこんかなど。あるいは、国からの補助金として、そういうのが出てこんかなって。

また、これをアピールしたり、この伝承文化を残さなくてはいけないと思うんですよ。そのためにはビデオ撮影をしたりとか、そういう違う予算というか、経費がかかってきます。

そういった部分を教育委員会あたりから出ないか。あるいは、その人たちの出演者に対して、日当を払う予算はどっから出すのかとか、そういうのも出てくるかもしれません。

ですから、この事業に対しましては、どっかの課が一つでするんじゃないなくて、いろんな課が連携してする必要があります。その元となるのは、保存会ができないとできないんじゃないかと思いますが、これにつきましては、今、山都ラボ関係の人もいますし、それをバックアップする人たちもいますので、そこで講演会とか、そういうのを作っていただいて、それを町がバックアップする。そういう関係になっていければと思います。こういうのをできるだけ進めていただきたい。

私はですね、この町は本当に予算がないんですね。何というか自主財源がない。ですけども、その中で何をすれば、ここにお金が来るのかとか、そういうのをみんなで考えていく必要があると思いますし、職員の中には、山都町の農産物を使った弁当を作っている人たちもいます。それから、さっき言いました神楽に自分たちで参加して、自分たちで神楽保存をされている人たちもいる。スポーツ関係で行けば、自分の得意分野のスポーツに一生懸命に取り組んでいる人たちがいっぱいいるんです。

そういう人たちの英知を絞って、この町に、何というか、活気を取り込む。あるいは、さっき



**○4番（西田由未子君）** まず、一つ目は、山都町の前副町長の懲戒処分見直しについてお尋ねをします。

さきの懲戒処分については、新聞報道後の8月30日に全員協議会が開かれ、第三者委員会での元副町長のパワハラ認定を受け、町の職員懲戒等審査委員会において、懲戒免職処分と議決され、町長がそれを受けて、免職をしたということが報告されました。

その全員協議会の中でも、第三者委員会を開いたことも、その経緯についても、第三者委員会を開くに当たり、かかった経費についても報告がないのはおかしいということが指摘されました。新聞報道後でもあり、議会は何もすることができず、本来なら、議会が人事に同意した副町長を免職するのなら、議会にその免職の同意を図るべきだったと思いますが、それもありませんでした。

その上、今回の処分の見直しについては、全員協議会での説明もありません。処分見直しは、総務省から元副町長の処分について、手続の不備があったとの指摘を受け、それを重く見たということですが、それでは、どのような手続の不備があったのか。そもそも処分見直しについては、何がきっかけだったのか。御本人からの不服申立て等があったのでしょうか。説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。本事案は令和3年12月に、職員から当時の副町長による当該職員に対するパワハラ被害の申出があったことから、令和4年3月に第三者調査委員会を設置し、事実関係の調査を実施いたしました。

第三者調査委員会では、関係者からの事情聴取を含め、慎重に調査を行い、パワーハラスメントに該当する事案が認められたとの報告書をまとめ、町は8月24日に答申を受けました。特別職の処分については、地方公務員法で規定する処分の適用を受けないことから、唯一特別職の処分について規定された地方自治法施行規程に基づき、審査を行うことといたしました。

地方自治法施行規程においては、同施行規程に基づく、市町村の職員懲戒審査委員会を組織することとされていましたが、山都町職員の懲戒処分の基準に関する指針に規定する山都町職員懲戒等審査委員会でも、公平公正な審査が可能と判断して、8月25日、処分について審査を行いました。

職員懲戒等審査委員会では、一般職が同様の行為を行った場合の量定基準である停職または減給相当を参考基準といたしました。特別職に対する処分は、地方自治法施行規程では、免職、500円以下の過怠金及びけん責と限定されることから、免職相当と議決いたしました。

これらの調査、議決等を踏まえて、8月26日付で、当時の副町長に対して懲戒免職処分をいたしました。その後、総務省から、地方自治法施行規程に基づく懲戒処分を行う場合は、同施行規程に基づく職員懲戒審査委員会の議決を経なければならないとの見解が示され、同施行規程に基づく、必要な議会の同意を得て選任された委員による職員懲戒審査委員会の議決を経ないことが適切でなかったと判断したものでございます。

なお、今、西田議員のほうからありました当時の副町長からの申立て等は受けておりません。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 本人からの不服申立てがない中で、ではどうして処分見直しが進んだのかということなんですけど、総務省のほうに、どなたかがお尋ねになったということでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。総務省のほうから9月下旬に、町のほうに、先ほど申し上げました見解が示されたわけでございますが、それにつきまして、経緯については、どなたが問い合わせられたかというのは、こちらとしては特に承知しておりません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 処分の見直しを検討されるときには、今までのことで考えれば、本人からの不服申立てがあっても、ではもう一度ということが成り行きとしては多いのではないかなと思いましたが、お尋ねしましたが、本人からの申出がない中で、このようなことに……。見直しの……。総務省から手続の不備があったというのは、何か釈然としないものを私は感じます。

ただ、2年以上もパワハラに苦しめられて、病気になられて、休職に追い込まれたという事実と、パワハラをしてはならないと指導監督をしなければならない特別職という立場の方がパワハラをしたと、3件認定されたということに鑑みたときに、免職という大変重たい厳しい処分を決定されたんだと、8月の段階では私は認識しておりました。確かに、免職という処分は重たいです。しかし、重過ぎるかどうかということは、きちんと選任されたメンバーでの懲戒審査委員会が判断することだと思うんです。

そういうふうにご指導を受けて、その後の町からの新聞報道とか、ホームページに載っているその後のことを見ますと、何か重過ぎたと、処分がですね。懲戒免職という処分が重過ぎたということで、その後の対応をされているように見受けられるんですが、私はやはり、きちんと選任された議会の同意を得たメンバーであるべきだったという法務省からの指摘があったのであれば、そのとおりにもう一遍やり直すべきだと思うんですが。

今回の件については、最初に言いましたように、あまりに事後報告が多過ぎます。議会被軽視しておられるのではないかとやむを得ないと感じます。処分取消しのことについても、先ほども言いましたように、全員協議会も開かれないどころか、前もって一部議員にだけは伝えておられるということも聞いております。

私たちは、憲法、地方自治法等の法律にのっとりて事を進めなければなりません。それが鉄則です。そういう意味で、今回の総務省からの指摘を受けて、その後の対応について考え直されるお気持ちはないか。お尋ねをします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。先ほど申し上げましたように、町といたしましては、総務省の見解を重く受け止め、今回の処分につきましては、地方自治法施行規程に基づき、処分の量定は定めたものの、同施行規程に基づく必要な議会の同意を経て、選任された委員

による職員懲戒審査委員会の議決を経ていないことから、当時の副町長に対する処分を見直すことといたしました。

今回、処分の見直しを行うに当たり、特別職の処分の根拠といたしまして採用いたしました地方自治法施行規程では、処分の量定が免職、500円以下の過怠金及びけん責と判断の基準が限定されており、これまでの類似処分事例に比較して適切なものであるのかについて、改めて検証することといたしました。

これまでの他の自治体の類似処分事例では、管理監督の責を有する者、いわゆる管理職のパワハラに係る処分事例を令和元年から令和4年にかけて調べましたところ、パワハラによる処分事例が222件発生しており、そのうち免職事例は組織的ないじめやセクハラとの重複のあったものと、極めて限定的特殊な事例であり、これ以外ではかなり悪質な事例であっても、停職処分で、多くは減給処分でありました。

このことから、地方自治法施行規程に基づく処分では、他の自治体の類似処分事例と比較しても厳し過ぎ、著しく均衡を欠く処分であると改めて判断いたしました。職員懲戒審査委員会は、地方自治法施行規程に基づく処分を審査する際に設置するものであることから、今回、職員懲戒審査委員会によらず、町の判断で行うことといたしました。

その上で、町は、他の自治体の類似処分事例との均衡を踏まえ、当時の副町長の処分につきましては、停職または減給相当が妥当と考えました。

一方、当時の副町長からは、8月26日に処分内容を伝えるため、町長が面談を行った際に、パワハラ被害を訴えられるような事態に至ったことは、町長、職員、町民に対して、誠に申し訳なく、信頼が得られないのであれば、辞表を提出したいと辞意を示されておりました。

このようなことから、パワーハラスメント認定の事実について変わるものではありませんが、処分につきましては、当該免職処分を行った日に遡り、令和4年8月26日付で取り消すとともに、改めて同日付で辞職を承認することといたしました。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 今説明されたような適切な処分であったかどうかというのを検証するのが、町の判断でされるのは大変おかしいと思います。処分は取り消して、結局今のお答えだとすね。処分は取り消して、処分なしとする。依願退職を認め、退職金を払うことは変えないということになるかと思いますが、そのようなことを町、町長の一存で決めていいはずはないじゃないですか。

繰り返しになりますが、重過ぎるかどうということとは、きちんと選任されたメンバー、懲戒等審査委員会のメンバーを議会に同意を求めて、その同意されたメンバーで、組織された懲戒審査委員会が判断することなんですと、総務省から言われたわけじゃないですか。それに従ってするのが当然だと思うんです。

8月の報告のときに、今回処分を決定した懲戒審査委員会のメンバー5人と言われるのは、議会の同意を得た方ではありませんでしたよね。だからそこが、総務省からいかんだったよと。特別職については、地方自治法により、議会の同意を得た委員で構成された懲戒審査委員会の議決

が必要だったんだという指摘を受けたわけですから、処分を見直すということであれば、もう一度、議会で改めて懲戒審査委員会を選んで、議会の同意を得て、その委員をもって構成された懲戒審査委員会を開いて、だから、処分の見直し、妥当だったのかどうかも含めてするのが当然の筋だと思います。町長、その点については、どんなお考えでしょうか。お願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。今回の処分の見直しにつきましては、先ほど総務課長が言った経緯のとおりでございます。

まずは8月の部分での処分のやり方、先ほどあったように、非常に例を見ないような処分の内容だったという総務省の指摘等々もあった中での見直しをしました。議会に諮らなかつたという部分もありますが、もう本人も出勤もしておられませんし、もうやめておられるという事態の中での決定でありました。

そういう部分で、今回このような形で処分の見直しを行ったというようなことであります。それから西田議員にお願いでございますが、一部の議員さんには流したと。絶対にありません。一般の委員会の中で、全員協議会の中で、政策審議会の中で報告したのが、議長さんはじめ、全ての議員さん方にも初めてです。いいか悪いかは別にして、そういうことは絶対やっておりませんので、これだけは申し添えておきます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ただいまの町長の言葉ですが、私は参加された方からお聞きをしております。繰り返しになりますけれども、よろしいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 参加された方は、西田議員のほかは皆参加されとったと思いますが、何があっても、言っとらんのは事実であります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 繰り返しになりますけれども、議会に何も諮ることもなく、地方自治法の規定にのっとりたった手続も踏まずに、処分をお決めになったり取り消されたりするのは、民主的だとは言えないと思います。再度、議会の同意を得て、懲戒審査委員会を開くべきだと申し上げたいと思います。

このことを深刻に受け止め、働きやすい相談しやすい職場づくりに努めると、前回の9月議会での他議員の質問にお答えされておりますが、このようなことをされるのが、余計に職員を苦しめることにはならないでしょうか。職員アンケートを取り、研修制度の充実を図ると前回答弁されていますので、きちんとその報告もお願いしたいと思います。今後お願いしたいと思います。

特に研修については、パワハラ、セクハラ、マタハラなどがなくなるという現実、この町でということではなく、全国的に子どものいじめの構造と同じであり、人権意識に関わることを繰り返して学習していくべきだと思います。それは私たちも一緒です。された人の思いに寄り添い、間違っても指導の一環などと言わせない。周りで止めたかったけど、止め切れなかった。黙って見ているだけだったということが変わらなければ、風通しのよい職場にならない

いと思います。重ねて強くお願いいたします。

時間がありませんので、次の質問に行きたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 1点、先ほどの答弁での訂正をいたしたいと思います。先ほど、他自治体の類似処分事例につきまして、元年度から令和5年と申し上げたそうですが、4年度の間違いです。失礼いたしました。

それと、先ほど西田議員のほうで申されました地方自治法施行規程に基づく処分ですね。特別職の処分をするにしろしないにしろ、今回、改めて議会の議決を得て、職員懲戒審査委員会を開くべきだということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、職員懲戒審査委員会につきましては、地方自治法施行規程に基づく処分を行う場合に限って、開くものということでございます。

この地方自治法施行規程につきましては、昭和22年に制定されておまして、先ほど申し上げましたとおり、この処分には免職、それから500円以下の過怠金、それとけん責という三つの処分しかございません。この500円以下の過怠金という例を取っても、かなりこれは昔のまま残ったものでございます。この同施行規程に基づく特別職の処分というのは、全国的にも、私が調べたところではあっておりません。

ですので、今回、町としては、この規定があるということを前提に今回やったわけではございますけれども、その後、見直すに当たって、先ほど申し上げましたとおり、他の自治体と比べた場合にでも、この免職というものは非常に重い処分であるというふうに思います。

今回、他自治体との均衡を保つために見直しまして、この地方自治法施行規程に基づかない判断をしたということがまず一つでございます。

それと、町長のほうが、町のほうがその処分をするのであれば、何らかのそういった判断を仰ぐべきだということで、西田議員がおっしゃいましたけれども、副町長特別職の処分といいますか、処遇ですね。退職も含めて、その判断というのは、町長に委ねているというふうに認識しております。

任命するときには確かに、先ほど議員がおっしゃったように、議会の同意が必要と、これは規定されておりますのでありますが、やめるとき、やめさせるときに関しては、特にそういった規定はございませんので、これについては町の判断で適切に行うべきということで、今回、他の自治体との均衡を判断材料として行ったということでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 繰り返しになりますけれども、そのような判断をされるに当たっては、きちんとした懲戒審査委員会が必要ではないかという私の意見です。

やはりその処分決定に至るまでのことが公正公平で透明でなければならないということが一番大事なことだと思っております。昔のまま残った法律があったりとか言われましたが、でもやっぱり法律にのっとって事を進めなければならないわけですよね。

だから、ほかの事例を見てみますと、独自に条例をつくってされてたりとかということもある

んですよね。いろんなことを鑑みたときに、私は手続上の不備を言っているのであって、免職という処分がどうだったのかということをごここで申し上げているわけではないんですよね。手続をきちんと経て、そういう結果が出るのであれば、それは受け止めないといけないと思っておりますので、公平公正に透明性のあるプロセスが分かるやり方をこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。すみません、もういいです。次に、行きたいと思ひます。

上益城5町で造られる予定だった広域ごみ処理計画についてお尋ねをします。このことについても、私は民主的手続が取られていない、水面下で事を進めて議論をさせないという在り方に大変疑問を感じております。

9月議会の一般質問の際に、5町で1日80トンのごみを燃やす一般廃棄物の焼却施設を造る計画だったが、民間に建設・運営を任せることになった。そして、産業廃棄物も含め、900トンを回収し、選別分類した後の400トンを燃やして電気を作る施設になり、1日10トントラックが往復で200台、上野地区に来るような内容へと大きく変更されました。

そのような重大な変更をどこでどのように決められたのか、説明をお願いいたしました。五つの町の町長と県との協議で、いろいろな比較検討した結果だと梅田町長のほうから説明をいただきました。それで議事録の提出をお願いしたところ、町長会での記録はないという御返事でしたので、熊本県と広域連合へ議事録や記録の情報公開請求をいたしました。それを見ますと、広域連合で買収が進んでいた用地は、家庭ごみとか商店、飲食店や公共施設、介護施設等々から出る事業所ごみも含めた一般廃棄物を燃やす施設の建設予定だったはずですが、それが産業廃棄物処理施設の誘致の形になっております。

また、平成28年3月に作成された一般廃棄物広域処理基本計画はどうなるのか。取得した土地を結局、民間企業に貸し付けるということになる。そのことの承認については、広域連合議会に提案をされているのか、説明をお願いしたいと思ひます。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。先ほど言われました一般廃棄物の焼却予定だった施設が産業廃棄物処理になった、誘致の形になったということですが、先ほど6番議員の御質問にもお答えしましたが、民間事業主体での施設整備をするための説明を各町議会のほうにされ、それに基づいて、本年3月に環境アセスメントを実施するための基本協定を上益城5町と締結しております。

この結果を反映した事業計画について、上益城5町が適切と判断した場合に、改めて環境保全協定及び立地協定を結ぶこととなります。

お尋ねの基本計画についてですが、その環境保全協定及び立地協定が締結された後に、基本計画の変更になると聞いております。また、貸付けについて、広域議会に提案されたかということですが、それについても、アセスメント終了後の協定が締結された段階で説明が行われると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** それは逆ではないですか。最初に、御船の上野地区の方たちは、広域の一般廃棄物処理施設ができることに対して、用地買収を了承されているんですよね。そこが私はとても理解できないんですけど、少し説明をさせていただきますと、情報公開された資料によりますと、2020年12月に、関西の大手企業と県内業者が、熊本県に廃棄物のリサイクル施設や焼却施設を県の北部か中央部に造りたいという事業計画を出しています。そしてその頃、上益城5町としても、建設費用の捻出が厳しくなった。このまま建てなければ、広域連合で用地買収した土地がそのままになってしまう。どうしたらよいだらうと県に相談をされています。

そこで、2021年3月29日に、5町の町長に、大手企業と県内業者が事業計画を説明されて、4月に2回、5月に1回、6月に2回と事業説明やメリットデメリットについての協議が行われています。7月には、実際に三重リサイクルセンターに視察に行かれています。その後も、7月、8月と、県と5町の町長の話合いが続いて、覚書締結や新会社への出資等について検討協議をされて、8月11日には出資についての了承や処理単価の予定についても協議をされています。9月27日に、大手企業、県内業者と県、5町長が、ごみ焼却施設の整備について協議の後に、そこまでは何も私たちは知らなかった。9月29日に熊日に突然計画変更が報道されて、そのとき初めて地元の方も、私たちも知ることとなりました。その日の午前中に、熊本中央一般廃棄物処理施設促進協議会が2年ぶりに開催されて、県からの事業説明があつております。その日の午後に、町議会に一斉に説明されました。

この間、広域連合議会の中で、この件についての議論がされているのは今年の2月からです。その中には、この点を極秘に進めたのは、早く公表するとできるものもできないということもあり、5町の町長でいろんな対応してきたとの発言もあります。1月31日の促進協議会の中でも、5町として、また本協議会として、民間処理施設立地を進めていくという発言もあります。

しかし、この間、広域連合議会では、そのことを議題とした議決は何もされていません。先ほど言われた一般廃棄物広域処理基本計画を変更しないといけないので、その変更について、言われたとおり、中身が決まってからの変更になると思いますが、それを破棄するというか、そのような内容のことも議題には載っていません。

5町だけの一般廃棄物の処理施設ができるのなら、協力せんといかんねという思いで、用地買収に応じてこられた御船の上野地区の土地を民間企業に貸し付けるというのであれば、この土地は5町の町民全員の財産となっているものです。当然広域連合議会にその提案をされて、承認を得なければ、先には進まないと思ふんです。アセスが終わってから、それからすると言われるのは逆だと思ふんです。5町の財産ですので、広域連合議会ではなく、各町の議会でも論議されなければならないはずですよ。私はそれをきちんと認識していただきたいと思ふんです。この問題は上益城五つの町全体の問題です。

町は一般廃棄物の処理、ごみ減量を進めていく責任があります。この土地の貸付けの問題と一般廃棄物処理の責任をどのような視点でこれから進めていこうとしておられるのか。町長の見解をお聞きしたいと思います。お願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 取得をしとる、今、用地につきましては、今ありますように、まだ具体的に会社としとるわけではありません。今ありますような問題も抱えとる分も承知をしておりますが、今後、アセスを終わり、建設等々が正式に決まった時点で、売買であったり、貸付けであったり、いろんな問題が出てくるものという思いであります。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 立地をしたいという企業が、仮定の話でアセスをするということになりますよね。広域連合で取得した土地を貸し付けるということの約束がない中で、アセスには相当のお金がかかるとも聞いています。やっぱりおかしいと思います。一番は、この土地をそこに貸し付けるということが妥当なのかどうかということが、私は最初だと思うんです。

また、建設費がかからない民間企業を誘致して、そこに委託をすれば、一般廃棄物処理の責任が果たせるのでしょうか。今のお答えで、町長は町として地方自治体としての一般廃棄物の処理の責任をどのような視点で進めておられるのかというお答えはいただけませんでした。今、再度よろしいですか。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 一般廃棄物の処理については、今回、あの地区では、あの場所ではないというようなことでありますので、いろんな部分から考えた分、そのほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確かに当時、山都町にはもう焼却施設は造らないという方針だと今言われましたが、後でお尋ねします令和7年度に熊本市に委託するまでのいろんな精査とか、その後どういう一般廃棄物処理をしていくかというのは、それからだと思いますので、いろんなこと、現状変わっていきますよね。いろんなことがですね。それをその時々で考えながら、私は進めていっていただきたいと思います。

特に焼却するというごみ処理の仕方については、今回産業廃棄物を燃やすという企業の計画には、いろんな問題点がたくさんあると思っています。有害物質を燃やすときに出してしまう。また、地球温暖化防止にも逆行するやり方だと思います。

民間の計画では、一般廃棄物の受入れ量は7.5%、5町の80トンを受け入れるとすればですね。7.5%しかありませんので、あとの92.5%は産業廃棄物です。その中にプラスチック製品も多く燃やされることになるでしょう。ごみを燃やして発電することがとてもいいことのように言われていますけれども、プラスチックを資源化することでのCO<sub>2</sub>削減効果は、ごみ発電をする、ごみを燃やして発電をするというやり方の3倍も大きい。プラスチックを資源化することのほうが、燃やすことよりも3倍、CO<sub>2</sub>削減に効果があるという環境省の国会答弁もあります。ごみ発電は、世界的にはもう進められていないやり方でもあるんです。できるだけ燃やすことを減らして、リサイクルを進めることを国も言っています。それが町の責任だと思っています。

そこで、山都町のごみ処理、ごみ減量の取組についてお尋ねをします。先ほど6番議員からもありましたので、重なる部分は結構です。それから、最初に、6月議会で議決された先ほど課長

からも言われました一般廃棄物処理施設整備基本構想策定業務委託料というのがありますが、それは上益城広域でし尿処理施設を建設しないことになった。また、広域ごみ処理施設ができるまで、熊本市に焼却を委託することになったことを受けて、今後のこの山都町の一般廃棄物の処理計画策定のためのものと聞いております。

どのような調査や検討がされているのか、今の段階で結構ですので、先ほどプランのことについて聞きました。ほかの点で御説明をお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。基本構想策定業務について、先ほど議員もおっしゃられたとおり、令和7年度から可燃物を熊本市に持っていく。それと、し尿施設のほうは御船町等の受入れ予定施設に入れることを前提に、計画を行っております。

具体的な内容は、町内の搬出ごみの抜き出し分析を行い、その内容を基に、収集業者、熊本市、御船等の受入れ予定施設にヒアリングを行っております。

検討内容については、ごみやし尿の収集業者が直接搬入する場合と、小峰、千滝の両施設を中継基地として改修し、まとめて搬出する場合の方法を検討しております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 令和7年度に燃えるごみ処理の委託を熊本市にするということになっておりますので、それを踏まえて今言われたですね。中継してまとめて持っていったほうがいいのか、直接搬入がいいのかという検討をされているということですね。

ただ、そのときに検討されているので、まだ委託料と運搬費用について出ていないのかもしれませんが、その委託料と運搬費用について概算で結構です。今、委託されているのがありますよね。去年、令和3年度の燃えるごみが約2,929トンだったと思いますので、それを熊本市に直接搬入するときは、今の値段で構いませんので、大体幾らぐらいかかるんだというのは分かれると思ってお尋ねしたかったんですが、その辺についてはいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。すいません。御質問の費用については協議中でありますので、具体的な概算費用というのも手元にはありません。運搬費用についても、先ほどの、どちらにするかによっても変わってくるものですから、一応手元の資料というのはありません。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 比較検討する資料として大事なものになりますので、明らかになったら、お知らせをいただきたいと思っておりますし、どちらにしても入札をかけてしていた、運搬費用についてはですね。入札の結果でしていかれるということになりますでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。ごみの収集に業務の委託につきましては、入札で行いますが、単年度契約でなく、複数年で5年だったと思っておりますけれども、複数年で入札を行っております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** そのいろんな運搬費用とか委託費用をできるだけ削減するためのごみ減量というのを、今からしていかなければならないと思います。6番議員もその点については、お尋ねをされました。

私も繰り返し、生ごみの分別や、プラスチック類の分別、紙おむつの分別等の分別リサイクルの提案をさせていただいています。今回は紙類のリサイクルについてお尋ねをしたいと思います。2点まとめてお答えいただきますとありがたいです。

現在紙類については、新聞紙やチラシ、雑誌類、それから段ボール、紙パック、紙箱等が資源物として収集されています。しかし、紙箱等についてはひもで縛って出すことになっていますので、なかなかしにくいこともあって、資源物であるにもかかわらず、燃やすごみとして出されている家庭が多いということも聞いております。

熊本市では、紙袋に入れて出す方法が取られています。熊本市に焼却委託するのですから、熊本市に倣って、山都町でも紙袋に入れて出す方法に変えていただきたいと思います。それが1点です。

それともう一つ、紙類については月に1回の収集ですから、忘れてしまうと、1か月間また保管しなくてはいけなくて、倍になってしまいます。たまってしまって困るなあという声も聞きます。

そこで、他の地域でもされていることなんですけども、いつでも出せる紙類だけの収集ステーションを設けていただけないでしょうか。例えば、役場本庁と各清和蘇陽支所に、収集ステーションを設けていただいたら、住民の方は都合のいいときに、先ほど言いました雑誌類新聞チラシとか、それちゃんと分別しないといけないでしょう。ちゃんと分別して、都合のいいときにいつでも出してもらって、収集業者の方には、収集ステーションに月に1回収集に来てもらうというシステムができれば、もっと紙類のリサイクルが進むのではないかと思います。2点お考えをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。まず現在、ひもで十文字に縛って出すことになっているということを紙袋に入れる方法ということなんですけど、資源ごみとして回収しております限りは、御指摘のとおり、ごみ捨てへの方法でごみステーションに出していただいておりますが、これを先ほどの御提案の方法にすると、次の点について懸念が生じます。

まず、収集時にパッカー車でなく、トラックで行っておりますので、出されてから、収集、その後、小峰に持ってくるまでのいずれかの時点で、梱包物が走行中にばらける恐れがあります。また、荷下ろしの際にも、袋が破れ、中身が散乱する恐れがあります。さらに、中が見えないことによる分別の不徹底や内容物の確認の手間が考えられますので、現在の方法が適切と思っております。

続いて、紙類の収集ステーション、いつでも出せる収集ステーションについてですが、まずは、他町村にある民間事業者が設置しているものですが、もし本町に設置された場合、最終まで適切な処理が責任を持ってされているのか。また、町としては資源ごみを回収されるので、他町村の

情報を収集し、対応したいと思います。古紙は分別収集し、有価物として売却しており、町の貴重な財源となっております。

次に、町主体で設置する場合についてですが、現在、本町では紙類だけじゃなく、全てのごみについて収集日を周知し、分別収集を行っております。これはいつでも出せることによるごみステーションの混乱と、それに伴う収集困難物の発生を抑えるためです。また、先ほども述べましたが、資源の汚損、収集回数の増加による委託料の増大などが考えられますので、現在のところ設置の考えはありません。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 確かに、きちんと分別を御家庭で手元分別をきちんとされるのが、リサイクル、効率的にもいいですし、それが基本だと思います。ただそのときに、分別が多くなると、間違ふということはあると思うんですね。ごみ袋の有料化の前に、容器包装のリサイクルによって、瓶を色別に分けたりとか、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶を分けたりする。そのときにも、すぐく町職員の方に、公民館単位で説明に回っていただいて、丁寧にしていただいて、住民の方も間違いながら、だんだん上手になっていかれた経緯もありますし、変えるときには、先ほども御答弁をいただいたように、猶予期間を設けていただいて、丁寧にしていただく。だから、紙袋に入れる方法を取るにしても、丁寧にしていただくことで、今燃やしてしまう袋に入れられている方が出しやすくするための紙袋に入れてするのをお願いしたいんですね。他の自治体でもされているということでもあるので、もう一度御再考いただければありがたいと思います。

紙類についても、我が家でも、どれぐらいになるかなと思って、量ってみました。いろんなお菓子の箱とか、箱類、結構多いんですね。1か月で、私のうちでは2人暮らしですので、少ないのかもしれませんが、2.6キログラムでした。1年でいうと31キロ、山都町全体とすると、これを全部徹底すれば、187トンとなります。

前回、プラスチックを分別したときに、山都町全体で約307トン、合計494トン、令和3年度燃やしたごみが約2,930トンで、約17%弱燃えるごみを減らせると、私の試算ですが、ありました。紙箱類を紙袋に入れた形での資源ごみ収集は難しいというお答えでしたけれども、それをすることで、出す量が増えるということでのリサイクル費用の入ってくるお金と手数料と、どちらが増えるかって言ったら、私はリサイクルをしたときの入ってくる有価物を増やすということが大事ではないか。燃やされるよりも、間違いながらもしていくということが大事じゃないかなと思いますので、もう一度御再考をお願いしたいと思います。

全国平均で燃えるごみの40%になる生ごみの分別について、前回お考えをお尋ねしたところ、民間業者の建設検討がされているからとのお答えでしたが、先ほども言いましたように、この計画はまだ決定ではありません。現在の段階で、自宅で生ごみを処理してもらうための町の方策について、お尋ねしたいと思います。簡単で結構です。今されている項目でお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 環境水道課長、有働頼貴君。

**○環境水道課長（有働頼貴君）** お答えします。現在、生ごみの処理推進のために、微生物活用処理容器、電動生ごみ処理機に導入補助を行っております。補助条件には、町内の商店で購入したものとしております。毎年全戸配布しております家庭ごみ収集カレンダーには、生ごみの出し方、処理機の紹介や補助内容を記載しております。その他、広報等を利用して、補助制度の周知に努めています。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。先ほど、環境水道課長のほうから、生ごみの自家処理の普及推進のための助成制度について御説明がありましたが、山の都創造課のほうでは、家庭から排出される生ごみを資源として捉えまして、生ごみの堆肥化事業について御紹介いたします。

昨年度から、コンポストを使用した生ごみの堆肥化の実証実験を行っておりますが、今年度は生ごみを堆肥化し、シニアクラブのおたっしや野菜づくりに活用していただく。資源の循環を目的としたコンポストの生ごみ堆肥化事業に取り組んでおります。

9月に補正予算を議決いただきまして、10月にこの事業に協力いただけますモニターの方を募集し、ようやくコンポストの準備が整いましたので、順次モニターの皆さんに配布することとなっております。若干コンポストの在庫もございますので、この事業に興味のある方がございましたら、ぜひ役場のほうにお問合せいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ごみの削減だけではなくて、今、山の都から御説明いただいたように、資源循環の一環としてされるということは大変大事なことだと思います。そのような自家処理をするということと、資源循環、それから飼料高騰とかの問題もありますので、この山都町内で堆肥化事業が進むということは、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど言いましたけど、全国平均で40%の生ごみ、プラスチックと紙類で17%、これが削減できれば、現在燃やしている量が57%減ることになります。これに紙おむつが分別できれば、60%以上の削減になる、皆さんの協力を得てですね。そうすれば、先ほどの熊本市への委託料も運搬料も減らせます。5町全体でそれを取り組めば、熊本市が受け入れてくださるというのは、24時間稼働のためにごみが必要だという事情があるということも聞いておりますので、このまま民間業者の建設誘致を進めなくても、熊本市への委託のままでもよいということになるということもあるかと思います。

温暖化防止という観点からも、できるだけ燃やさないという目標を立てて、町民の皆さんと努力をしていくことが一番大事なことだと思います。町民の皆さんの御理解と協力、それから、高齢者の家庭、高齢者のおひとり暮らしでの支援も必要になると思いますので、これが最後になるかと思っております。その支援についての取組状況の説明をお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。現在、高齢者世帯のほうに行われている支援ですけれども、介護保険によるヘルパーの利用、社会福祉協議会で行っている生活サポートセンターの利用、それから、地域コミュニティによる御近所の助け合いがあるかと思えます。

しかし、ヘルパー訪問とごみ出し日の相違や、サポートセンターのマッチングの難しさなどにより、利用者が限られている状況に現在はあります。また、町内のケアマネージャーとの情報交換会の中でも、ごみステーションまで遠い、分別方法が分からない、大型ごみを出せる機会が少ないなど、そういう課題も上げられております。

高齢者へのごみ処理の丁寧な説明や、身近なサービスの周知など、今後、環境水道課と一緒に進めていく必要があると考えております。当面は、今あるサービスを有効活用できるように、社会福祉協議会や町内事業所と協力しながら進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** そのような支援がまだあまり知られていないということや、遠慮されるんですね、こういうことに対して。いや大丈夫だよ、申請してくださいということも併せて周知いただきたいと思えます。すいません、時間がなくて大変申し訳ないです。私の進め方がまずかったんですが、一言だけ町長には、この間の有機給食、オーガニック給食フォーラムに参加され、先ほども言われましたが、その中で、今後の取組、特に有機給食の取組についての思いをお話いただければありがたいです。お願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** その前にお断りいたします。感情的になって申し訳なく思っておりますが、特定の議員に情報を提供したというのは絶対ありませんと言っておりましたが、議長、副議長、各委員長さん方々には、前日におつなぎをしたのでは事実でありますので、特定の議員ではありませんでしたが、そういうものがありました。これはおわびしたいという思いでおります。

それから、オーガニック給食の全国集會に参加をしました。3,000名近い参加者の中で、各町、全国、世界各国の取組の状況があった中で、山都町は進んだらという思いでございましたが、もう追い越されるような今状況下で、各町等々もいろんな取組をされております。

今後、我が町としましても、今、オーガニック給食の週間も11月、12月も設けながら進めておるところでございますが、今後またさらに進めていきたいという思いでおります。今月のやまとだよりも書きましたが、これは学校給食ばかりでなく、多くの家庭の中で、朝から昼食を食べさせていただくような形、そしてまた、有機農産物を各家庭で使っていくような取組を町民の方々にもお願いをしたいなという思いでおります。大変有意義な集會でありましたので、今後、学校給食の先生方とも協議をしながら進めてまいりたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 時間が来ました。はい、終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、4番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時20分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 皆様、こんにちは。10番、吉川美加です。12月に入り何かと気ぜわしい時期にもかかわらず、今日も傍聴にお越しいただいた皆様方、本当にありがとうございます。

9月の定例会が終わって、暑いくらいの夏が過ぎ、いよいよ霜が降りる寒い朝を迎える冬と入ってまいりました。町民の皆様方も、気候変動や社会情勢の変化によって、燃料や肥料の高騰、節約への努力など、日常生活への負担が増している中、御苦勞が絶えないこととお察しいたします。

そんな中、11月に県立劇場で上演された清和文楽の新作超馴鹿船出冬桜（ちょっばあふなでのふゆざくら）は、大勢の方に足を運んでいただき、大盛況のうちに終えることができました。清和文楽人形保存会の皆様は、ほとんどが兼業で取り組まれており、それぞれのお仕事の時間を割いて稽古に励まれ、舞台を成功させられました。県劇で御覧になった方は、大いに感動された様子でした。私も作品に参加した1人として、大いに感動を共有させていただきました。同規模の内容での再演はかないませんが、清和文楽館が大航海の最終地点だという計画の基、今後、清和文楽館で麦わらの一味と会える日がやってくる予定ですので、どうぞお楽しみされてください。

さて、12月10日は世界人権デーでした。今定例会には、山都町あらゆる差別をなくし、人権を大切にする条例の改正や、山都町職員のハラスメント防止等に関する条例が制定されます。

そんな山都町で、あってはならない人権問題が発生しました。先ほど4番議員の質問の中にもありましたが、役場職員が管理職から受けたパワハラ的事案です。一旦8月に懲戒免職の処分を受けた元副町長ですが、町の手続に瑕疵があったとして、このたび処分の取消しがなされました。元副町長の辞表を受け取ることになりましたが、パワハラの実定事実までも取り消されたわけではないということをお願いしたいと思います。

あらゆる差別を解消したい山都町で、9年前にも当時の矢部高校女子生徒が自らの命を絶つ悲しい事件がありました。残されたお母さんは今裁判を闘っていらっしゃいますが、なぜ被害者の人権は守られず、加害者の人権が守られるのかとおっしゃっています。今回もパワハラを受けた職員の基本的人権、人間としての尊厳を大切に考えなければならないと思います。複数年にわたって心を痛め、勇気を出してパワハラの実定を訴え、やっと処分が決まって、安堵の思いがあったと思います。その職員の心を思うと、やるせない気持ちでいっぱいです。

また、この12月は民生委員の交代が行われました。継続して受けていただいた方、また、新規に受けていただいた方々に敬意を表します。これからの3年間もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従って質問いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） では、通告書に従ってまいります。

まずは、秋の小学4年生による社会科見学でにぎわった通潤橋周辺のことについてお伺いいたします。実施後いただいた統計によりますと、今年も県内各地から217校、1万2,740名の小学校4年生が見学に訪れたということです。ちなみにこの半数がボランティアガイドを要請され、その対応に当たりました。毎年1万人を超える見学を受け入れておりますが、その受付方法については毎年課題が残ります。来週ボランティアの反省会が行われ、様々な意見や提案が出ることは思いますが、その前に少々伺いたいと思います。

まずは、社会科見学旅行を通潤橋に行くというときに、受付窓口が分散していることが課題の第一だと毎年思われますが、今年のお受け付で、混乱やトラブルはなかったかを伺います。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。通潤橋、社会科見学の受付等につきましては、おおむね順調であったと思っております。予約の手順につきましては、年度当初にホームページへの掲載と併せて、県内各市町村の教育委員会を通じまして、各学校に通知しております。特に行楽シーズンに入ります前には、バスの駐車場が足りず、混乱することから、現在整備しております中央グラウンドへのバスの移動等のお願いを含めまして、各学校へ再度通知を行ったところ です。

改めて通潤橋観覧の手続を説明しますと、通潤橋資料館の申込み受付は、山都町観光協会が行い、4月から始まりました橋上観覧の手続も観光協会が行っておりますが、布田神社からの観光客も多いことから、7月からは通潤山荘でも観覧証の発行ができるようにしました。このほか、ボランティアガイドや雨の場合に使用する中央体育館の予約につきましては、教育委員会で受付を行っているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） おおむねスムーズだったというふうには伺いましたが、私もボランティアガイドの1人として、この周知が果たして徹底していたかということが、1件というかございました。今年から、今課長の御説明にもありましたように、橋上見学が可能となりました。そのことで、希望された学校も大変多かったようです。あらかじめ希望される場所、もちろん予算がかかりますので、あらかじめ計画をされているところもあれば、その日の様子を見て、今日は上がれますかとおっしゃって、今のタイミングだったら大丈夫ですよというふうなことを申し上げると慌てて、その先生方が購入に当たられるというふうな場面も見受けられました。

そして、その橋上に上がることが可能になったということから、先生方の中には、岩尾城のほうからも上がってまいりますけれども、それから吹上、取入口、そして橋を渡って、吹上口のほうに行き、御小屋を見学し、それから布田神社へというふうな御希望を書かれているところがあるんであったんですね、私が担当した場所で。「先生申し訳ございません、今ですね、あそこ工事中でバリケードがなされておまして、布田神社へ抜けることができません」というふうに申

し上げると、大変残念そうに、また駐車場に戻って、それからまた短距離であります、バスに乗って、布田神社へ移動するという非常に大きなスケジュールの手間が発生したわけなんですね。

今の課長の御説明にもあったように、あらかじめこのホームページ等々で各学校には連絡をしていたというようなことですが、やはり徹底できていなかった件が数件見られたということは、やっぱり今後の反省事項に盛り込んでいかななくてはいけないんじゃないかなというふうに思っています。

そして、今の受付場所がやはりそれぞれであるということで、そこも毎年お願いをしているところなんです、トータルで、一覧表のようなものの受付がなぜできないのかということは私も毎年申し上げるところなんです、受けたものをこちら側で操作するのではなく、あらかじめ先生方が見られた中で、この日は混んでいるとか、この日は先に資料館二つ入るとるけん、じゃあ、私たちは円形分水から行こうかなとか、そういうプランを学校側があらかじめ立てられるということもあるんじゃないかなというふうに思っているわけなんですね。このバリケードがされていたことに対する周知は、どのようなタイミングでされたのかということと、また今後、この工事の成り行き、今後の見通しについて伺います。たまたま一般の観光客の方からも、この通り抜けができんなら、500円は高いよと言われたこともありました。このようなこの点の改善といえますか、見通しについてお知らせいただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。通潤橋の御小屋と布田神社の間を路肩の復旧工事を現在行っているところでございます。それによって、今バリケードがなされております。工期は令和4年9月2日から令和5年3月27日までとしており、令和5年4月からは通行できるように工事を進めているところでございます。

工事の周知につきましては、ホームページ上でも、9月下旬、工事期間中の通行止めをお知らせしておるところでございます。

また、各学校には10月に入りまして、各学校に通行止めにより通り抜けできない旨を通知しておりました。しかしながら、先ほど議員も申されたように100%周知が行き届かなかった件は、今後課題として残るところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひお願いします。これは今回のことに限らず、このスケジュール調整をしている中央公民館のほうが、各学校の先生に緊急連絡であり、また、このような連絡をする際に、メールで流したり、あるいはファクスで流したり、直接先生のほうにお電話されたりするわけなんですけど、やっぱり規模が大きい学校になってくると、直接担当の先生に行き渡らないということが往々にしてあるようなんです。

なので、そこら辺も、学校の担当の先生といいですか、そういった方々とも連携を取られて、より周知が行き届くような工夫を今後もさせていただきたいなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

今課長のほうから御小屋のことについてもちょっとあったんですけども、今のバリケードを張ったこの工事は大変残念でございましたが、やはり来年からはそこも通ることが可能だということで、その周辺整備以降共々、盛り上げていっていただきたいというふうに思っています。また、御小屋のことについては、あそこまでももちろん子どもたちを連れて、橋の上を渡ってまいりますと、草ぼうぼうの御小屋が見えてまいります。

今回の補正予算では、草切り、屋根のですね。見苦しい部分の草を切る予算が出ておりますが、何と減額の補正が出ておまして、これは小屋の修復工事の設計予算が出ていたと思うんですね、当初予算で。それが減額されたということで、ちょっとびっくりしているんですが、せっかく高速道路もやってきて、これから一大観光地として盛り上げていくべきその通潤橋周辺について、何でここで足止めしなくちゃいけなかったかなということも……。この間の政策説明会の折にちょっと行政報告をいただいているんですけども、やっぱり一般の方にも分かるように、ちょっと御説明をいただきたいというふうに思っています。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。今議員からお話がありました御小屋の修理につきましては、今年度当初予算において、復元工事を行うための実施設計の予算を組んだところでございますが、これについては、高速道路の開通を見据えたところで、急ぐというところで、原形復旧の実施設計に入ろうかとしたところでございます。

しかしながら、これにつきましては、文化庁との協議が必要でございまして、文化庁のほうからも設計についても設計の監視をするというところで、これについては、補助工事が補助事業でできるということで、一旦取り下げをするよう御指示をいただいたところです。これにつきましては、一旦取り下げさせて、再度計画をさせていただきたいと思っております。

また、その間、御小屋のほうの茅葺き屋根のほうが非常に、上のほうが杉から枝等が落ちてきて、非常に見苦しい状況でございますので、その間は清掃と整備をしまして、観光客をもてなすような形でとっていきたいというふうに思っております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 通潤橋については、かねてから石壁が崩落したときも、随分と町でやれることがあるんじゃないか。しかしながら、文化庁の指示を待たなくてはならないという歯がゆい思いもしました。

致し方ないことかなとも思いますが、ちょっと一つ質問を挟んで全体像について、また、通潤橋についてお伺いしたいというふうに思っています。

先ほどの橋上観覧なんですけれども、橋上観覧するために警備員を配置し、橋上を渡る観覧料というものをいただくことになりました。本当に先ほど500円は高いよなんていう話もあった中で、やはり、シールを腕につけて。喜んで登っていらっしゃった方も多数おられました。ただこの収支について、この収入は警備の財源に充てるというふうな御説明だったかというふうに思うんですが、それがどの程度までうまくいったのかということも現在分かっていらっしゃるところでお知らせいただきたいと思っております。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。まず、今年度の通潤橋橋上観覧者数は1万5,284人でした。うち、小学校社会科見学は7,138人でした。橋上観覧収入ですが、420万6,200円でした。

支出としましては、警備料が475万8,600円と収納業務を委託しております観光協会と、通潤山荘へ84万1,240円支出しており、収入から支出を差し引きますと、139万3,640円のマイナスとなっております。

これを当初予算、収支計画で見えますと、収入では観覧料が500万円、支出では警備料502万5,000円、収納委託料101万9,000円のマイナスの104万4,000円で当初計画を見込んだところでございました。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 予定が104万のマイナスだったということにしても、さらにマイナスを打ってしまったということで、これ今後、本当にその警備員が上がったことによってというか、今小学生の数がほとんどというか、1万五千何百人のうちの7,138人が小学生だったと。本当に皆さん、喜んで上がられて行ったわけなんです、かなり警備員さんとボランティアガイドの皆さんの間では、いろんな軋轢があったようにも聞いています。これはまた来週の反省会でいろいろ細々出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですが、この小学生を上げるか上げないかで、またかなりこう……。小学生は100円ですけれども、収支に差が出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

本当にこれを上げる、警備員をつけるということであれば、本当に収入からどうしようとかということではなく、きちんと予算立てをしていかななくてはいけないんじゃないかなというふうにも思っておりますが、今後の課題として、私たちも一緒に考えていきたいというふうに思っています。

そして、先ほどの件ですが、通告書にありますところの4番と5番を併せて伺いたいと思えますけれども、今後、道の駅の看板は下ろすわけなんです、新たな魅力発信、町の顔としての通潤橋の在り方をもう一度考えるタイミングが来ているのではないかなというふうに思っています。通潤橋は多角的な役割を担っており、役場でも担当が複数にわたっています。今のように、社会科見学であるとか、御小屋の修復であるとかということは生涯学習課が担っていらっしゃるわけですね。世界かんがい遺産としての施設の役割、農業用水を渡すかんがい施設としての役割としては、やはり農林振興課ではないだろうかというふうに思いますし、また、観光地として盛り上げていくには商工観光課ということになっているのではないのでしょうか。

特に今年、私がちょうど居合わせた件で、布田保之助さんの像の後ろに大きな溝があります。そこを向こうから走ってきた女子生徒がストーンと落ちたんですね。見事に落ちたんです。私、目の前から人がいなくなって、びっくりしたんですよ。それで、私たちは社会科見学で来ていますので、早速、上田課長のほうに連絡をさせていただきましたところ、商工観光課におつなぎいたしますというふうな話でした。結果的には、生涯学習課が走って行って、コーンを立ててくれ

たので、その後の事故は未然に防げたというふうに思っているんです。

それから、この間も、休憩広場、岩尾城の下のところ、東屋があるところの大きなケヤキの木が、やはり台風で落ちた枝かと思われます。逆さまにほかの枝に引っかかって、止まっておりました。その件も、早く取り除かないと危ないなというふうに思いまして、連絡をしたんですが、やはり商工観光課のほうが対応するというふうな話でございました。

こういうふうに、庁舎内での連携というものが、私たちは関わった場所場所で、本当にいろいろ、もちろん今の役場内の役割と別に先ほどのような観光協会だったり、あるいは棚田のことですと、JAが担っていらっしゃるだったり、あるいは商工会の若者たちが担っていらっしゃる、いろんな方々が関わっていらっしゃるわけなんです、やはりいざそういった対応しようというときに、どこに連絡をすればいいのか。

通潤橋に関しては、今からやはり一大メイン観光地として売り出していかなくちゃいけないんじゃないかというふうにも思っておりますので、役場内にチーム通潤橋みたいなチームを作ってみるとか、そういった集中した取組が必要ではないかというふうに思っているんですが、庁舎内での交通整理はどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思えます。

すいません、もう一つ付け加えておきます。これからの魅力発信についても、どういうふうにお考えかということ併せてお伺いをいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** それでは、今、議員のほうから御質問の庁舎内での整理につきまして、私のほうから御説明したいと思います。

ただいま、議員のほうからも御指摘いただきましたように、通潤橋に関しましては、文化財としての保存、活用に関する業務については、生涯学習課が担当しておりますし、周辺の観光施設等の整備と管理につきましては、商工観光課が担当いたしております。また、農林振興課であり、そのほかのところも確かに絡むところは、それぞれあるかというふうに承知しております。

これまでも周辺整備事業を中心に、まとめるように調整を行ってきたところでございますが、各課の専門性や関わる国の省庁との関係性など、しっかりとした線引きができていないところが現状であるというふうに認識しております。

このことから、今おっしゃったように、問合せ先がどこなのか分かりづらいという声も確かに聞かれるところでございます。

引き続きまして、業務の見直しは図ってまいりますし、また、問合せ先につきましても、特に関係します生涯学習課、商工観光課、どちらに問合せをしていただいたとしても、これまで以上に連携を図りまして、速やかに対応するように、改めて徹底していきたいというふうに感じております。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、私のほうから通潤橋の魅力、どこに力を入れるかというところの回答なんですが、現在の道の駅通潤橋は道の駅の指定については外れることとなりますけれども、物産館や食事処いしばし、通潤橋資料館の役割は変わらず、運営をされます。

現在、通潤橋周辺整備に係る関連施設整備基本計画を策定しているところでありまして、今後実施計画を行い、老朽化したトイレの新設ですとか、飲食物産販売施設等の改修整備と周辺の環境整備に取りかかる予定でございます。

議員のほうからもありましたとおり、通潤橋というのは国指定重要文化財で、世界かんがい遺産の一部でもありますし、重要文化的景観のエリアの一部にもなります。

そうした多面性を維持していくことが観光資源としての価値を高めることとなりますので、相乗効果を生んでいくために取り組んでいきたいというふうに考えております。

歴史的な遺産に依存することなく、そこに巻き込まれる人々を交えながら、周辺の自然環境や景観を楽しむ憩いの場所として、役割を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** しっかりと、本当にそれこそ各課一体となって取り組んでいただきたいということを期待したいと思います。

それから、引き続き課長にお伺いしたいと思います。社会科見学にはボランティアガイドというのが当たっていて、これは、町のいろんな歴史とかに詳しい人、あるいは興味がある人が、思いでつないでこられたものです。今年度からは費用弁償をしていただけることになり、ありがたい措置だというふうに思っています。

小学生のガイドにお金は要らんとっていらっしゃるガイドさんもおられるんですが、御自分の大事な生活の時間を割いて取り組んでいただくことを考えれば、多少でも感謝の気持ちを表すべきだったなというふうに思っていて、大変いいことだというふうに思っております。このボランティアさんも大変高齢化という波を受けて、ガイドの数が減少し、心配なところであります。

しかし、このガイドがつくかどうかで、観光地の魅力発信が大きく違ってくるというふうに思っているんです。私たちも本当に気持ちでガイドをしています。小学生から本当たくさんの御礼の手紙等をいただいて、心が温かくなるという経験をしておりますが、そしてまた、おうちの方と一緒にやってきてねえというメッセージを発信したりもしています。

これが通潤橋だけでなく、町のガイドを養成し、有償でガイドを行うこと、以前も何かガイド養成講座を立ち上げられた経緯はあったように思うんですが、その後、観光協会等々と連携してこんなことを考えていらっしゃることがあれば、お伺いしたいんですが、やはりガイドがつく町とそうでない町には、おのずと差がついてくるんじゃないかなというふうに思っております。何かお考えはありますか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 現在、観光ガイドとして通潤橋案内ボランティア、それと九州ハイランドガイド協会、かたりべ会の3組織があると認識をしております。それぞれの団体が活動されており、ガイド養成については、その都度実施されていると思っております。先日行われました山都ラボでは、山都町の農業、林業、観光業にすばらしいポテンシャルを感じて、滝巡りの御提案がございました。実際に本人もガイドとして活動されているようですが、そうした動きが

あることは歓迎しますし、町としても支援をしていきたいというふうに思います。人と人の触れ合いやつながりが旅行者にとって満足感となり、また行ってみようと思うきっかけにもなります。滞在時間の延長や山都町の魅力を発信する取組として、必要性を感じているところです。

町や観光協会としてどうかということをございますけれども、現在、具体的に話が進んでいることではございませんけれども、観光協会と今後検討して、ガイドについての方向性を出していったらというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ガイド養成については、阿蘇がやっぱり先進的ですね。阿蘇は観光課というふうなことだったと思いますが、いろんな情報発信されて、ガイド養成、しかも阿蘇はインバウンドも今からまた期待ができていくということで、英語のガイド養成とかもされているし、そういったノウハウをしっかりと持っていらっしゃるし、何でしたっけ、ごめんなさい、今急に思いついたので、阿蘇は地域デザインセンターでしたっけ。あそこが山都町もカバーしていらっしゃるというふうに思うし、今うちの職員も派遣されていていらっしゃるし、そういったほうの状況を共有しながら、あそこで行われる例えばガイド養成なんかの講座もこちらのほうにも周知するなり、相互の関係性があつたら、本当に阿蘇一帯の大きなグラウンドになってくると思いますので、ぜひ推進を進めていただきたいと思います。

そして、さらにお願いがございます。どなたも御存じのように、来年度は高速道路が、この矢部地区までやってくるわけなんですけど、昨年もお願い申し上げましたけれども、通潤橋の放水時間と清和文楽の公演時間の調整をお願いしたいというふうに思っています。先ほど冒頭で申し上げましたように、清和文楽のワンピース講演が定期公演として実現をしていけば、お客様をこの矢部のインターから清和へとお誘いしたいところですが、放水を見てから移動できれば、さらにお客様に対してうれしいツアーになるということ間違いがないことだというふうに思っています。ただ残念ながら、現在の時間ではそれが不可能です。これを日曜日の定期公演の日、日曜日だけでもそういうふうな時間の融通ができないかというふうに思うんですが、放水カレンダーの会議等々に課長たちも出られると思いますので、御提案していただけるか。あるいは、やっぱり厳しいのだということがあれば、その理由等も教えていただければと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。今年の3月の一般質問でも、通潤橋の放水時間と清和文楽の公演時間の調整ができないかという御質問をいただいたところです。今年度については、もう既にカレンダーのほうができておりましたので、そのまま行かせていただいたんですが、来年度の通潤橋の放水時間については、これから、今月、来月に会議を行うことにしております。

時間の設定については、通潤土地改良区ですとか、観光協会、道の駅、行政関係者などが集まって、合意の上で決定しますので、来年度の放水時間等については、そのときにその場で再度御協議をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜび町の観光の振興のために、ひと骨、ふた骨折っていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それから、この高速道路というところで行きますと、新しい体育館のこと、これまでも各議員が尋ねてきたことかと思いますが、体育館の竣工が開通より後になるということは非常にちょっと残念な情報だったんですけども、建設中の体育館については、まだまだ周知が行き届いてないのではないかなあというふうに思っています。

国道から離れているために、相変わらずどこに建てるんだろうかと聞かれます。名称を募集されたそうですが、新しい体育館を含む施設でどんな遊びをしたいかなどもアンケートされたらいいかがかなというふうに、先ほど聞いていて思ったところでした。より多くの町民に愛される体育館になるための周知活動はどのようになっていますか、お伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。町民の皆様には、本年度、広報やまと6月号で山都町運動公園での紹介と、7月号では総合体育館について、それぞれ見開き2ページを使って紹介をしているところでございます。

また、本庁1階にブースを設けまして、模型の展示と完成予想図のパネルを設けております。11月25日までの体育館の名称募集につきましては、91件の応募があったところです。町民が利用しやすい施設とするため、体育館建設検討委員会において、各種競技団体代表からは、規模及び設備内容等について御意見をいただきながら、建築設計に反映させていただきました。冷暖房施設やエレベーター、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインとしております。完成後は、管理運営を指定管理者に委託する方針であり、各種大会や合宿の誘致などを行いながら、認知度を上げていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** この場所に建設するに当たっては賛否両論いろいろあったわけなんですけど、大切な税金の投入、借金もしての体育館、町の公的財産ですので、未来にわたって多くの方に使っていただき、町民の健康寿命延伸に貢献していただきたいというふうに思っています。

また、認知度を上げるためには様々な取組が必要ではないかと思いますが、まずやっぱりあそここの場所が非常に分かりにくいというようなこと、それから、公共交通の足がどういうふうになっているのかというのを私ちょっと調べておりませんが、ただでさえコミュニティバスの便はあまりよろしくないというふうに思っているんですけど、車がないといけないというふうな場所ではなく、やはり特別の運動公園行きみたいなバスの便とかが図るようなことが、ちょっと開館が少し先延びになりましたので、いろいろ準備する時間がありやしないかなというふうに思うんですが、アクセスの問題、その道路途中のいろんな表示、そんなものについても何かアイデアをお持ちでしょうかお伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。アクセス道路につきましては、グランドデザインにおいて、三つのルートを計画しております。道路の新設、既存道路の拡幅を含めて整備を検討しております。当面は、通潤橋前を通る県道を利用して、総合体育館を含む山都町運動公園へのアクセスを基本と考えております。案内版が不足しておりますので、今後、関係課と協議し、町外からの観光を利用者に分かりやすい統一したサイン計画を立てながら、案内版を整備していきたいと考えております。

また、公共交通機関のバスにつきましては、現在熊本バスが通潤山荘まで来ておりますので、熊本バスにルートの変更、または延伸のお願いをする必要があるかと考えておるところでございます。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ぜひお願いします。先ほど通潤橋のところでも、やっぱり私たち季節にあそこに立っておりますと、非常に通潤橋も分かりにくいよという話をよく伺います。今統一したサインというふうにおっしゃいましたけれども、ぜひ全庁的に取り組んでいただけたらいいかなというふうに思います。

街認知度を上げる、そして、みんなが楽しめるスポーツイベントの開催等、今から用意周到に計画をされて、本当にみんなが楽しみにしている体育館だと思いますので、本当にどこからでも遊びに来れる憩いの場になることを本当に望んでおります。私なんかは歩いたり走ったりするのが好きですので、そういう、民放の局が主催する女子駅伝などありますが、大変人気があります。子どもから大人まで、家族で、友人で、職場でチームを組んで、周回コースを歩いたり走ったりして回るといふような住民参加型の……。講演会もいいでしょうし、スポーツ大会もいいでしょうけれども、それをまた、応援する人たちが盛り上がるという本当ににぎわいが、何か私の頭の中にはイメージできるんですけども、そういったものも早くから計画をしていただきたいというふうに思います。この件については、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

最後に、今日は人権の話をしたと思ってきました。基本的人権に関わるもので、先ほども申し上げましたけども、あらゆる差別をなくし、人権を大切にする条例を持つ山都町です。また、誰1人取り残さないことが大事な目標のSDGs未来都市に選定されている本町の人権意識について、一つ伺いたいと思います。

通告にも書いたように、具体的にはLGBTQの方々のことです。LGBTQ、最近よく耳にするようになりました。言葉としては、一定の市民権を得たと言ってもいいかもしれません。性的少数者というふうに言います。LとBは恋愛の対象が同性です。Bはどちらでもよいという方であり、Tはトランスジェンダー、これは心と体の性が一致しない方。そしてQはクエスチョニング、自分の性について指向性が定まっていない、そんな方もいらっしゃるんです。

このような性的指向をお持ちの方は、総人口に対して3%から10%ぐらいいらっしゃると思います。しかし、あくまで少数であるために、人権的な差別を受けてきた歴史もあり、そのことを隠して暮らしていらっしゃる方が多いのも事実です。

そのような嗜好性が悪いものと感じているために、そう思われないように、悟られないように、異性に興味があるふりをしたり、異性との結婚に踏み切ったり、うそをつき続けて生きていかれる方もいらっしゃるそうです。

また、カミングアウトしていない人のことをクローゼットということも知りました。クローゼットというのは、納戸とか押し入れとかというふうに訳される言葉だと思いますが、いかにも暗い部屋の片隅に隠れているような印象です。

また、この性的な指向性に気づく年齢は、早ければ5歳ぐらい、大体は思春期と言われる10歳から15歳くらいが多いようです。小・中学校や高校でそんな悩みを持っている子どもたちがリラックスして過ごすためにも、認知度を上げていくことが大切だというふうに思っています。

私たちの頃と違って、そのような分野の教育も学校の教育課程の中に位置づけてあるのかもしれませんが。現在どのような教育が行われているのか、教えていただけますか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。学校では、LGBTQの課題のみを取り上げた指導を年間計画等に掲げて行っている学校は、現在のところございません。学校では、お互いの人権を尊重することや、個性や多様性を認め合うことの大切さについて、学年や児童生徒の発達段階に応じて指導を重ねており、人権同和教育に取り組む中でも、相互理解や共存の大切さ、自分自身の責任のないことを理由にした偏見や差別のおかしさ等についても、計画的に学習しています。

また、保健体育や学級活動では、性に関する指導も学年に応じて行っています。なお、学校生活に限らず、自分らしく生活するためには、周りの意識が大きく影響するかと思いますので、子どもに限らず、広く意識啓発する必要があるのではないかと思うところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 啓発については、本当に学校とも連携をされて、一生懸命行っていたきたいと思います。というのも、先ほど申し上げましたように、やっぱり小中学校で、早く自認をするという子どもさんがいらっしゃる中で、やはり自分の隣にそういう子どもがいるかもしれないよということを、やっぱり早期に理解をする。そして、どんな差別も、どんなあれも同じ、そういった差別心というか、人を憐れんで見たりとか、そういった心の問題というのが、目に見える差別、そうでないものがあるって、故意的にやるものとそうでないものがあるというふうに思うんですね。

やはりこの性的なものというのは、非常に外側に気づきにくい問題があると思います。ただトランスジェンダーとか言われるように、心と体の性が一致していない人にとっては、やはりトイレとか温泉とか、男女に分かれて使用しなければならない施設において、大変居心地の悪い思いをされるそうです。誰でもが使いやすいトイレの問題も解決していかなければならないなと思いますが、そのことに関して、以前からお願いしていました学校の女子トイレの個室に生理用品を設置していただきたい件は、その後、どのような進捗を見せているのでしょうか、教えてください。

○議長（藤澤和生君） 学校教育課長、工藤博人君。

○学校教育課長（工藤博人君） お答えします。現段階で、学校での配置に向けまして、校長会等の機会を通じて、働きかけて準備を今進めているところです。教育委員会では、各学校に必要な用品等の把握を行いまして、予算調整を行っております。学校では、設置場所等の検討とともに、児童生徒への全体指導や個別対応の在り方、また、継続的な管理体制など、配慮すべき事項等を踏まえ、準備に当たっていただいていると考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 予算のことも触れていただきまして、前向きに進んでいることをうれしく思っています。また、先ほどの、ちょっとまた付け足したいと思いますが、この人権月間だったり、世界人権デーということで、熊本市内で催されました講演会に、タレントのはるな愛さんが登壇されて、お話をされたという新聞記事を読みました。彼もというか、彼女といいますか、あの人は男の子として生まれてきたけれども、やはり自分の心は女だったなというふうに思っている方ですけれども、大変苦しい思いをして育ってきたと。小学校に上がるときに、黒いランドセルを一方向的に押しつけられて、非常にショックだったとかいうふうな話も書いてあったし、壮絶ないじめに遭ってきたという話も書いてございました。

それからまた一方で、その数日後ですが、人権作文集、その中で最優秀賞を取られる方が匿名で記事を投稿されていましたが、その方は中学生のとき、やっぱり小学生の高学年で、自分がクエスチョニング、Qのところですね。どちらの姓を選んでいいのか分からないというふうなところで悩んでいたところ、お母さんから、「あんたはあんたのままでもいいよ」って言っていただいたことに勇気を得て、友達に告白をし、学校では学ランを着て、中学校に行っているんだって。見かけは女の方ですけれども、そんなことがあって、やはり早期的にやっぱり理解を深めていくということが大変必要だと。私たち大人も勉強しなくちゃいけないし、やはり何げないその言動で傷ついていく子どもさんたちがいることを考えると、そういったところは非常に問題の共有をしていただき、さすが山都町というところになっていけばいいかなというふうに思っています。

それから、このLGBTQの方々を支援するために、パートナーシップ制度というのがあるんですが、皆さんこの制度を御存じでしょうか。恥ずかしながら、私自身あまり詳しく知りませんでした。法的に保護されず、生きづらさを抱えている方々のために、2015年に世田谷区と渋谷区で制度が誕生しました。現在では241の自治体で導入をされています。熊本県では、2019年に熊本市、2021年に大津町、2022年には菊池市が制度の導入をしました。また、来年4月からは、合志市や阿蘇市でも導入が予定されています。

先月、機会を得て、全ての人に結婚の自由をという裁判で、同性婚について闘っていらっしゃる当事者のお話を伺いました。男性のカップルです。2人は周囲の理解を得て、家庭生活を築いていらっしゃいます。日本の憲法では同性婚が認められていないのですが、男女のカップルのように愛し合い、長い間支え合っている2人に対し、男女であれば当たり前についてくる様々な権利が全くありません。例えば、相手が急病で病院に運ばれたとしても、病状の説明は家族を呼ん

でございますとなります。生命保険の受取人にもなれません。もちろん、遺産相続などありません。

パートナーシップ制度は法的に権利が守られるものではありませんが、自治体独自の制度があることによって、同性であっても結婚に相当する関係を認めるというものです。このことで生命保険の受取人になれたり、公営住宅へ家族として入居ができたり、病院で家族として説明を受けたりすることができるようになるようです。

この制度が広がれば、同性同士であっても、家族としての生活の可能性が広がるのではないかと思います。とは言いましても、人口の多い都会と違って、山都町のような人口の少ない、いわゆるこういうふうな田舎においては、このような性的指向を公に言うことをはばかり、言わば墓場まで持っていくという覚悟で暮らしていらっしゃるのではないかと推察をしています。少数とはいえ、このような方に寄り添うことへの仕組みはありますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。パートナーシップ制度ですけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自に、LGBTQのカップルに対して、結婚に相当する関係と称する証明書を発行して、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度になります。メリットとして、公営住宅の入居とか、病院で家族同様の扱いを受けられるというようなメリットもございます。

ただし、この制度は法的に家族と認められないという大きな部分がございます。本町では、現在導入はしてありませんが、導入するためには、まずパートナーシップ制度を広く周知し、全ての人に理解を得ることが大切と思っております。また、幅広く意見を募り、その取組を行うことにより、どのようなメリットがあるのか検証し、導入についてしっかりと協議することが必要と考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 積極的な答弁ありがとうございます。今課長がおっしゃるように、こういうものが隠されたものではなく、やはり一定程度の人口からすれば、3%から10%と言ったら、この町でも相当いらっしゃるのではないかというふうに推測できます。そういう方々にやっぱり寄り添うこと、そして、それをなかなか公に言うことは難しいんだけれども、みんながこれを理解しているよという姿勢を見せていくということが非常に大切かなと思います。憲法違反というか、今全国で5か所、この裁判を争っていらっしゃる方々がいらして、札幌ではこれは違憲であると。しかしながら、大阪、そして東京では合憲という判断が出ました。

しかしながら、その合憲の中にも、やはりこれは法の下に全て国民が平等でなければならないというところで、国民でありながら、この平等の権利を得られていないというところでは、非常に今後、国がなかなか認めませんが、やっぱり同性婚というのは認められてしかるべきものになっていくのではないかなというふうには、個人的には考えておりますけれども、そういう思いやりの心を持って隣の人を見れる。やっぱり今認知症の方も、5人に1人というふうな割合になってまいりました。本当に何というか、あと20年ぐらいすると、3人に1人、隣と隣、3人いたら

1人は認知症を患うというふうな世の中になっても、認知症に対しての認知が本当に今広がっています。こういう人だなど。こういう人は認知症なんだなど。こういうふうに接しなければいけないなど。何かそういったことは、やはり教育であり、みんながこれを自然に討議していく、話し合いの中に入れていくということが非常に大切ではないかなというふうに思っています。

改めてこの人権というのを考えるときに、差別は特別な場所に存在するのではなくて、人が人として生きていく中で、その認識不足などによって、あらゆる場所や場面に発生してくるのだというふうに思っています。

教育を通して、自分の隣にいる方の生き方を認めて、それぞれの立場を尊重できる人間でありたいと、改めて自分自身思っているところです。そして、この町が本当に基本的人権を尊重していける町であってほしいと願っております。

最後に、町長から、まだもう少し時間ございますので、この町の人権について思いを聞かせていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 人権につきましては先般から人権旬間として、山都町でもいろんな取組をしまいいりました。絶対守らなくてはならない大事な問題だと思っております。

そうした中で今ありました。なかなか言葉も分かりませんし、先般も東京の裁判の結果も聞きましたし、先ほどありましたように、中学生が、私は男の子かなと思っておりましたが、分かりません。昨日も、勉強会の中で、県内でも四つの市町村が、市長がパートナーシップ条例をつくっておられるというようなことでございます。どのような形の条例が、先ほど議員から言われているので、少しは理解をしましたが、ほとんど分からないというのが実情ですので、ぜひそのような事例等も、担当課のほうには調べておいてほしいということをお願いいたします。今、3%から10%と幅も広がりますが、どこにでも、隣近所にある問題じゃないかなあという思いしております。

聞きますと、今ありますように、家族も分からなかったとか、本人はもちろんでございますが、そういう人たちが中学生、高校生になって、大変悩んでおられるという部分がたくさんあるというふうなことでございます。学校の現場でどのような対応ができるか。また、地域の中でどのような……。差別をするなどと言われても、その方のそのような状態を私たち周りの者がどのような形で……。先ほど、認知症とありましたが、認知するかが大事なことじゃないかなあという思いしております。

どのような状況下の方々が、そのような方かなと。なかなか、先ほどありますように、当事者の方々も、今の状況下ではなかなか公にできない部分で暮らしておられるんじゃないかなと私も思っておりますので、そういう部分をどのような形で我々が認知をしながら、手助けができる。また、法的な部分、国は本当に卑怯だなどという思いしております。

最終的には、自治体に任せるとようなことでございますので、どのような形で、我々地方自治体ができるかは、今後お互いに勉強し合いながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 町長はじめ、こういったことの研修、今言っていただきましたけども、本当に研修が必要だと。私も実は先ほど申し上げたように、余りパートナーシップ制度については、詳しく知りませんでした。ただ、本当に機会を得て、その原告の方の話を直接聞いたときに、いろんな困難があり、いろいろ本当にうそにうそを重ねて生きてきた。そんな彼らがやはり周囲に思い切って話をし、理解をしてもらい、理解ができない場合もあると思うんですが、そういった環境にいて、今その権利を勝ち取るために一生懸命闘っていらっしやると。

本当に何というか、本当にこの星の下に生まれた子、人全てが幸せを得る権利があるというふうに思っているので、やっぱり知らないということは、やっぱり知らないうちにいろんなやっちゃうということがあるので、もし本当に隣人にそういった人がいても普通に、自然に対応ができるような人間関係を築くためにも、ぜひ私たちも含めて、こういった啓発も、人権というと、いろんな人権の講演会とか、計画を打たれますけれども、今後はこういったことも含めて、計画をしていただいたらうれしいかなというふうに思いまして、今日は私の中の問題提起として、そして、皆様方への共有をさせていただきたいと思って、この問題を取り上げました。これで質問終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、10番、吉川美加君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時13分

12 月 14 日（水曜日）

令和4年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年12月7日午前10時0分招集
2. 令和4年12月14日午前10時0分開議
3. 令和4年12月14日午後1時53分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第8日）（第3号）

日程第1 一般質問

7番 興梠 誠議員

11番 後藤壽廣議員

9番 飯開政俊議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梠 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穰	教 育 長	井 手 文 雄
総 務 課 長	坂 本 靖 也	清 和 支 所 長	木 野 千 春
蘇 陽 支 所 長	村 上 敬 治	会 計 管 理 者	荒 木 敏 久
企画政策課長	北 貴 友	税 務 住 民 課 長	高 橋 尚 孝
健康ほけん課長	木 實 春 美	福 祉 課 長	高 野 隆 也
環境水道課長	有 働 頼 貴	農 林 振 興 課 長	松 本 文 孝
建 設 課 長	西 賢	山 の 都 創 造 課 長	長 崎 早 智
商工観光課長	藤 原 章 吉	学 校 教 育 課 長	工 藤 博 人
生涯学習課長	上 田 浩	そ よ う 病 院 事 務 長	飯 星 和 浩

- 
10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋 田 浩 幸 外2名

---

開議 午前10時0分

**○議長（藤澤和生君）** おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

**○議長（藤澤和生君）** 日程第1、一般質問を行います。

7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** おはようございます。7番、興梠でございます。

本年も12月を迎えまして、令和4年の年の瀬という時期になりましたけれども、いまだに終息が見えないコロナウイルスの感染症拡大、また、ロシアによるウクライナ侵攻がまだまだ続いているところに非常に悲しさを感じているところでもございます。

さて、町民の皆様の1年はいかがだったでしょうか。不安定な経済により、厳しい年であるというふうに思っております。国県を挙げて、いろいろな手段で取組はなされているものの、実感として感じきれていないのが現状ではないかというふうに感じております。

本町の主幹産業であります農業にとりましては、資材の高騰は直撃であります。国、県、町と行政の支援をいただきながら、必死に頑張っておられる生産者の皆さんでございまして、一日も早い経済の安定、暮らしの安定が望まれるというふうに思っております。

そういった中で山都町も、九州自動車道の開通に向けて、総合体育館、通潤橋周辺の整備事業、新道の駅の整備事業が展開されております。早い事業の完成と、矢部通潤インターの開通が待ち遠しいところと思っているところであります。

こういった三つの事業について本日は質問をさせていただきたいと思っております。

それでは、質問席から質問させていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** それでは、さきに申し上げましたとおり、三つの事業について順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、1番目の総合体育館の整備事業についてということでございます。

これにつきましては、令和2年度に山都町総合体育館、仮称であります。基本計画が作成されまして、建築設計、詳細設計、建築確認申請が完了し、建設が着手されております。このことにつきましては、町民の希望でもあった体育館建設であります。粛々と今進んでいるところであると思っておりますが、このことの事業の概要、それから事業費と、そして進捗状況等について、順次簡単に御説明いただければというふうに思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** おはようございます。お答えします。まず、総合体育館の整備概要についてお答えします。

アリーナは現在、通潤橋前にあります中央体育館の約1.5倍の広さで、バスケットボール及びバレーボールコート2面、バドミントンコート8面が取れます。アリーナの隣には武道場兼多目的室があり、柔道、剣道が2面取れる広さです。このほか、会議室が2室、トレーニング室、シャワー室などを設けております。観覧席は2階に固定席196、移動観覧席322を設置します。また、1周170メートルのランニングコースもあります。

本体育館は、大規模災害時の防災拠点施設として位置づけており、避難所や災害物資の受入れを想定し、冷暖房完備としております。

これまでの整備につきましては、令和2年度より敷地造成工事に着手し、令和3年度に地下調整池を整備、本年8月より本体工事に着手し、令和5年度末までには外構工事を含めて全ての完成を目指しており、当初の予定どおり進捗しております。

事業費につきましては、体育館本体約21億円、このほか、山都町運動公園として整備しております芝生広場、中央グラウンド、サッカー場、ちびっこ広場など総合事業費は40億円程度を見込んでおります。

本整備に伴う財源につきましては、国の社会資本整備総合整備事業の防災・安全交付金、交付率2分の1等を活用するとともに、有利な起債を充てることとしております。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興柁誠君。

**○7番（興柁 誠君）** 今、課長のほうから説明いただきました。

体育館の敷地面積等々につきましては、今申し上げられたとおりにかと思いますが、観覧席について、300人前後の収容ということですね。果たして、大がかりな大会等々を催した場合に、収容可能なのかということところがちょっと心配されるところでありますけれども、大会のやり方によっていろいろ変わるとは思いますけれども、そこ辺りがちょっと懸念されるかなというふうに思っております。

事業費につきましては40億程度ということで、この事業費もいろいろ有利な起債とか補助事業等を利用しながらの建設ということでもあります。何をとつても、住民にとっては必要な体育館でありますけれども、巨額の建設費を投入しております。この投入した金額をやっぱり有効に使うべきであるし、その後の、質問しますけれども、運用といいますか、そこ辺りは後ほどお伺いしたいと思っております。

そこで、運用ということになりますが、私が心配しますのは昨日もほかのいろんな議員の質問がありましたが、こけら落とし等も大事であります、年間を通したスケジュールといいますか、体育館の利用率ですね。そういうのもハード面と一緒に取り組んでいかないと、スタートと同時に今から何入れましょう、これ入れましょうの検討では、恐らく厳しいものが出てきやせんかというふうに思っておりますので、今の時点で担当課のほうで考えておられる運用体制等について説明をお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。施設の完成後は、総合体育館を含め公園一帯を指定管理者に委託する方針でございます。民間の活力を生かしながら、トレーニング室や武道

場兼多目室を活用したスポーツ教室等の開催や、適正な施設の維持管理を行っていただき、利用者の皆様が安心して利用いただける施設を目指します。令和6年度から、総合体育館と芝生広場を指定管理者に業務を委託し、その後、完成する施設を順次追加して管理業務を委託する予定でございます。議員御指摘の利用率向上にも努めてまいります。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** 一番私が危惧するのは、さっきも申し上げましたように利用率なんですよね。これだけの体育館を造った場合に、こけら落とし等々については1年間あたりはそういった形の中で動いていくかなと思います。しかし、その後の計画を今しっかり練っておかないと、なかなかその場になってどうしましょう、こうしましょう、管理者との協議が必要かと思いますが、当然、町が造る体育館でありますので、そこら辺りをしっかり練り込みながら、年間プログラムをしっかりと組み立てて、体育館の空きがなくなるように。

町民の皆様は有効利用していただいて、健康等のために使っていただければ医療費等の跳ね返りも返ってくるかと思えます。健康の分で使っていただくような形になりますけれども、体育館自体は町外の皆さん、いろんなスポーツ団体の中から使用料を頂いて、ある程度の使用料を取って運営しないと、足りないから町に出してくれというような話になりかねませんので、そこら辺りはこれから指定管理者との協議をしながら年間の委託料算定もされるというふうに思いますが、そこら辺りが膨らまないような契約を、ぜひぜひお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

一つ紹介しますと、大津町が体育館について、スポーツを活用した地方創生まちづくりというようにことで取組がなされております。これはスポーツ庁の事業でありますけれども、昨年でしたかね、そういうことで官民で組織された観光客等を対象とした体験型プログラムというのをつくられて、そのことによってイベント等を開催されてきたというようなことであります。そういうことが評価されてスポーツ庁から表彰をいただいたというのは、全国で20自治体だったということでございます。

こういったことで、こういう国の事業等もあります。さっき課長が教室等も考えておられると言いましたけれども、こういったスポーツ庁とか文科省とか、文化系もいろいろあると思えますが、そういった事業も取り入れていくと、これは、週何回というような形でこまを入れていかなくちゃいけませんので、そうした形でしたら、地域の人たちも参加してみようかというような形になっていきますので。

とにかく、体育館の稼働が止まらないことが一番だろうと思えます。往々にして1年間はある程度動きますが、その後がなかなか難しい部分が出てきますので、固定した利用というものを今からつくっていかないと間に合わないというふうに思っておりますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

以上です。

それでは、次の質問に入りますが、次に、通潤橋周辺整備事業ということでございます。

通潤橋につきましては、災害の後に、これまでいろいろな専門家や地元の関係者で組織されて

いる委員会で保存、活用について検討がなされてきております。補修工事が終わった後に、令和2年7月から放水再開となって、待ちに待った放水であったかというふうに思っております。

そういう通潤橋であります。今、整備途中かと思えますけれども、そこら辺りの概要と事業費、進捗状況等についてお伺いいたしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それではお答えします。潤橋橋周辺整備事業につきましては、令和3年度に高齢者生産活動センター・町営プール跡地に芝生公園を整備しております。令和4年の7月に完了しているところです。

道の駅周辺、町営中央体育館の跡地、まだ体育館は建っておりますが、その辺りの整備については現在基本計画を策定しているところですが、物産館前の広場を学びのテラスとして整備、公衆トイレの新設、物産館、食事処等の改修整備、体育館の解体後の跡地整備について計画を策定しているところです。令和5年度中に実施設計を行い、令和5年から6年にかけて事業実施の予定です。

事業費については、まだ事業内容が固まっておきませんので、事業費としては算出しておりません。

通潤橋周辺の公園整備の事業費について申し上げます。芝生広場の公園測量設計業務委託として688万6,000円。それと、通潤橋周辺の公園整備工事として1億777万9,000円を現在支出しております。

財源については、農山漁村振興交付金4,745万5,000円。それと、過疎債を6,710万円ほど借りております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興梠誠君。

**○7番（興梠 誠君）** 通潤橋周辺につきましては総合体育館との絡みもあるかと思っておりますし、あそこ一帯を集中的に今整備がされておるわけでありまして、この整備につきましても観光客の方々がかなり来られる形になるかと思っておりますし、早い整備が望まれるというふうに思っております。

いずれにしても、体育館との一体的な活用といえますか、そこら辺りも考えていくべきだろうというふうに思っておりますので、そこを踏まえまして、体育館の整備後の活用といえますか、どういった形を担当課として考えておられるのか、そこ辺りを、考えがあるならば、ちょっと御説明をいただきたいというふうに思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。まず、整備後の運用については、現在も公の施設の指定管理施設として指定管理者による管理運営を行っております。整備後についても同様の管理を想定しておりますが、体育館の跡地等、管理するエリアが広がりますので、詳細については今後検討していきたいというふうに考えております。

それと、新しい体育館との連携でございますけれども、そちらの、体育館に限らず町内のいろ

んな造り物小屋ですとか、町歩きの情報、そういった町の観光情報等も含めて発信できるような体制を取っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興柁誠君。

**○7番（興柁 誠君）** これから詳細については考えるということでございますけれども、先ほど体育館のときにも申し上げましたが、やはりそういった事業を見据えた、後のことは今から考えていかなくはないというふうに私は思うんですよ。出来上がってから、今から考えていきましょうということでは、なかなか厳しいところが出てきやせんかという心配をしているわけですよ。ですから、できる限りいろんな体制の中で協議をしながら、完成後にはこういった形で進めていくというような練り込みと申しますか、そういう計画の練り込みをもう今から準備していくことが必要ではないかというふうに私は思っておりますので、そこら辺を検討していただいて、ぜひぜひ進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

通潤橋につきましては、もう皆さんが知名度的にも非常に浸透した施設でありますので、文化的な価値も非常に高いところにあります。そういった文化とか歴史、名所等の創造によって、先ほど課長も申し上げられましたとおり、地域の連携を図って運用を考えていくということが非常に大事だろうと思っておりますので、さっき申し上げましたとおり、くどいようですけども、今からそういったソフトの部分の部分をぜひ考えていっていただきながら、完了後にはすばらしい体育館とのマッチングができて、すばらしい施設だと言われるようなことになってほしいという思いでおりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それで、次の質問に入りますが、新道の駅事業ということについてでございます。

これにつきましては、熊本、宮崎を結ぶ九州中央自動車道の整備が平成30年12月に山都中島西インターが供用開始されております。令和5年度の矢部インター、仮称ではありますけれども、山都通潤橋インターの開通に合わせた山都町のランドデザインに基づいて、新道の駅整備事業は建設されているというふうに私は認識しております。その道の駅も非常に重要な施設だろうと思っております。

そこで施設の概要、事業費、進捗状況等についてお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、新道の駅の整備概要についてお答えします。

敷地面積は約1万1,000平米になります。

整備内容については三つございますが、まず、休憩機能として駐車場は自家用車両49台、身障者用車両2台、大型車両7台、自動2輪車駐輪場、それと、EV急速充電施設等の駐車場2台、台数にして60台の整備を予定しております。

それと、トイレについては、男子、女子トイレ、多機能トイレ、授乳室、パウダールーム、ベビーケアルーム、キッズスペース等の整備を行います。

二つ目に情報発信機能として、観光案内所、道路情報、地域情報の提供、無線LANアクセススポット等の整備を行います。

地域連携機能として、直売所、レストラン、カフェ、イベントスペースを予定しているところ  
です。

進捗状況についてでございますが、建築工事が来年の2月の完成を予定しております。その他  
駐車場、外構工事、町道の上層の仕上げ等が令和5年度の前半までには完了する見込みです。現  
在の進捗率でおおよその数字ですが、30%から40%程度進捗しているという状況です。

事業費についてですが、令和元年度からの調査業務も含めまして、用地補償費が9,596万7,000  
円、造成広場、外構道路の工事が1億12万6,000円、建築工事3億4,650万円、調査設計監理が  
9,113万円、合わせまして、6億3,300万円ほどの事業費になっております。この後、今年度のま  
だ発注が済んでない部分と令和5年度中に発注する分も含めると、9億円程度の事業費となる  
予定です。

財源につきましては、これまで確定している部分で申し上げますと、再編移転交付金、社会資  
本整備交付金、地方創生拠点整備交付金等含めまして2億1,200万円、それと、過疎債が2億  
7,100万円、残り1億5,000万ほどが一般財源という内容になっております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興柁誠君。

**○7番（興柁 誠君）** 道の駅も巨額の投資によって建設されております。この道の駅につい  
ては、課長が今申しあげましたとおりに、いろいろな機能を持った道の駅ということになるか  
と思いますので、そこら辺りを十分重視しながら、インターの出口でありますので、インターは  
まず、山都には最終的に今できる通潤橋インターしかございませんので、何はともあれ、人は流  
れてこられるということはもう間違いないというふうに思っておりますので、そのことについ  
ての後のソフトの部分の受入れ体制というものも非常に大事になってきやせんかというふうに思  
っております。そこら辺りは今、課長も考えておられますかね。運用体制あたりについては。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** 整備後の運用体制ですが、こちらも公の施設の指定管理施設  
として運用を予定しております。現在、指定管理候補者の選定まで進んでおり、本議会において、  
指定管理者の指定について議案を提出させていただいているところです。

高速道路の終点ということで、車の通行量等も大変多くなると思います。いろんな観光情報で  
すとか、地域の情報、道路情報も含めていろんな情報が道の駅で発信できるよう体制を整え、指  
定管理者が決まりましたならば、その指定管理者とともに、いろんな情報のやり取りを行って取  
り組んでいきたいというふうに考えております。

山都町のいろんな観光施設等の情報ですとか、そういったもろもろのことを発信できる施設に  
していきたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興柁誠君。

**○7番（興柁 誠君）** これから指定管理者の選定に入るということでございますので、この  
指定管理者については早く作業をされて、決められて、早めの打合せというのは非常に大事な

ってくるというふうに思っております。

これまで、体育館とか周辺整備、また道の駅と、事業の建築をされております。建てるのも大変なことでありますけれども、その後の運用というのは非常に重要なことになってくると思っておりますので、これにつきましても、早め早めの中身の充実、体制というのはつくっていかないと間に合わないというふうに思っております。令和5年2月ぐらいをめどに考えておられるということでしょう。そういったことであれば、早め早めの選定をしていただきたいと思っております。

往々にして、こういった第三セクの流れでやっていかれるということはもう仕方ない部分もあるかなというふうに思っておりますけれども、これを建設されるときにメリットを考えておられましたよね、三つのですね、新道の駅を造るときにですね。

挙げてみますと、立地のメリットとして町の広域交通の玄関口に当たると。効果的な情報発信、地域振興が見込まれると。今課長が申し上げられたとおりでございますね。

それから2番目は、九州自動車道及び218号からの道の駅の利用が見込まれる。

三つ目に、町の主要な観光施設の近傍に位置して、観光施設への立ち寄りが期待できるというようなメリットが、道の駅を造られるときにメリットとしてうたわれております。

当然、このことは地域との連携が重要なことでありますし、町としましては、子どもから高齢者までが本当に楽しんでいただけるような道の駅にならないといけないというふうに思っておりますし、そのことを大事にしながら、くどいようですけれども、そういう事業についての後の運用体制を、体育館も道の駅も周辺整備も、関係各課関係なしに、早くそういったところをつくり上げていかないと間に合わないというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っております。

それでは、次の質問に入りますが、これまで私は三つの事業について質問してまいりました。積算して簡単に概略ですが、事業費で51億程度の資金を投入された三つの事業でございます。この事業費をいろいろな補助事業、起債等を活用しながら運用をやってこられているということでございますけれども、全てにおいて、こういう事業をして出来上がりました。これから、この事業をしたことによって、町はどのような形に今度はつくり上げていくのか、進んでいくのかということになっていくかなというふうに思います。

51億、あるいはまだこれより膨らむかもしれませんが、そういった金を投資しとるわけですから、それなりの効果というものはいただかないといけないというふうに私は思っておりますので、そこら辺の進め方というか、まちづくりの方向性のお考えを担当課長のほうからお伺ひしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。今、三つの事業につきましては、九州中央自動車道の開通を見据え、令和元年に策定されました山都町グランドデザインの大きな柱の事業であります。

計画策定の背景としまして、人口減少や少子高齢化があり、子どもから高齢者まで、安心、安

全に暮らし続けられるまちづくりの推進と、地域活力の向上が課題でありました。

計画の中で、町が目指すべき将来の方向としましては、1、産業振興による雇用の創出、2、観光、移住、定住等の人の流れをつくる、3、結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4、健康で安心な暮らしの実現となっております。

先ほど各課長より説明がありました、現在進めております合計で約51億の三つの事業、総合体育館を含む運動公園、通潤橋周辺整備事業、新道の駅については、今申しあげました三つの将来目標の実現に向けて行っているものであります。九州中央自動車道の開通を絶好のチャンスと捉え、産業の振興、魅力ある観光、交流人口や関係人口による地域のにぎわい創出と地域活性化を目指して、今後のまちづくりを行ってまいりたいと思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興侶誠君。

**○7番（興侶 誠君）** 目標立てで文書にされていることは非常にいいことかと思いますが、行政用語ではありませんけれども、見込まれるとか、期待できるとかという言葉が多々出てきますよね。行政用語って言うていいのかわかりませんが。そうではなくて、これは絶対必要なわけですから、51億の金を投資してやっていくわけですから、その波及効果といいますか、町に何らかの返しはなくてはいけないと私は思います。それを考えていくのも、当然、行政の職員もしっかりですが、当然私たちもしっかりというふうに思っておりますので、そこら辺りもしっかり数値目標ですか、そういった計画とかそういうものを今から皆と連携をして協議をしながら、完成の暁には1年目はこういった流れでプログラムを入れていくとか、こういう観光の流れをつくるとか、仕掛けをするとか、そういうことを今もう考えていくべきではないかというふうに私は思っております。

そういうことをぜひぜひ、各課の連携を取っていただいて、出来上がったときには、わあ、山都町はすごいな、通潤橋もすごい、体育館もできておる、物産館もにぎわっているというような山都町でなければいかんというふうに思いますので、後手に回らないうちに早めに取組をお願いしたいというふうに思っております。

このことについては、以上で終わりたいと思います。

それでは、最後の質問ということで、矢部阿蘇公園線についてということでございます。

この路線につきましては、歴史をたどってみましたところ、非常に長い、古い歴史がありますね。大正時代から何かこういった動きがっております。大正、昭和、平成、令和ですか、何十年もかけて矢部阿蘇公園線については地域の方々が期成会をつくられて頑張ってきておられるというような状況であります。そういったところで、このことについても山都町にとっては非常に重要な路線と私も認識しております。

これが出来上がれば、非常に阿蘇に抜けるルートというのが出来上がりますので、また人の流れというのが変わってくるかというふうに思っておりますけれども、そういった状況の中で期成会を中心に動いておられる活動であるというふうに思いますけれども、事務局は役場がされていると思いますので、今の時点で要望の状況がどういう状況にあるのかをお聞きかせ願いたいと思

います。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。主要地方道矢部阿蘇公園線は、山都町畑の国道218号から南阿蘇村の国道325号に至る延長28.6キロメートルの道路です。

大正9年に県道認定、昭和57年に国道を補完する基幹的役割を持つ主要地方道に指定されています。

その中で、山都町東大矢から南阿蘇村の久石までの区間約9キロメートルが未供用区間となっており、道路ネットワークが形成されておらず、この路線の役割が十分に発揮できていない状況です。

現在、山都町、南阿蘇村、高森町、甲佐町、御船町、嘉島町、美里町、宇城市の八つの市町村で構成する矢部阿蘇公園線整備促進期成同盟会を組織し、毎年熊本県に対し要望活動を行っております。令和2年度、3年度については、新型コロナウイルス拡大の影響により、書面においての要望活動となっておりますが、今年度は1月に県庁に出向く要望活動を計画しているところです。

これまでの熊本県における事業実施内容としては、令和2年度までは改良工事が実施されておりましたが、令和3年度からは委託業務として、資料収集整理、整備効果の検討等、予算をつけていただいているところです。

当期成会の事務局を努めている山都町としては、期成同盟会、特に南阿蘇村と連携し、ルートの検討、経済効果、または、災害時の避難ルートとしても利用できることから、早期開通に向け、熊本県とさらなる協議検討を行い、要望活動を行う必要があると思います。

令和5年度中に九州中央自動車道が延伸されることや、阿蘇市を通過する計画の中九州横断道路との連携から、道路ネットワーク上必要不可欠な路線と位置づけになることを期待しております。

以上のことを踏まえ、一日も早い開通に向け、熊本県、その他関係機関に対し、積極的に働きかけを行っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興柁誠君。

**○7番（興柁誠君）** 今、課長が申し上げられましたとおり、非常に古い歴史がある路線であります。その9キロ間がまだできてないというようなことでありますので、これはぜひとも、山都町にとりましては、阿蘇からの流れというルートをつくり上げることによって、当然今の流れから大きく様変わりすると私は思っておりますので、このことを強く強く一体となって要望していかなくはいけないというふうに改めて思っているところでございます。

それで、関係町村の阿蘇市とか天草郡市はこの活動の中には今現在は入っておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。先ほどお答えしました八つの市町村の中には、阿蘇市、天草市については入っておりません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 私の思うところは、阿蘇の観光のルート、流れというものを引き込んでこないといかんとします。南阿蘇からの流入だけでいいのかというふうにちょっと心配しておりますけれども、大きい阿蘇の観光地、市を入れて、天草に流れていく天草市等を入れて、組織というものをもっと拡充できないものかと思うわけですね。

そうしたことによって、ある程度、県あたりの動きをもっと下から押し上げていかないと、なかなか南阿蘇と山都町だけの期成会の中で動いとしても、なかなか進みにくいんじゃないかというふうに心配するところでもあります。ですから、そういったことが可能であれば、阿蘇市あたりも入れて天草あたりも入れて、こういったルートの整備を考えていきたいと思いますというようにことで取り組んでいくことも非常に重要なポイントになりませんかというふうに思っておりますので、どうですか、そこら辺り。なかなか課長からはお答えにくいと思いますが、どういうふうに思われますかね。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。令和3年6月に、熊本県より、新広域道路交通計画というものが発表されております。新聞のほうでも出たかと思っておりますけれども、その中で阿蘇山都道路というのが構想で出ております。それにつきましては、阿蘇から山都に、まだ構想でございまして、まだゼロからのスタートになります。

矢部阿蘇公園につきましては事業も進んでおりますし、期成会で要望活動もやっとして、県のほうでも予算を付けていただいているということになりますので、それに乗るのではなくて、まずは矢部阿蘇公園線を開通したいという思いで事業のほうを進めてまいっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 7番、興梠誠君。

○7番（興梠 誠君） 新しいそういう路線に加わるということは、またゼロからのスタートということになりますので、なかなか厳しいところもあるかと思いますが、今の、私たちが大正時代から進めてきているこの路線に、それはそれ、これはこれに加入してもらえんかと。活動はお願いできないかということは、別個の問題としてそれを考えていただかないと、今の矢部阿蘇公園線と合体するようなことはとても。そうなったら、矢部阿蘇公園線がゼロからのスタートになりませんかということになりますので、それはできないと思います。

ぜひ、そういったところもちょっと検討していただいて、できるならば、そういった活動の幅を広げていくことも非常に重要なポイントになりませんかというふうに思っておりますので、検討をお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後の質問になりますが、矢部阿蘇公園線の実現を図った上で私が思うところは、今、山都町を考えてみましたときに、横の横断の道路が非常に少ないと思います。幹線道路、縦断道路は蘇陽265、矢部218、445と、国道の縦断道路はありますけれども、山を越えて観光的なルートというのは非常にないと思いますね。

阿蘇市あたりを見てみましたときに、横縦から入ってきておりますよね。四方八方から観光の

人たちが車の流れ、人の流れというのがあって、南阿蘇に下りてきて高千穂に抜けられるか、そういうルートができているというふうに私は思うんですね。

ですから、私が思うには、矢部阿蘇公園線を早く実現して、今度はのぼり上がったところから清和の天文台の上、それから蘇陽の五人坊といいます、そこの上から観光ルートとして、天文台、文楽邑、それから、そよ風パークに下ろしてくるような、そういう観光ルートも考えてみる必要がありはせんかというふうに私は思っているわけですね。夢のような話と皆さん思われるかもしれませんが、こういった考えを、思いを出してみ、調査してみやってみないと分からないと私は思うわけですね。でないと、阿蘇市あたりでもああいう道路ができるわけじゃないですか。

高森からスーパー林道みたいな波野を抜けてできておりますよね。あれもまだ最近ですよ、10年ぐらしかたっていませんね。あつという間にできました。そのために、大分からの流れ、湯布院からの流れというのは全部阿蘇に入ってきます。阿蘇から南阿蘇に下ってきて、回ってまた南阿蘇を回って市内に抜けたり、菊池に抜けたり、四方八方、横のルートができているというふうに私は感じております。

ですから、山都町も、下の山の麓の国道だけの道路じゃなくて、上から下りてくるルートを二、三本入れると、矢部阿蘇公園線も大事にしながらですよ、これが出来上がりながら横のルートを入れると、まだまだ人の流れが変わってくると私は思うわけですよ。そこら辺りの何か考えがおりなら。いかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。矢部阿蘇公園線は、畑地区より御所地区を經由して南阿蘇村久石地区につながる、方位で言えば縦ラインとなります。

同じようなルートで縦ラインになる路線としては、県道仏原高森線、県道清和高森線、国道265号がございます。これらの縦ラインを結ぶ横のラインとしては、山都町北部地区では、県道川内矢部線のみとなります。

矢部阿蘇公園線が開通することにより得られる効果の例としては、当路線沿いにある一心行の大桜、グリーンピア南阿蘇、世界的観光地である阿蘇パノラマラインの白水ルートと隣接していることから、これらの観光客は矢部阿蘇公園線を利用していただき、山都町に来町していただくことは本町の観光に寄与できるものと思われま。

そこで、議員質問の天文台から文楽邑、五人坊からそよ風パーク、いわゆる横のラインの道路整備は、山都町を含む道路ネットワークにおいて観光または産業でも有効な手段と考えます。

しかし、建設課としては、まず矢部阿蘇公園線の開通に向けた県とのルート検討協議、早期開通に向けた期成同盟会による要望活動を第一に進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 7番、興侶誠君。

**○7番（興侶誠君）** ハードルが高いのは重々分かって質問しております。ですが、そういったことを考えてみることも非常に私は大事と思っております。それをもし考えてみて、実現で

できればすごいことになると思います。

基本は矢部阿蘇公園線の実現ですよ。これができないとまずは無理だとは思いますが、そういった次の発想といいますか、次の思い、考え、ルートを考えると。そのことによって山都町はどういうふうになるかとか、そういう夢物語と捉えないでこれを考えることも、一つのまちづくりのポイントになりませんかと思います。

そのために今、先ほども出てきた整備事業されております51億の投資をされた建物施設を整備しておるわけでありますので。そういうことも考えたときに、そういった流れがどんどん入ってくれば、さらにさらに山都町はにぎわいのある町になってくると思いますし、実際にできている市町村もあるわけですので、時間はかかるかもしれませんが、そういったことにも目を向けて進めていただくとどうだろうかという思いで質問をさせていただいたところでありますので、どうか検討ぐらいはしていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、私の質問は、通告は以上で終わりますけれども、何はともあれ、私はこの事業を展開されていることの投入した事業費に対しての、町が見返りって言っちゃいけませんけれども、効果は何らかの形で表れてこないといけないというふうに思っておりますので、投資したけど金が足らんからそれはまた金出さなないって、その繰り返しではいけないと思いますので、ぜひそういったところがないようにするために、早め早めの計画の練り込みをぜひぜひお願ひしながら、私の質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、7番、興沼誠君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前10時50分

再開 午前11時0分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 11番、後藤です。皆さん、お疲れでございます。

さすがに6番目になりますと、もう前に質問された方がほとんどで、どうしようかなと思って視点を変えて質問せないかなと思いますが、その前に前段で挨拶したいことが、一、二点ありますので。

先般、消防のほうで、組合のほうで話がありまして、蘇陽の消防署がなくなるとかいう話がありました。そのときに、町内ではいろんな話がありましたけれども、これは消防組合が自ら考えることでありますので、どうしようもないというふうに判断いたしましたところ、やっぱり思ったとおり山都町で1か所ということになりました。

それで私、後藤ですけれども、消防には非常に世話になっておりまして、二、三回救急車で運ばれまして、今、命があるようなこともありました。それで、私たちの住んでいる長谷とか柳谷

地区は高森から来れば5分で来るわけですよ。清和にできたとしても30分はかかるなというふうに思うわけですね。できたら上益城とか御船とか高森とか広域的に連携できて、お互いが連携できて人の命を守るようなことができたらいいのかなと思いますし、そういう観点から、消防組合の議員の皆さん方も、ぜひそういうところに努力していただいて、町長もぜひ、人の命というのをはかけがえのないものでございますので、ぜひそういう形で努力していただきたいというふうに思います。

本日、一般質問するわけですがけれども、大体、私的には今までは夢を語るような、ああしろこうしろというようなことを言ってきたわけですがけれども、今回はちょっと視点を変えまして、町長がこの町をどう動かそうとしているのか。また、現場の課長、指導役がどのように町を進めていこうとしているのか。町民にどのように分かって、どのように町民を引っ張っていこうとしているのか。また、職員と一緒にどのように動いていこうとしているのか。

今、私、見てみますと、役場職員のほとんどが夢を持ってやっているような気はしないわけですよ。よかボス宣言はされました、前回質問しましたけど。もっともっと職員が伸び伸びと、生き生きした顔で仕事ができるような職場づくりが必要じゃないのかなと思っておりますし、その観点から今日は、前回質問いたしました行政改革、要するに役場内の機構改革についてが1点、それと、その内容についてSDGs、有機農業について、町長が係をつくられたことに関しての取組方についての質問を2点目といたしたいと思います。

3点目に、500万程度使っている東京事務所、今年で5年目になります。そのことについて、今後の取組はどうするのかということを知りたいと思っております。

そしてその次は、山都ラボ。前回発表がありました。私も行きました。10名程度の方が山都について話をされました。これはどのように委託して、今後どのようにしていくのか。これは矢仁田議員も質問いたしましたけれども、前回の質問とちょっとダブりますけれども、視点を変えてその点は質問していきたいと思っております。

続きまして、道の駅について。山都ラボで発表がありました特産品の販売とか云々かんぬんという発表がありましたけれども、山都町における道の駅が三つあります。その三つの駅を利用しながら山都ラボがどのように展開していくのか、どのような活動をしていくのかということについて、道の駅の今後の在り方について質問したいと思っております。

時間がありますれば、最後に学校教育の話。小中一貫校とございますか、義務教育学校の話です。この進捗状況についてお尋ねしたいというふうに考えております。

以上4点、5点について質問しますがけれども、時間が足らなかった分は次回の質問へ繰り越したいというふうに考えておりますので、皆さん方の適宜適切な簡単な御回答をよろしくお願いしたいと思います。

じゃあ、質問席のほうから質問させていただきます。よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** まず、1番目の行政改革について質問いたしますけれども、この点につきましては、前回、私3月の議会で1点質問しております。オンライン化を進めた上で、人事

異動等とか機構改革してほしいと言いましたところ、前総務課長のほうから、機構改革については、九州横断道の矢部インターチェンジの開通を見据えたまちづくりなど、それから、有機農業を核としたSDGs事業の推進、優先事業に円滑に当たるための人材を充てるという説明があって、なおかつ蘇陽支所、清和支所の話をしましたところ、窓口業務を支所において整備しますよと。しかしながら、事業畑については本庁へ一括するというような話がありました。

が、そのような仕事で進めていっていたところ、蘇陽地区のほう、竹原地区において水道の破裂事故、中に空気が入ったようなのがありまして、本庁から1週間ほど来てもらいました。

そのほかに、最近では蘇陽支所の前を通ると、私はよく役場のほうに寄ってみるんですけど、保健師の皆さんが窓口業務を一生懸命勉強されておりました。それと、何と申しますか、マイナンバーカードですか、その作り方を、何しよつとですかって聞いたら、それも一生懸命されておりました。窓口業務をせんと、専門の仕事ができない状況なんですよ、支所においては。一人休んだら大変なことになります。

今、蘇陽支所では4人の方が事業畑の仕事をしています。今多分4人か5人と思います。その中で、水道事業、環境事業、建設、水道、農地、それに含めていろんな業務ですね。農業委員会のところとか地籍調査とかやっていますよ。あんたたちは何しよつとやって。何て言われてここに来たつやというふうに質問しましたところ、総括的にせないかんと言われてもできないですよ。

そういう、伸び伸び仕事するどころじゃなくて、よたよた仕事しよる。そういう状況の中、前回、機構改革の異動がありました。その中で、町長も言われましたけど、職員がよく休暇を取って、伸び伸びと仕事できるような職場環境、これがよかボス宣言の項目の1項に当たっているわけです。そういう中で、本当に役場職員が健康で伸び伸びと仕事するのが一番だと思いますし、現場の話をよく聞いて、どうあるべきか。これは、私はオンラインはあまり好きじゃないんですよ。なからにゃいかんとは思いますが。本来ならば委託業務が嫌という人もたくさんいらっしゃいますが、委託するべきは委託することが必要だと思います。そして、金がかかるとかそういう話は理屈です。金がかかってもやらにゃんときはやらにゃんとですよ。そういう職員の話聞きながら、行政をうまく動かしていく。職員が伸び伸びと仕事できる、健康で病気をしない、そんな職場環境をつくる、それが大切だと思うわけです。

例えば、今の課長がおってですよ、職員が明日休みますとかいろいろ言ったときに、課長のつらを見て、課長が職員をつらを見るような状況ですよ、皆さんが。そのような状況の中で本当にいい仕事ができるんだろうかというふうに感じる時があります。

これは今、役場の中に人数を増やすということではできないわけなんです。限られた人数でせないかんわけです。それで無理してさせたら駄目です。職員の能力を十分発揮するような職場環境が私は必要というふうに考えております。

そういう観点から、今までやられたことの検証はされたのか。また、今後どのような形で、職員の意見をどう反映して、どのように町民に納得していただいて、どのように健康で豊かな町をつくるのかについて、検証された結果と今後について、担当課長のほうから御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、お答えいたします。山都町の行政改革につきましては、平成18年3月に第1次山都町行政改革大綱及び集中改革プランを策定し、平成28年12月に第2次山都町行政改革大綱を策定し、行政改革の推進に取り組んでまいりました。

また、本年3月に第3次山都町行政改革大綱を策定し、多様化、高度化する行政課題へ適切に対応しながら、町の持続的な発展を促すために、効率的、効果的な行財政運営の仕組みを構築することとしております。

これまでの行政改革大綱を踏まえまして、本年4月に九州中央自動車道、矢部インターチェンジの開通を見据えたまちづくり、有機農業を核としたSDGs事業の推進、自治体トランスフォーメーションの推進など、町の掲げる重点施策を円滑に推進するため、また、事業系の業務を中心に本庁一括とすることによる事務事業の見直しなど、人員確保を行いながら、効率的、効果的な行政運営ができるかというところに視点を置き、機構改革を行いました。本庁一括での事務事業の見直しを行いました。が、広大な面積を有する本町におきましては、支所の役割は大変重要であると考えております。

このようなことから、支所業務におきましては、住民の皆様に必要な業務、いわゆる窓口業務と福祉分野の相談業務など、従来どおりの体制を確保することとしてまいりましたが、実質的には大幅な人員減となっております。

本年の機構改革を行うに当たっては、令和3年度当初から具体的な検討を行うために機構改革のワーキンググループを係長級以上で構成して、検討を行いました。このワーキンググループは、総務及び総合的部門、土木農林産業部門、住民厚生部門と、関係部署ごとに三つのグループを組織して業務の見直し検討を行い、各部署の意見や問題点の洗い出しなど、よりよい組織づくりについて検討を進めてまいりました。

各部署において、どこまで職員との情報共有がされていたかにつきましては確認はしていませんが、手順に従い、検討を重ね、事前の準備を行った上で、機構改革を行ったと考えております。

また、オンラインの整備につきましては、コロナ禍の中、密を避けて業務や会議が行われるよう、機構改革を行う前から支所及び課に端末を整備しております。

しかし、各支所とも事務フロアと別の部屋に設置しているため、本庁と支所間を結ぶオンラインの環境はあるものの、職員において日頃から活用していないなど、利便性については課題があると考えております。

そこで、令和5年度からはシステムの見直しを行い、職員の端末からもオンラインによる業務や会議ができるように改善をする予定でございます。

機構改革後の課題や問題点につきましては、課長、支所長と常に情報共有を行っており、できる限り住民サービスの低下にならないよう、本庁と支所の職員がお互いに業務を補完し合うよう指示しております。

なお、今年度1年の状況を踏まえ、本庁及び支所の体制につきましては、必要に応じて業務や

人的配置の見直しを行い、山都町全体の行政サービスの低下につながらないように、今後も継続して検証を行い、よりよい職場環境づくりに取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 見直しというのは、特に上層部だけで見直すのも町長に聞くのも大事だと思いますけど、一番大事なのは現場の意見が本当に大事だと思います。

オンラインの整備について、3次山都町の行政改革大綱の中で、行政手続のオンライン化というふうにあって、令和4年、5年、6年、7年というふうに計画は、e-Taxとかインターネットによるシステムとか云々かんぬんと書いてあります。これがどのように進んでいるかというのはあえて聞きませんが、要するに、役場に来ている職員が、本当に自分のやりたいことができているのか。

私、先般、注射に行ったわけですね。そこに職員の方もいらっしゃいました。土日ずっと仕事で来ていると。うちの仕事もなかなかできないでしょう。そういう中で、本当に職員の方は一生懸命頑張っているなというふうなことを感じました。無理言っちゃいかんなとも思いました。そういう中で職員は本当にみんな頑張っていると思います。

これは、体調管理というのが私は非常に、また体調崩したりしたら、本当に業務は大変なことになるわけです。そういう中で、職員の体調を考えるための業務を考えるということになってくれば、保険制度にしてもいろんな施設があります。老人福祉施設等々もありますので、そこら辺に……。老人福祉施設といえば、ほかの市内の老人福祉施設はパタパタと辞めていらっしゃいますよね。そういう中でそこへの支援も当然考えていかなければいけないわけですが、そこから来てもらう、そこと契約するとか、そういう総合的に何かうまくできないかなと。

私、入院していたときもあるんですよ、事故ですね。そのとき、熊リハだったと思います。熊リハから市町村へ行っていらっしゃるんですよ。「今日は何ですか」言ったら、「いや、今日は市町村のほうに健康づくりで出向いていきます」と言われる。「ええ、そんなことやっているんですか、ここは」と言ったら、「いやもう、いろんな町村がやっていますよ」という話もありました。

そういう中で、私は委託というのは、限られた職員でやるのであれば、プロに委託してでも住民の健康とそういうのは考えるべきだなと思いますし、そこら辺を踏まえながら、行政改革については本当に職員の意見を聞きながら、職員が本当に仕事ができる環境づくりは、私本当に大切だなと思いますし、いろんな問題もありましたけれども、二度とそういう問題が起きないためにも、やっている人間は怒られたら本当に沈みますから。私、前回も言いましたが、私は褒められて伸びるほうですので。できたら、そういう環境をできるだけ構築していくのを約束してください。町長はその点について、行政計画について、後でまた質問しますが、それについてぜひ理解を示していただいて。

私、たまに思うんですけど、蘇陽支所と清和支所がありますでしょう。町長はいつも本庁において座っとらすじゃないですか。たまにはね、月に2回ぐらいは蘇陽支所に行って、町長室もあ

りますので、打ち合わせして、出張します。今日は蘇陽の日ですとかいう日をつくって、町民に報告すれば、町長と話したいけん来る人もおるかもしれんじゃないですか。清和につくったって、清和からも来る人がおるかもしれないじゃないですか。山都町全体の町長ですから。蘇陽に、月のうち1回か2回でも来て町民の話を聞くような場をつくっても、罰は当たらんと思います。

そういうことで、町長の意見をちょっとお聞かせ願いたいと思います。何かありましたら。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 行政改革の取組については、まだ今年の4月から始めたところであり、各支所から、また、各機関からいろんな今の状況等の説明はあっております。今後、変えるべきは変えなんというようなことで、1年間経過を見ながら進めてまいりたいという思いであります。

今言われるように、極力、どこに行っても町民の方と話ができるような場を取っておるつもりでございますが、今言われるように、具体的に2日、3日行けというのは非常に難しい。今、はっきり言いまして、町長が町長室におらんとされるのが多いのも実情でありますので、それも含めながら、今の提言については慎重に、できるだけ意に沿うようにしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 私、厚生常任委員ですので、ちょっと気になっているところを1点だけ申し上げます。

今、ごみの問題は、先般三重のほうに議員研修に行きまして、6番議員からもお話がありましたように、廃棄物の処理に関して日本もこれだけ成長しているのに対し、ごみ処理もこれだけ成長しているんだということを勉強させていただきました。本当に感動しました。

そういう中で、山都町も浄化槽の問題、ごみの問題、広域の問題。広域の問題は解決が進んでいますし、みんな40人ぐらいで話したわけですので結論が出ておりますから、その方向に行くのを信じております。

ただ、山都町におけるごみの問題を考えた場合ですよ、今プラスチックごみを令和7年から市内に委託しますよね。当然令和6年から住民がアクションを起こさないかんわけです。そういう中で浄化槽の問題はあり、環境の問題はあり、ごみのプラスチックの問題あり、住民委託の問題あり、業者委託の問題もあるわけです。

こういういろんな業務がある中で、今、職員のことを言っていていいですかね、一人休まれていきますよね。それで二人でやっていく中で、私は不可能に近い業務と思います。これが来年の令和5年の夏頃までには方向性を出して通知をしなくちゃいけないわけです。これを二人の人間で起動できるのかなと思って私は課長に聞きました。そしたら、課長は言いませんでした、何も。「言えよ。俺が言ってやろうごたある」と言いました。ばってん、言いませんでした。

でも私は、この業務は、私も元役場におりまして、できないことはないというのは間違いです。できません。それでこれだけ、竹原の問題とか、上野の問題とかいろんな委員からいろんな話があれば、それは全部クリアしていかないかんわけですよ。そういう中で、もっとこら辺はよく慎重に相談されながらやってもらいたいと思います。

行政改革の話がやたら長くなりますと、後が進みませんので、このくらいで終わりますが、総務課長、本当にこの点は十分職員の意見を聞きながら、そして課長の意見も聞きながら、現場の意見を尊重しながら、オンラインだけじゃなくて委託も考えながら、慎重に取り組んでいただきますようお願いしておきます。よろしくお願います。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** じゃあ、続きまして、今回の3月の議会で質問したときに、SDGsと有機農業の担当部署を、これは何ですか、有機農業を核としたSDGs事業の推進、優先事業を円滑に当たるためという二つの項目がありますよね。当然、SDGs担当と有機農業の担当は設定されました。町長はどういうことを期待して設定されたのかお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 有機農業の推進室でございますが、なかなか、もう50年以上当町では有機農業を営々と続けてこられたというようなことでありますが、具体的に私も就任以来、有機農業を核とした農業、まちづくりというような目標を掲げながら、今、町政に取り組んでおるところでございますが、職員の中で、また、具体的になかなか有機農業を理解している部署が少ないという思いの中で、ぜひ国、県、また、農業者の方々、また、消費者の方々とのような形で今後進めていくかを考える場所をつくりたいという思いの中で推進室をつくったところであります。

また、SDGsにつきましても、去年、未来都市の指定を受けたというようなことであります。

いつも言っておりますが、ずっと今、山都町、今までの農業であったり持続可能な暮らしを続けてきていただいているという思いでございますが、今、国であり国連であり我々も目標としております大きな目標が掲げられております。これを一つ一つ具体化するには、やはり専門的にいろんな部分を勉強し合いながら、研修をしながら、我々が一番何に取り組んでいかなんかという部分をお願いしたいという思いの中で、SDGs推進室をという形の中で担当の部署をつくったというようなことであります。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 理解してもらうために有機農業というお話がありましたけれども、町長の口からがつつと言われると、熊本県が進めている低農薬のグリーン農業、あれはいろんな農協の部会である米を作っている農家とか、野菜を作っている農家とか。山都町全体は低農薬なんですよ。ほとんど食生活で、給食に出しても何らおかしくない、本当に健康で、私ももりもり健康でありますので、低農薬のおかげだろうと思っておりますし。

農業振興するに当たって、町長からがつつと有機農業、有機農業と言われると反発も出てくるのかなと思っておりますし、農業振興する場合は、課長としても有機農業を進めるに当たってどぎゃん思うですかと聞きたいですね、これ。

町長の意を酌んで、担当課長は考えているのか。それとも、町全体を考えて考えているのか、課長の意見を、まず、農林振興課長のほうから意見をお願いしたいと思います。その後、そのままずっと座っていただきます。続けてずっと質問しますから。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えを申し上げたいと思います。本町の基幹産業は農林業でありまして、そのほとんどの方が従来からの慣行農業を営んでおります。

有機農業の振興はもちろんのことですが、本町のSDGsの理念として掲げております、有機農業を核とした持続可能な社会の形成にあると思われまます。従来からの慣行農業であっても、近年のエネルギー価格の高騰、肥料価格や資材価格等の高騰により、農業経営に多大な影響が出ておるところです。

このような中にありまして、国も国内資源の有効利用を図りながら持続可能な社会の実現を目指すということで、2021年に国で策定されましたみどりの食料システム戦略におきまして、環境負荷の低減の取組を加速させるとしまして、化学農薬使用量の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減する目標を掲げております。

本町におきましても、化学肥料や農薬の低減などの環境保全に努めながら、本町の資源を有効活用できる取組を進めて、有機農業をモデルとした環境保全型農業の推進を行い、持続可能な循環型農業の構築を進めていくというふうに考えております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） JASの有機農業というのは非常に難しいんですよ。周りに農薬を使った農園があっても駄目だし、それをするなら3年間かかって、なかなか有機農業に取り組む勇気が。今の人はやろうとすれば勇気が要るし、採算ベースが合うのかとかいろいろな問題があるわけです。

そういう中で、JAS規格の有機農業を推し進めるというのとほかに、低農薬ちゅうか、くまもとグリーン農業とかそういうのを進めるのも必要だと思います。

でも、しかしながら、有機農業をするなというわけじゃないわけですよ。それは核として、目玉として、名前はあっていいんです。ただ、今の現在のJASにおける有機農業の推進室としては何名か担当がいらっしゃいますよね。どのような形で進めようとされていますか。

それと一緒に、JASの認証者数がどのくらいなのか、主にどんなものを生産されているのか、主にどんなところに販売されているのか。私も若干調べておりますけれども、私の考えているのと同じかなというのがありますので、以上3点につき、お願いしたいと思います。

○議長（藤澤和生君） 農林振興課長、松本文孝君。

○農林振興課長（松本文孝君） それでは、お答えしたいと思います。まず、有機農業推進室につきましてですけれども、現在4名おります。1名は兼任となっておりますけれども。

業務としましては、有機農業の生産、流通、消費、それぞれの拡大に向けて取組を行っていきますとともに、新規就農者への支援、それから、農産物のブランド化事業等を主に行っているところでございます。

JASの認証者数につきましてですけれども、令和4年3月末時点で52の事業者がJASを取っていらっしゃるところでございます。

主な生産物、品目でございますけれども、米、ベビーリーフ、チンゲンサイ、ホウレンソウ、コマツナとか、レタス、大根、タマネギ、ジャガイモ等、ニンジンとか里芋もありますけれども、多種多様な品目を栽培されているところです。

現在の主な販売先等につきましてはコープ関係を中心に、関西、関東方面に出荷されているところでございます。

販売額につきましては、あくまでも推計でございますけれども、2020年で3億1,000万程度あるかなというふうに出荷のほうでは把握をしているところでございます。

今後の有機の進め方につきましては、昨年度策定しました有機農業推進計画に基づき、新規就農者、後継者の育成、サポート、それから、有機JAS認証の支援、それから、有機米生産へのサポート体制の整備、販路拡大、それから、学校給食への有機農産物の利用の拡大について取り組んでまいりまして、これにつきましては、国の事業を最大限活用しながら進めているところでございます。

本年度末には、国が言っておりますオーガニックビレッジ宣言を山都町としても受けれるように今、取組を進めているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 山都町の中でも蘇陽地区においては、多分、ほとんどないのかなと思いますけれども、生産者がそこに来てやろうとした場合、地元の人だけじゃないと思います。移住してきてやるとか、いろんな形で有機農業に関心のある人が入ってきているのかなと思いますし、その状況はどうでしょうか。地元の方がどのぐらいで、移住してやっているというのはどのぐらいの割合ですか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** お答えします。地元で40年以上有機農業に取り組まれている方が大体8割ぐらいいらっしゃるんじゃないかと思っております。あと、移住による農家の方が2割程度かなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 今、従来からやっている方がそういうのを指導して行って、できるだけ生活ができるような、JASにおける有機農業ができるように応援もしたいと思いますし、くまもとグリーン農業も忘れてはならない。これも推進していかなきゃいけないというふうに考えております。特に蘇陽地区あたりは全部がほとんどグリーン農業と思って。野菜から白菜、米、ブルーベリーから。もうブルーベリーは無農薬っちゃ無農薬。何もしていませんので。でも、JASには認められません。隣が肥料を使っていますので。そういう状況で、グリーン農業との、どのような進め方をしていけないかんわけですよね。

私は、JASの有機農業というのは、JAで何とかうまく動かされんのかなというふうに思うわけですね。役場でいろいろ、6人、4人、5人おって進めるよりも、むしろ、JAのほうに部会

をつかって、そこから企画書をもらいながら販路計画とかそういうのができたら、役場に4人も5人もおらんでええとばってんなと思うところもあるわけですよ。そのほうが、JAは農業のプロじゃないですか。役場は、昨日大学卒業した者がなっても、百姓したことない者がなっても、ちょっと厳しいかなと思います。人を批判しちやいかんけん、大丈夫とは思いますが。だから、そこら辺のところはどぎゃんですか。グリーン農業におけるJAの委託なんかはどうですか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、まず、くまもとグリーン農業について御説明を申し上げます。

くまもとグリーン農業につきましては、土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬を慣行栽培より減らした、環境に優しい農業のことでございます。

グリーン農業の制度としましては、化学肥料や化学合成農薬の減少割合に応じて、JAS法の有機農産物、それから、有作くん100、有作くん、特別栽培農産物、それから、エコファーマー、環境にやさしい農業という六つの区分に分けてあるところでございます。くまもとグリーン農業の中にも有機農業が含まれておるというところでございます。

現在、山都町のグリーン農業の生産宣言者につきましては、2022年の3月31日現在、730の方が登録をされております。あと、それと別に応援宣言ということがありまして、1,357登録してありまして、計2,089となっております。

本町としましては、御存じかもしれませんが、くまもとグリーン農業の生産宣言と応援宣言を合わせて、2020年までに2,020件の目標を掲げておりまして、それを達成している状況でございます。

また、2021年には応援宣言部門でくまもとグリーン農業の表彰も受賞をしております。

国のみどりの戦略につきましては、化学肥料や化学合成農薬の低減を目標とされております。今後も、くまもとグリーン農業を推進しながら有機農業の推進も図っていきたく思いますけれども、議員おっしゃるとおり、JAとの協力は大変重要になってくるかということで考えております。

昨年も有機農業の推進計画を策定する段階から両JAには協力をいただいておりますし、今年度も基本計画等をワークショップみたいな形でやらせていただいておりますけれども、それにも農協から職員の方に来ていただいて意見交換をさせていただいている状況でございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 農業はうちの町の基本です。基本中の基本ですので。農業がよくなれば、商工業も観光地もみんなが元気になるんですよ。ぜひそういうところにおいて、まだまだ聞きたいことはあるんですけど、後がありますので、この辺で課長、ありがとうございました。お世話になりました。

続きまして、SDGsについてもちょっとお伺いしたかったんですけど。SDGsは、私が考えるには、生まれたときからSDGsと思っておりますので。山都町で生活する以上、生まれ

たときからずっとSDGsで持続可能な町で育ってきて、持続可能な町を運営しているわけです。そしてまた、農業も持続可能な経営をしています。キャンプ場にしても、観光施設にしても、全部SDGsの、うちが発祥地じゃなかろうかちゅうごつSDGsであるというふうに認識しておりますので。この辺は答えを考えられたかもしれませんが、割愛させていただきたいと思います。続いて、東京事務所についてお伺いしたいと思います。

東京事務所は、年間500万程度で、もう今年で5年目。3,000万ぐらい、そのくらいか使っているわけですね。初めは3本の柱だったわけですよ。3本の柱というのが、企業誘致、特産品の販路拡大、人事交流とあって、そのほかに、人を呼ぼうというのが企画にあった。これは朝日新聞によって書いてあったわけですけども。これ、実際、これは多分随契でやっているんですね。何のために随契したかって、5年も遡ってそれは聞きません。

しかしながら、本当に達成されていたのか。別に東京事務所というのがあるんですよ、県がつくっている。そこは非常に宣伝をしているんですよ。今のクレアン、東京事務所がどうのこうのというのじゃなくて、町民の方が、クレアンがあるのをどのくらい知っているのかな。500万払って何をしているのかなというのがあるし、実績はどこにあるのかという不安もあるかと思えます。そういう中で、本来なら、もうあんまり事業実績がないなら東京事務所1本にしたほうがよくはないかとも考えるところもあります。

しかしながら、今後、ここをまだ今年まだ幾らか余分に使っていると思うとばってんが、そのほかに。それも含めて、今後どのように活用していくのか。これを本当に持続していかなきゃいけないのか。これについて、課長と町長からお話を聞きたいと思います。まず、課長のほうからお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。東京事務所は、東京を中心とした都市圏での山都町の認知度を上げることを目的としまして、平成30年6月に東京都港区のオフィス内に事務所を開設いたしまして、今年5年目を迎えております。

議員がおっしゃられますように随意契約での発注となっておりますが、随意契約いたしました経緯としましては、これまでCSR活動等を推進されます大企業と延べ700社以上の総合経営コンサルをなさっているということで、専門家ですとか中央省庁、また、社会起業家等、メディア等とも幅広いネットワークをお持ちということで、この事業の受託をお願いしております。

事業の開始当初は人事交流、企業誘致、販路拡大を目的としてスタートしておりますが、事業開始3年目の令和2年度からは、SDGs未来都市の提案に向けた支援もお願いしております。

主な取組としまして、人事交流では企業等の山都町への訪問ツアーや、コロナ禍以降はオンライン交流会を開催しまして、山都町の魅力発信をしております。

また、企業誘致につきましては、他自治体の誘致企業に対する調査やサテライトオフィスの実施をされております企業等への山都町のPR活動、また、昨年度実施しております企業の拠点づくり事業でも山都町と親和性の高い企業の選出などをしていただいております。

また、販路拡大では、都心部で開催するイベントにて、ジビエや有機野菜などの販促を行って

おりまして、この事業開始以降、継続してジビエ肉を年間1トン以上取引していただいている事業所もございます。

その他、矢部高校生の入学者増に向けた地域未来留学の実施や東京農大との連携協定、森林再生と地域振興を目的としたプレゼントツリー事業などの誘致も行っていただいております。

今後の取組としましては、これまでの成果を精査した上で、受託事業者の強みを生かした企業誘致や、SDGsの推進に伴い連携の可能性のある企業等との連携支援などを予定しております。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 東京事務所につきましては、今、長崎課長から今までの状況等についてはそのとおりだという思いでおりますが、単独で事務所を構えておるとい部分については、やはり、直接、東京の状況等々が我々にも入ってくるという部分です。

また、大企業等々との、今はあまりつながりがないところでございますが、そういう部分のつながりを今後強めていきたいという思いでおります。

特に先ほどありました、プレゼントツリーにつきましてはもう今年で3年目になるかという思いでおりますが、今、森林の再生等々について、多くの方々が山都町に参加をして、今後は10年間ぐらい手入れもしに来るといような事業も持ってきていただいたなという思いでおります。

先ほどありますように、ジビエの販売等々についても、最初からいろんな取組をしていただいたという思いでおりますので、今後について、先ほどありますように、SDGsについても今、月に何回か山都町にも職員のほうに来ていただいた中での取組をさせていただくといようなこととございますので、今後についてももっともっと山都町が都市圏でどのような形で発信ができるか、そのためには、我々もどのような物産の販売ができるような体制をつくるか、いろんな情報の収集の拠点として使っていきたいという思いでおります。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 東京事務所については、私も若干勉強不足なところもありました。

しかしながら、やめろといわけじゃないわけですよ。するならば、本当に町のためになるような、各課のみんながそれを理解して、東京事務所があるんだといことで、ジビエの話とSDGsの話がありましたけれども、学校教育の話もありましたけれども、いろんな方が、益城町あたりは大企業から、航空会社から来ていますよね。そういうような人材派遣等もありますので、何が必要なのかといことを各課長がみんな理解した上で、東京事務所があるんだといことを山の都だけに頼らんで。東京事務所について聞きたいばってんが、山の都たいといのじゃなくて、みんなが。

これは税金じゃないですか。補助金も何もない町の金でしょう。そしたら、企画も山の都も総務課長も福祉も、みんなが東京の状況を教えてくださいって、どのように動いていますかとかいいう、みんな勉強するよな場を設けながら、一緒に東京のことについて、足元について考えるよな場をつくったほうが、私はより効果的に上がると思うし、また、県の東京事務所とも連携していきながら、向こうは有名人を使って宣伝しているじゃないですか。そういうところも踏ま

えながら、どういうふうにやったらいいかというのは職員、全課長挙げてでも。中には知らんという人もおりました。ですから、そういうことをよく今後検討して行ってください。

多分もう時間がなくなってきましたけど、最後に。

これは、先ほど6番議員が聞きました、チャレンジ応援山都ラボの開催ですね。これ、先般ありまして私も聞きに行きました。本当にすばらしい意見でした。

これお願いですけど、みこさんの神楽があったとき、できたらね、これ、山都町である神楽祭りに来てもらうとええばってんねって、そしたらみんなに周知が高まるたいという話をしました。この後、山の都のほうに道の駅のことを聞く予定だったんですけど、できたら、もう一つチャレンジの中で特産品の販売をしたいという人があったわけですよ。何か外国人の人だったと思います。

それで、山都町には三つの道の駅があるわけじゃないですか。だったら、そこで道の駅を説得して、そういうことができるような、年に3回ぐらい、回れば6回できるじゃないですか。そういうのができますよというような支援ができないのかなというふうに考えたので、それはもう多分質問には入ってこんどと思いますので、そういうことも考えておりました。

応援山都ラボの中で委託していますよね、この仕事は。幾らかけて委託したのかをちょっとお願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えします。今年度の事業費は、見積り入札の結果、399万800円となっております。

以上です。

**○11番（後藤壽廣君）** 先ほど6番議員のほうから、ユーチューブに流してもなかなか見る者がおらんとか、難しいばいとかいう話がありました。私は、本当に難しいと思います。誰も手を挙げて来んでしょ、ユーチューブに流したけん、誰かいませんかと言っても。非常に厳しいと思うんですよ。

でしたら、この委託した業者さんをお願いして、今後どのように進めていくのか。これは当然議会議員も全部知っとかないかん。議会議員も協力せないかんわけです。町長だけでなく職員も全員一枚岩になってやるべきなんですよ、こういう事業は。それでこそ発表する意味があるんです。発表した人が、何にもならなかったって。前の山都塾。これはどうせ俺には関係ないとか、そういう意見があって、何も結果が出てないんだけど。これは違うと私は思いました。これは他人の力を借りてやるというふうになっている。だったら、さっき東京事務所の話があったじゃないですか。いろんな企業を持っているという話が。そこにも流していいわけじゃないですか。こういうのがあるけん、ぜひお願いしますよという。

そして、役場職員はせわしくてそぎゃんこつしとる状態じゃないと思う。そういう暇も時間もないと思う。だったら、この業者ですよ。頼んだ業者、ミミスマス。こういうところに、本当に一遍金出してでもお願いしてですよ、これを進めたいんだって、探してくれって。こういう事業はぜひやりたいけん。それが山都町のためになるんだったら、金はどれしこ使ったっちゃいいじ

やないですか。町長、よかでしょう。

いやいや、そうですよ。町が発展するわけですから。町長だけが発展してもどうしようもない。議員が発展してもどうにもならない。町が発展することが一番要ですから。

ですから、金を使ってもいいから、ここの業者に、あんたは受けた責任がある。なら、最後まで責任取れ。あと3年じゃないですか。3年間の中で責任を取らせるような企画をもって、ぜひ議員も集めて会議してくれとか、東京事務所にも行って、あんたたちはいっぱい企業とつながりがあるんだろうって。こんな話があるけん探してちょうだいってようなことですよ。さっき東京事務所はえらいコネクションがあるとかいう話があったちゅうことは、来る可能性があるわけじゃないですか。

10名の方が発表されましたよね。これは発表したけん、はい終わりじゃなくて、今後煮詰めていくわけですよ。当然この会社も、僅かの金で受託していますけど、今後進めていくためには、まだこれを進行していくためにはまだ金が要するという可能性はあります。それは出しても、それを一緒に進めていくための手腕を選ぶべきと私は思います。せっかく10人発表して、何のため発表したか分からんような状況じゃ困りますから。それを推進していくためにやってくださいよ。ぜひそれはね。そして、発表した人たちがよかった、地域の人たちもよかった、こんな仕事はまだしていきたいというふうに、ちょっとしたことでいいんですよ、きっかけは。ほんのかじるぐらいで。そこから広がっていくんだけん、人間というのは。初めからばんと広げてやろうと思ったら絶対できん。初めはちょっとかじるだけで広がるんですよ。イベントとか、こういう企画というのは。初めから大ごとしようとするとは何もできんとですよ。だけん、初めちょっとかじる。首突っ込んでいくところから始まっていたきたい。ぜひ、そういう企画を持っていきたいとします。町長、何かありましたら。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今回の山都ラボを事業にするに当たりましては、今ありました企画会社の方ともいろんな話をしました。ただ、そうじゃなく、まずは山都町をじっくり見てもらってやってほしいというようなことで、3か月ほど山都町の中で、今回のこのような企画ができたという思いであります。

先ほどからありますように、また今後パートナーなり、いろんな部分の支援者を見つけるためには、今ありましたように東京事務所をはじめ、ここにおられる議員の皆さんをはじめ、また、町民の皆さんからも、いろんな応援の力を貸していただきたいなという思いであります。

そのためには、もう一回、先般の発表会の模様等々も町民の皆さんにももう一回おつなぎをしながら取り組んでまいりたいと思います。はっきり言いまして、10名の方の提案、面白いという言い方はございませんが、積極的な提案だったなという思いでありますので、そういう取組を今後していきたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 以上で山都ラボについて終わりたいと思います。

締めは教育長にお願いしたいと思います。

義務教育学校の、前日も質問しましたが、今の状況について御説明願いたいと思います。非常に気にしている人がたくさんいらっしゃいますので、3分程度ですが、よろしく願いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 11番議員、ちょっとこれは通告にはありませんけれども、教育長に対しては。

**○11番（後藤壽廣君）** え。義務教育学校の現状ですよ。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○11番（後藤壽廣君）** ああ、ごめん。学校教育課長です。ごめんごめん、すみませんでした。教育長に見えた。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。現在、基本構想、基本計画を調整中でありま  
す。教育委員会におきまして、常時、協議事項等の情報共有を図るとともに、並行して義務教育  
設立準備委員会を立ち上げまして、現在協議を進めております。

まずは基礎調査として、教職員のアンケートや、整備候補地のリストアップを行っております。  
先週8日に第2回目の準備委員会を開催したんですけれども、その際は教職員アンケート取りま  
とめ内容や今後行う予定の小中学校の児童生徒保護者、未就学児童保護者へのアンケート内容等  
について、意見をお伺いしたところです。

その他、学校名称等に関しましてアンケートの設問でお尋ねすることとし、準備委員会におけ  
る検討資料とすることを申し合わせました。

また、整備候補地に関する比較検討資料をお示ししており、また、年明け2月上旬頃に次の準  
備委員会を予定しているんですけれども、再度御意見を伺いまして、その意見を踏まえまして、  
教育委員会の方針を調整する予定としております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 一応、全部終わりました。ありがとうございました。

答弁された町長をはじめ、課長の皆さん方、1時間ありがとうございました。お世話になりま  
した。これで質問を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、11番、後藤壽廣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午前11時58分

再開 午後1時0分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** こんにちは。今議会の最後の質問者になりました、9番、飯開政俊で

す。

本年もコロナ禍に振り回された1年ではありますが、町民の力強い御支援のおかげをもちまして、多くの成果を見ることができました。

山都町三大祭りの八朔祭り、火伏地蔵祭り、清和文楽祭りをはじめ、各地区の歴史ある祭り、若者を中心としたイベントなど、感染対策を取りながら行っていただき、町民の活力になりました。

八朔祭りの造り物はすばらしく、どの造り物も甲乙つけがたい出来栄えでした。商工会の皆様には3年ぶりの制作ということで、大変な苦労を重ねながら制作されたことに感謝の気持ちでいっぱいです。

また、清和文楽においては、県立劇場において、漫画「ONE PIECE」を題材にした新しい演目は感動の渦に包まれました。地元の中学生をはじめ、多くの町民のボランティアがあり、新しいまちづくりに町民の理解と協力がいかに大事か学ぶことができました。

火伏地蔵祭りの花火大会では、どこからこのような若者が来られたのかと驚くばかりの人出でした。これからの馬見原の町の活性化の参考にさせていただきます。

来年、中央高速道のインターチェンジが浜町までやってまいります。多くの車、人々がこの町にやってまいります。今後、道の駅を中心とした観光地、キャンプ場、宿泊施設などとのネットワークをつくり、受入れ体制をつくる必要があります。

また、通信高校一ツ葉高校に続き、山都高校が旧蘇陽高校跡地に新しく開校されました。そして、多くの移住者を迎えることができ、山都町の魅力発信に、新聞、テレビでも数多く取り上げていただきました。

現在は社会問題が多様化、複雑化しておりますが、持続可能なまちづくりに向け、来年度以降、将来へ向けた取組について、通告に従い質問をいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 本町は、SDGs未来都市を受けて、住み続けられる持続可能なまちづくりを目指さなければなりません。世界が合意した17の目標をよく読んでいくと、地球の環境と人々の健康を守り、貧困をなくし、安定した食料、質の高い教育を受け、人々が安全に暮らしていけるような技術革新をし、みんなに役立つ安定した産業化を進め、世界の全ての人が協力し、平和で平等な人生を送られるような世界を目指すという意味に取られます。

そこで、本町として取り組むための基本的な考えを伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 山の都創造課長、長崎早智君。

**○山の都創造課長（長崎早智君）** お答えいたします。議員から御説明がありましたとおり、SDGsには、持続可能な地域を実現するために必要とされる17にわたる様々な目標が掲げられております。SDGs未来都市の本町としましては、これらの目標を達成するため、これまで以上に持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていく必要があると考えております。

それでは、町が取り組むSDGsの達成に向けた基本的な考え方についてお答えいたします。

先ほど11番議員からもお話がありましたように、山都町の暮らしそのものがSDGsであると

ということですが、この豊かな自然や農村風景を未来に残し、有機的な暮らしを継続させていくためには、行政だけでなく地域住民をはじめ、企業や各種団体、事業者など、様々な人たちとの協力により、町ぐるみでSDGs達成に向けた取組を進めることが不可欠であると考えております。

そのために、まず、住民の皆様にSDGsが日々の生活に密接に結びついているものであること、自分たちでも取り組めるものであることに気づいていただき、自分事として捉えていただくことが重要であると考えております。

そこで、今年度は、SDGsに掲げられている世界基準の目標を町の見線に置き換え、町の未来のあるべき姿について住民説明会やワークショップ等での検討を重ねながら、山都町SDGs基本目標の策定を進めております。

策定に当たりましては、様々な課題を抱えている地域で今必要とされているものは何か、町の豊かな自然や農村風景を未来へ残していくためには自分たちはどうすべきか、また、急激な人口減少や高齢者の増加、脱炭素化などについて、持続可能なまちづくりの観点から、住民同士での話し合いが行われました。

このように、住民参加型のまちづくりを進めることは、住民お一人お一人が直面している町の課題を理解し、自分事として再認識できるきっかけとなることから、持続可能なまちづくりにつながるものと考えます。

2030年に向けて、自分たちはどのような地域をつくっていきたいのかを前向きに考え、持続可能な新しい未来をつくり出す一員として、自らが果たす重要な役割などをみんなで話し合う。日々の暮らしの中で少し意識して行動してみる。こうした取組の積み重ねが、町の各地域から生まれ、SDGs推進の機運となり、地域の中から持続可能なまちづくりが始まるといった文化を根づかせていくことが町行政としての大きな役割の一つであると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今、執行部のほうから、まちづくりに対する基本が言われました。

今年、東竹原のほうに産業廃棄物処理の問題が出まして、本当にこの町もSDGsに向かうときに、このような基本的なものを大事にして、また、改革するところは改革してというようなことをこれから進めなければなりません。

議会は、その問題を受けまして、大阪府・三重県の豊中市伊丹市クリーンランドと、大栄環境グループを視察してまいりました。その報告を少し言わせていただきます。御船町に今度、管理型の廃棄物処理場の建設の計画がありますので、それも併せて、私たちは視察してきたことを少し述べさせていただきます。

廃棄物の収集運搬から最終処分まで一貫して行われていました。生活や社会の営みの中で役割を終え、廃棄される全てのものが新しい環境づくりに生かすことのできる資源という考えを原点に、持続可能な世界を目指しておられました。処理場全体が近代的な施設で、処理場から煙、臭い、水一滴たりとも処理場の外に出されることはなく、全社一丸となって、人、地域、地球に貢献する企業を目指されておられます。一般の方にもいつでも見学できるように準備され、丁寧に

説明を受け、視察できました。このような企業の実態を町民にも説明して、理解いただくような努力をしていかなければならないと意識を持ったところです。

今は、山の間伐材から織物の糸、そして、木の樹脂からプラスチック、米から子どものおもちゃなどを作る技術が進んでいます。国の支援、グリーンイノベーションなどを受けて、何にでも張りつけることができる太陽光パネルの新開発も進んでおり、脱炭素化に向かって大企業をはじめ、いろいろなベンチャー企業も開発に向け頑張っておられます。

古い知識で様々な企業活動を止めてはならないし、将来を見据え、いろいろな事業者が取り組むときの門戸は開けておくべきであると思います。何事にも立ち止まったら持続可能な社会は私は送れないと思います。

その中から、SDGsの17の目標の中から私が気にかかる二つの目標についてお尋ねします。

目標の中から、まず4番目の目標である質の高い教育をみんなにがあります。私は日頃から、子どもの教育が政策の中で一番大事と申し上げております。そこで、本町の解釈と、運用方針についてどのように考えておられるかお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。SDGs目標4番目ですが、質の高い教育をみんなに。これは全ての人々に対し、国や家庭、性別に関係なく、平等に教育を受けられる機会を提供することとされておりまして、世界人類の共通課題と言えるものです。ほかの目標を含めた持続可能な開発目標の達成における基礎の一つだと考えます。

この目標4番には10個のターゲットとして、七つの達成目標と三つの実現のための方法が示されています。

その中の達成目標の一つに、2030年までに全ての子どもが男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにするとあります。

教育行政としましては、家庭状況や地球環境等に左右されず、本人の学びたいという意思に応じた教育環境を。また、本町では、広大な山村地域に由来しますハンディや家庭環境の影響などを超える教育環境をそれぞれ整えることが責務、かつ、目指す目標になるものと考えます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今、質の高い初等教育、中等教育とありました。

先般、矢部中学校区学力向上研究指定授業研究発表会を参観する機会があり、授業の様子を見ることができました。子どもの主体性を念頭に置き、タブレットや電子黒板を活用しての、とても効果的な授業がなされているなど感じました。これからの授業に、タブレットや電子黒板の活用は重要なものだと改めて感じたところです。

各学校では、全ての教室に電子黒板が整備されておらず、今後の活用推進に課題が感じられました。実態はどうなっていますか。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。電子黒板の整備につきましては、令和2年度に新型コロナ交付金を活用しまして、小学校は通常学級2クラスに1台、中学校は通常学級1クラスに1台を基準として電子黒板を整備しておりますが、学校現場におきましてはICT機器を有効に活用した効果的な学習活動のために、小学校は特別支援を含む各教室及び特別教室、中学校は特別支援教室及び特別教室への設置を切望されておまして、電子黒板の整備要望は常に上位にあるところであります。

児童生徒に一人1台のタブレットが行き渡りましたが、議員が研究発表で御覧になったように、タブレットは単に手元で調べ学習や答えを返す操作のためだけでなく、電子黒板と連携して活用することで、初めて授業の中で共有や練り上げを行うとともに、比較検討する中でコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力の向上が見込まれまして、子どもの主体性を育む学習の一助になるものと考えるところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 質の高い教育を受けさせるには、小中学校の全校に公平に教育環境を整える必要があると考えます。今後、不足した電子黒板などの環境整備の方針を伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 学校教育課長、工藤博人君。

**○学校教育課長（工藤博人君）** お答えします。授業に際しまして、児童生徒が主体的に考え発言する環境づくりのツール、道具としてタブレットを有効に活用するには、電子黒板は欠かすことのできない重要なツール、道具の一つです。また、電子黒板を用いての授業に必要な教師用のタブレットも足りていません。

質の高い教育の基盤として、児童生徒の学習に必要とされるICT機器を含め、学習環境の整備を行い、児童生徒の学びの充実及び指導の充実を図ることは教育行政の責務でもありますので、適宜学校現場のニーズを把握し、そのニーズに応じることができるよう計画性を持って調整してまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** ぜひ、子どもたちの教育はまちづくりの一丁目一番地ですので、そういう気持ちで環境整備を行っていただきたいと思います。

二つ目は、3番目の目標である、全ての人に健康と福祉をについてお聞きします。

当初予算のときに申し上げましたが、節目検診を現在の60歳から65歳までに引き上げてほしいとお願いをいたしました。今、60歳定年から65歳定年へと引き上げられております。また、国民年金支給も引上げが検討されています。節目検診を65歳まで引き上げることにより、病気の早期発見につながり、健康寿命を延ばすことになると思います。そのことが、保険料使用の削減につながるのではないかと考えられます。

また、家庭に配付される鍼灸券があまりにも少額ですので、利用者からもう少し増やしてほしいとお願いをされました。その方が言われた内容の中には、1家庭前半5枚、後半5枚、計10枚

で、同居世帯では家族が多く厳しい枚数ですと言われました。

このことについて再度お願いします。なぜならば、山都町は、県内高齢化率ナンバーワンの町です。本町では65歳以上が50%、75歳以上は30%です。それに加えて、農業、建設業、福祉事業で働く方々の年齢が大半の方々が60歳以上で占められています。本町の基幹産業を体にもち打ちながら支えられておられます。鍼灸、マッサージ、整体などで治療を受けながら働いておられます。この方々の健康を維持してあげることが、町の経済を支えることにつながります。

来年度に向けてどのように考えておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。まず、節目人間ドックの年齢引上げの件でございますが、議員の御指摘のとおり、60歳を過ぎてもなお現役で働かれている方が多くを占めておられ、町の経済を支えておられます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、国においては70歳までの就業機会の確保や年金受給開始年齢の選択肢の拡大をはじめ、医療、介護における給付と負担の見直しなど、社会保障全般にわたる改革の議論が進められております。

町としましても、健康寿命の延伸や医療費の適正化の観点から、これまで、60歳を一つの区切りとしておりました節目人間ドックの対象年齢を65歳までに引き上げ、さらなる健康増進につなげることで、持続可能な山都町を築いていく人々を支える一助になると考えております。

ただ、実現するために幾つかの課題がございます。まずは現在五つの医療機関と委託し、人間ドックの検診事業を行っておりますが、今現在では受入れ体制が十分できず、これ以上人数を増やせない状況でありますので、まずは検査できる医療機関を確保することから進めなくてはなりません。

ですので、来年度すぐからということの開始ができませんが、できるだけ早く実現できますよう、他の課題も含めまして進めてまいります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** はり、きゅう、マッサージ券の件についてですけれども、議員がおっしゃいましたとおり、本町の基幹産業は60代以上の方が中心に担われていると言っても過言ではない状況です。町民の方々が安心して暮らしていくためには、福祉の増進というのは非常に重要な政策であると考えております。

はり、きゅう、マッサージ券は、現在、町民の福祉の増進を図ることを目的に、予算の範囲内で1世帯当たり1,000円の券を10枚、1万円分配付いたしております。昨年の実績で210世帯分給付いたしております。

給付の拡充については現在は考えておりませんが、同居世帯と単身世帯での不公平感等については、今後どのような形で給付すべきか、様々な意見を聞きながら対応していきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** ぜひ、前向きに事業を進めていただきたいと希望します。

次に、福祉事業についてお尋ねいたします。

日本国内で介護サービス事業者の倒産が過去最多になったということで、熊本でも4件の倒産が確認されております。本町の事業者に向うと、もうぎりぎりで行っているとのこと。

以前、一般質問させていただいた折、本町の福祉事業は、農業、建設業に続く事業で、約1,000名の方が関連の職場で働いておられます。この福祉施設の事業者が運営に苦労されておられます。

高齢者が多い本町では、今後、利用者が増えていくことは確実です。そのとき、デイサービスなど、介護サービスを受けたくても受けられない介護難民が増えるのではないかと危惧されます。福祉事業者が長く安定した経営が続くことが求められます。そのとき、従業員の確保をどうするかと悩まれておられます。

町として、福祉事業の経営の安定のための対策はどのように考えておられますか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。福祉事業所、特に、介護事業所につきましては、定期的に情報交換会を開催しながら現状把握に努めているところです。

人材確保については、今年度、資格取得に必要な研修費用の助成やヘルパー資格取得の講座を民間事業所と協力し実施いたしております。この事業については、継続して今後も続けていきたいと考えております。

介護事業所の課題の一つでありました訪問介護の移動時間に係る費用負担について、国への提言活動を行い、厚生労働省との協議に進めることができました。今後も、事業所との意見交換会を行い、課題を共有しながら、改善すべき点は国、県への提言を行い、必要な費用は予算化し、持続可能な経営となるような手だてを福祉事業所と一緒に進めていきたいと考えております。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 福祉事業の経営の安定は、本当にこの町の経済と人々の生活を支えると思いますので、ぜひお願い申し上げます。

続きまして、矢部高校の寮の運営についてお尋ね申し上げます。

矢部高校へは、本町よりいろいろな形で生徒への助成があり、生徒、保護者の方々も大変助かっておられると思います。

ただ、矢部高校の寮について、現在、NPO法人山都町を元気にする会が寮の運営をされています。おかげで町外からの矢部高校への進学者が増えていますが、そのことにより、寮が満杯となり、男子生徒と女子生徒は町内の別の場所での寮生活で、食事の提供など苦労されています。今後も矢部高校の継続を目指すためには、入学者を増やさなければなりません。

現在、本町では、1年間に誕生されている子どもさんは60から70人くらいです。町内の子どもさんだけでは、矢部高校の生徒の確保は難しくなります。まず、本町にとり、矢部高校があることは大事であると思います。あることによる交付金の違い。生徒一人一人の経済活動による町内の経済の循環などです。

隣の高森町では漫画科コースをつくり、全国へ生徒の募集をかけ、ふるさと納税などにより新しい寮を建設されました。県などに何うと、寮の建設の助成はないとのことでしたので、様々なやり方を考え、例えば矢部高校の卒業生の後援会などへの働きかけなどを行い、建設に向かえたらと思いますが、執行部の考えを伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 生涯学習課長、上田浩君。

**○生涯学習課長（上田 浩君）** お答えします。まず、寮の現状について説明しますと、先月の11月30日に、令和4年度矢部高校応援町民会議を実施しました。その際、寮を運営するNPO法人山都町を元気にする会から、矢部高校学生寮の運営状況と課題について報告を受けました。

現在、大川町の男子寮に10名、中町の女子寮に4名の寮生が入居されております。女子寮につきましては個室となっておりますが、男子寮については相部屋により何とか対応されている状況でございます。

このような状況を踏まえ、NPO側で、ほかに民間の方へ下宿先として寮生の受入れを相談されているところです。

議員お尋ねの新しい寮の建設につきましては、矢部高校の存続を考えますと、町としても検討の必要性を感じているところです。矢部高校同窓会などへの寄付の働きかけも有効であると考えますが、町では現在、企業版ふるさと納税におきまして、矢部高校応援プロジェクトも支援対象としたところでございます。

今後、関係者と協議を行いながら、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** この問題は非常に大きな問題でありますので、町長のほうから何か考えがあればお伺いをいたしたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 矢部高校の寮の運営につきましては、今、NPOの方がやっていたいておりますし、今、上田課長のほうから報告をしたとおりであります。

先般、矢部高校にも校長先生にお伺いをしました。そしてまた、運営会議にも校長先生出席した中で、今の矢部高校の現状等を説明してもらったところであります。そして皆さんが先般出席をしていただきました矢部清和道路の中心杭打ち式で、矢部高校の女性の生徒に、杭に墨書していただいたと、記念の字を書いていただきました。その生徒さんが、先ほどありました下馬尾の女子寮に住みながら矢部高校に通っておるといような話の中で、また立派に早く中央道を完成してくださいと言われてました。

そのほか、文部科学大臣賞、そのほかにたくさんの賞を今、町外から来ておられる方を含めて矢部高校の活性化に頑張っているのも事実であります。

そういう方々を来年度はもう少し増えるというような高校からの報告もありましたので、それに向けた対応をしていきたいという思いであります。

先ほど飯開議員がありました、県からの補助はないというようなことでございますが、どうに

かして県立高校でありますので、幾ばくかの助成なり寮なりを建設してもらうよう今月末に県庁にも行くようにしておるところでございますが、そういう分につきましては、先ほどからありますように、同窓会の方々、いろんな地域の方々、地元の方々と協議をしながら、存続に向けた取組が一番大事だと。そのツールの一つが寮だという思いでおりますので、今後、我々の持てる力をあらん限り出しながら寮の建設に向けた取組を進めたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** ぜひ、寮の実現がかないますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、T SMC企業への対応です。

台湾の半導体企業T SMCが菊陽に進出されます。隣接の自治体は何らかの取組を考えられ、経済活動をされている自治体もあります。

そこで、本町も何か考えておられるか伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。T SMCの進出に関連して来年の夏頃に台湾のほうからT SMC関係者が熊本に家族連れで来られるとの説明があっております。

それに併せまして、菊陽町を中心とした近隣に住宅が1,000戸ほど必要となり、関連する企業関係者を考えますと、それ以上の人に対する住宅等が必要になると考えられます。

本町におきましては、来日される台湾の方はもちろん、関連企業関係者に対して、観光や農産物等のPRを充実させ、関係人口を増加させる必要があると考えております。

九州中央自動車道の令和5年度開通に伴い交通アクセスがよくなり通勤圏内であることから、魅力的な田舎として町有地の宅地化等を模索する必要があると考え、関係課による協議を始めたところです。

T SMC進出による人や経済の流れは一過性なものではありませんので、今後は協議を重ね、具体化させる必要があると考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 今、企画課長の話がありましたけれども、例えば、台湾から何百という家族が来られます。この方々は台湾では富裕層の方々に、日本の有機農産物には大変興味を持たれているそうです。有機農業日本一の町として、売り込みなど積極的に進めていただきたいですが、農林課はいかがですか。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えいたします。現在のところ、具体的な計画はございませんけれども、山都町の農産物の魅力を伝えるPR活動や販売促進活動等につきまして、積極的アプローチは必要かと考えております。

J Aや有機農業協議会、その他関係者と、その方法については協議しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** ぜひお願いいたします。道の駅もできますし、いろいろな形の中で有機農業の販売努力をしていただきたいと思います。

続きまして、森林環境譲与税の制度の見直しを受けて。森林環境譲与税の制度を見直す方向で政府が検討に入ったということですが、今まで、人口の多い都市部に配分額が偏っていて、本町のような森林の多い山間部への配分額が少なく不満でしたが、山間部や林業振興に熱心な自治体への配分額を増やす案が浮上したとして、今後の道を検討していただきたいと思います。

現在、森林組合や林業従事者に何うと、作業道が大変傷んでおり、危険な場所が多いので、作業道の修復の助成があると助かるとのことでした。それに、林業従事者の若い技術者を育てていくことも検討していただきたいと思います。

また、本年、町内の山に登山された方が2名遭難され、1名の方が亡くなりました。中央高速道が開通すれば登山客の増加も望めます。登山ルート of 整備もするべきではないかと思われま

す。また、J-クレジットという二酸化炭素排出量取引が言われています。このことへの取組も併せて執行部の考えを伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、お答えしたいと思います。本町は総面積の約7割が森林であることに加えまして、林業従事者数が166人と県内第3位でございます。それでありま

すけれども、年々減少する傾向にあります。森林整備促進に当たり、担い手育成は非常に重要な課題であると認識をしているところで

す。町内林業従事者及び将来の森林整備担い手育成のための施策を講じていきたいと思

いますし、矢部高校林業科学化との連携も考えていきたいと考えておるところです。森林環境譲与税を有効活用しながら、作業道も含めたところで森林整備と担い手育成を並行して対策を講じ、支援内容を充実させていきたいと考えております。

それから、山登りルートの件につきましても、登山者や観光客が森林を身近に感じて

もらえる貴重な機会であることから、森林環境譲与税の使用については可能と考えておるところです。県からも同様の回答をいただいているところでございます。今後も、商工観光課と連携しながら進めていきたいと考えておるところです。

また、町有林の整備等についても、森林環境譲与税を活用したいと考えております。それからJ-クレジットにつきましても、J-クレジットと申しますのは省エネ設備導入や再エネ利用によるCO<sub>2</sub>排出削減量、そして適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>吸収量をクレジットとして国が認証する制度でございます。

J-クレジットは販売が可能でありまして、購入者は国への温室効果ガスの排出量の報告における排出量の削減調整やカーボンオフセット、いわゆる排出したCO<sub>2</sub>を相殺し、実質的には排出しなかったことにすることができ

用できるのではないかと考えておりますし、現在試算を進めておるところでございます。試算についてはまだ出ておりませんので、はっきりした段階でお知らせをしたいと思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 排出の取引でございますけれども、今、大企業の人たちに伺うと、自分たちが出す二酸化炭素が大きければ大きいほどお金を払わなければならないと。

今、メガソーラーが蘇陽にもありますし、今度、下名連石にも造られますけれども、ほとんど元のお金のほうは大企業から出ております。そういうのを買わなければならないとか、取り組まなければならないという、非常に企業にはいろいろな国からの要請が来ているそうです。

そういうことを考えれば、山都町にはこれだけ売れる品物がありますから、うちに来ていただいたら相殺できますよとかいう形の中での企業の誘致とかも今後考えていただきたいと思っております。ぜひお願い申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 最後の質問に。役場の職員の人材育成の取組についてお伺いをいたします。

本年は、いろいろと学ぶことの多い1年でした。様々な出来事があり、人間関係も含め、組織の中での人材育成の難しさを改めて感じたところです。

そこで、本年の3年度の成果説明書の中で、コロナ禍を通じてオンラインでの研修が増えている。今後は新たな研修の在り方、方針を検討し、限られた研修の機会をどう活用し、本町職員に真に求められる知識、技量の習得や自己啓発につなげることができるか、これらの課題に沿った職員研修の工夫が求められますとありますが、現段階での職員研修の取組について伺います。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** 職員研修につきましては、これまで、町村会主催の研修会等を活用して、新規採用職員研修や新任課長及び係長研修、IT研修、接遇研修等、できる限り多くの職員が受講できるよう、機会を設けて取り組んでおります。

また、オンラインを活用した全国的な研修にも積極的に受講する機会を設けております。新型コロナウイルス感染症の全国的な流行に伴い、オンラインでの研修が増えてきております。

本年度の町独自の研修といたしましては、7月から8月にかけて入庁2年目、また、2年目から3年目の職員を対象に、本町の基幹産業である農業をじかに体験することを目的として研修を新たに実施いたしました。

また、11月には全職員を対象といたしましてハラスメント研修を開催し、会場での受講はもとより、新たな取組として、出席できない職員に対しましては自席でのオンライン視聴も行い、当日研修ができなかった職員に対しましてはDVDを配布して受講を促し、ハラスメントに対する認識の徹底を図ってまいりました。

1月には、山都町出身で県内で活躍される方を招いて講演会を計画しております。その他、メンタルヘルス対策の研修などを予定しております。

これからも引き続き、職員のさらなるスキルアップに取り組み、職員のメンタルの充実と町のよさを理解し、町民の皆様に寄り添える人材の育成を図り、より丁寧な対応と的確な住民サービスを提供することに努め、町民の皆様の信頼と期待に応えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（藤澤和生君）** 9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 本当に職員の教育というのは非常に難しいと思いますので、ぜひ慎重に職員の研修に当たっていただきたいと思います。

私が若い頃、大工の棟梁の方に話を聞く機会がありまして、その棟梁のお話を少しさせていただけます。

その方は、戦時中、艦隊司令長官として頑張っておられました山本五十六艦隊司令長官の言葉を引用され申されました。若い職人を育てるときの心がけとして、「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、褒めてやらねば、人は動かじ」という言葉を肝に銘じて指導に当たっていたと言われ、若者のやる気を引き出すことが大事と言われました。

この言葉を思い出しまして、本当に職員のやる気をどうやって引き出すかというのは大事なことだと思いますし、私がよく老人会の席に呼ばれますので、年配のおばあちゃんたちとの話の中の一節を言わせていただきますと、嫁に入った頃の非常に苦労した話をみんなで笑って話されておられました。そのときに思い出した言葉が、秋桜という歌の一節です。「あした嫁ぐ私に、苦労はしても笑い話に時が変えるよ、心配要らない」という一節です。

この議場におられる職員の方々は、若い頃から本当に大変な苦労をされて、また、いろんなことを乗り越えてこられて今日があると思います。議員も一緒です。いろんなことがあります。それを乗り越えてみんな今の自分があるわけです。私たちの年になると、本当、若い頃の思い出は笑い話に自分は見えます。

職員の皆さん方も非常にいろいろと悩まれ、苦労されるかもしれませんが、そういう先になればなるほど、自分の人生が苦労した分だけ大きく成長するというような思いを持って頑張っていたきたいと思います。

では最後に、今年の本町にほかの町村から行政視察として多くの町村が来られました。このことは、本町が行っている行政運営が、ほかの町村から見て、学びたい部分があるからではないかと思われまます。

来年度、中央高速道が浜町までやってまいります。多くの方を迎え、若者がこの町に住み、子育てしたい町にしなければなりません。経済を強く動かし、それを基盤にして福祉の充実を図り、高い志を持って町民の豊かな生活の実現のため頑張っていたきたいと思います願って質問を終わります。

**○議長（藤澤和生君）** これをもって、9番、飯開政俊君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午後1時53分

12 月 15 日（木曜日）

令和4年12月第4回山都町議会定例会会議録

1. 令和4年12月7日午前10時0分招集
2. 令和4年12月15日午前10時0分開議
3. 令和4年12月15日午後3時15分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第9日）（第4号）
  - 日程第1 諸般の報告
  - 日程第2 行政報告
  - 日程第3 議案第88号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について
  - 日程第4 議案第89号 山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について
  - 日程第5 議案第90号 山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について
  - 日程第6 議案第99号 道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について
  - 日程第7 議案第91号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について
  - 日程第8 議案第92号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第9 議案第93号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
  - 日程第10 議案第94号 令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について
  - 日程第11 議案第95号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について
  - 日程第12 議案第97号 字の区域の変更について（山都町長田）
  - 日程第13 議案第98号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
  - 日程第14 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について
  - 追加日程第1 発言の取消しの件について
  - 日程第15 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 東 浩 昭	2番 坂 本 幸 誠	3番 眞 原 誠
4番 西 田 由未子	5番 中 村 五 彦	6番 矢仁田 秀 典
7番 興 梶 誠	8番 藤 川 多 美	9番 飯 開 政 俊
10番 吉 川 美 加	11番 後 藤 壽 廣	12番 工 藤 文 範
13番 藤 原 秀 幸	14番 藤 澤 和 生	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	梅田 穰	教育長	井手文雄
総務課長	坂本靖也	清和支所長	木野千春
蘇陽支所長	村上敬治	会計管理者	荒木敏久
企画政策課長	北 貴友	税務住民課長	高橋尚孝
健康ほけん課長	木 實春美	福祉課長	高野隆也
環境水道課長	有働頼貴	農林振興課長	松本文孝
建設課長	西 賢	山の都創造課長	長崎早智
商工観光課長	藤原章吉	学校教育課長	工藤博人
生涯学習課長	上田 浩	そよう病院事務長	飯星和浩
監査委員	志賀美枝子		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 嶋田浩幸 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（藤澤和生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 諸般の報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第1、諸般の報告を行います。

お手元に配付しているとおり、環境基本条例の制定を求める請願については取下げの申出が提出されましたので、取下げを許可しました。

これで諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 行政報告**

○議長（藤澤和生君） 日程第2、行政報告の申出がっております。

これを許します。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） おはようございます。それでは、山都消防署庁舎建設候補地決定までの経過につきまして御説明いたします。

昭和51年に建設されました山都消防署は、老朽化が進み、現代的な消防資機材や女性隊員の配置などの事情もあり、建て替えの検討がなされてきました。また、昭和56年に建設された蘇陽出

出張所は、建物の傷みは深刻でないものの、山都消防署と同じく女性隊員の利用が全く考慮されておらず、かつ手狭な状態であります。

令和4年7月7日、上益城消防組合管理者より山都消防署庁舎建設検討委員会が設置され、庁舎の建設と大まかな候補地についての検討を諮問されました。同検討委員会では、現在の本部庁舎や県内の各消防本部で建設されている庁舎の規模や施設内容等を参考に、山都消防署と蘇陽出張所を統合する案と現行の1署1出張所案で検討が行われました。

同検討委員会の委員は、消防組合議会議員8名、地元住民代表といたしまして山都町議会から飯開総務委員長、山都町区長会の井手会長、山都町商工会の田辺会長、医療機関代表といたしまして、そよう病院の山下院長、学識経験者といたしまして熊本県立大学総合管理学部長の澤田教授、消防本部の増田消防長の全14名で構成されました。なお、澤田教授が委員長として報告書の取りまとめに当たられました。

同検討委員会は7月7日から計4回開催され、報告書を作成され、10月に管理者である奥名甲佐町長に答申がなされました。上益城消防組合では、11月25日に消防組合議会を開催され、検討委員会からの答申の報告及び予定地の説明が行われました。

検討委員会の審査結果の趣旨といたしましては、山都消防署は地域の主要道沿いに建設することとし、管轄する地域のほぼ中心地で、到着までの時間に隔たりがないところで選定する。また、施設は、統合したときの職員数、車両等を収容できる規模、面積を確保するもので、位置は、救急や火災出動実績から時間や距離を考慮することとされました。蘇陽出張所は、庁舎が当面使用できることから、当面の間、存続させるとされました。ただし、5年をめどに統合に向けて準備を進めることとされております。

このことから、上益城消防組合では、建設候補地については現在の山都消防署から清和体育館周辺までの国道218号線沿いで現地視察を実施され、候補地の検討を行った結果、地形的、地理的条件などから河内地区を選定されました。今後、地権者の調査を進め、来年度に入り具体的な敷地の決定、地元住民への説明会などを行っていく予定でございます。

以上、山都消防署庁舎建設候補地決定までの経過につきまして説明させていただきました。

**○議長（藤澤和生君）** これで行政報告を終わりました。

---

### 日程第3 議案第88号 山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について

**○議長（藤澤和生君）** 日程第3、議案第88号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** おはようございます。それでは、議案第88号について説明いたします。

議案第88号、山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について。

山都町すくすく子育て支援住宅条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

下市に建設した地域優良賃貸住宅について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、当該住宅の設置及び管理に関し必要な事項を定める必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

それでは、条例案について説明いたします。

第1条は、目的です。読み上げます。この条例は「豊かな自然 豊かな感性 地域の絆で子どもの夢ふくらむまち 山都町」という本町の子ども子育ての基本理念の下、山都町住生活基本計画に基づき子育て世代を支援していく観点から、子育て世代に対して、優良で利便性の高い賃貸住宅を供給することにより、子どもを安心して産み育てられる生活環境の整備を図ることを目的とするとされております。

第2条は、この条例の定義です。地域優良賃貸住宅、共同施設、所得、子育て世代、新婚世帯など、この条例で用いる定義を示しております。

第3条は、名称及び位置です。名称は、おおるりメゾンド浜町、位置は山都町下市53番地1としております。

第4条は、町の責務です。当該住宅への入居希望者へ入居の機会が適正に確保されるよう示しております。

第5条は、入居資格を有するものを示しております。第1号から第5号までの各号において、入居条件を示しております。その中で、第2号、ア、子育て世代、イ、新婚世帯であって、妻の年齢が43歳を超えないこと、3号に、月額取得が6万8,000円を超え48万7,000円以下であることとしております。

第6条から第8条は、入居者の公募の方法、入居の申込み、入居の決定について示しております。第8条に、入居希望者が公募戸数を超えるときは、抽せんによって決定するものとしております。

第9条は、住宅入居の手続について示しております。第1項第1号に連帯保証人が2名必要であること、第1項第2号に敷金を納付すること、第5項に原則30日以内に入居しなければならないと示しております。

第10条は、近傍同種家賃を示しております。月額7万8,000円と定めております。

第11条は、入居資格を有する世帯の家賃の額です。近傍同種の家賃の一部を減額して、設定する家賃は月額4万3,000円と定めております。

第12条は、連帯保証人の保証の極度額について示しております。保証の極度額は、入居時家賃の6月分としております。

第13条は、所得の申告等について示しております。入居者は、毎年度、町長に対し所得の申告を行い、認定の結果を入居者に通知することとしております。

第14条は、家賃の減免または徴収猶予について示しております。入居者が病気による長期療養、災害等、特別な事情が発生した場合、家賃の減免、免除、徴収猶予を行うことができると定めております。

第15条は、家賃の徴収方法について示しております。

第16条は、敷金について示しております。入居時に3月分の家賃に相当する敷金を徴収することができ、退去時の還付方法について定めております。

第17条は、共益費について示しております。入居者から共用部の清掃及び光熱費、浄化槽の管理等、共益費を徴収することができるように定めております。

第18条は、修繕費用の負担について示しております。町と入居者の負担区分を定めております。

第19条は、入居者の費用負担義務について示しております。第1号については、入居者個人による契約による負担。第2号、3号については共益費による負担。第4号については、町が負担する以外の費用の負担について定めております。

第20条から第25条については、入居者の維持管理義務禁止行為等について定めております。

第26条は、入居資格喪失者の認定について示しております。第1号に、同居する最年少の子どもの年齢が18歳に達した日以降最初の3月31日を迎えたとき。第2号に、子どもを有しない状態で妻の年齢が43歳に達したとき。第3号に、婚姻関係を解消し、当該住宅入居者が子育て世帯に該当しないとき。第4号に、入居者の所得が48万7,000円を超えたときと定めております。

第27条は、入居資格喪失に対する明渡請求について定めております。

第28条は、入居資格喪失者に対する家賃について示しております。第10条に規定をしておりません、近傍同種家賃の額に相当する賃料を支払わなければならないと定めております。

第29条は、所得状況等の報告請求について示しております。

第30条から第31条は、住宅退去時の検査、明渡請求について定めております。

第32条から第38条は、駐車場の使用について定めております。その中で、第34条第2項に、駐車場の使用料は1区画当たり月額2,000円と定めております。

第39条は、規則への委任規定について定めております。

第40条は、罰則について定めております。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第88号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 新たな住宅の条例の整備に、大変御苦労があったかと思います。一つだけ、ちょっと不思議に思いましたので。

連帯保証人の保証の極度額ということで家賃の6月分とされております。ということは、滞納があっても6月分だけ、例えば、これが月額が4万3,000円とした場合、6か月の25万8,000円までは連帯保証人が保証しなければならないけども、それ以上はしなくていいというふうに感じて

おりました。で、最後のほうに明渡しのところでは、いわゆる使用許可の取消しのところでは、使用者が使用料3月以上、いわゆる3か月滞納したならば明け渡してくださいということですよ。一方では3か月と規定しながら、一方では6か月間のというふうにしてありますので、ちょっとそこが、何かそこがあるんじゃないかなと思いましたが、そこを説明していただきたいなと思いました。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。連帯保証人の極度額6か月につきましては、6か月までを限度額と定めているということで、3か月滞納があったときについてところがあるんですけども、一応、連帯保証人の極度額は6か月という、それ以上はもう取りませんということで定めているということです。一応、3か月というのは滞納があった場合ということですけども、そこにずれがありますけど、そういうことです。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** お願いします。とてもよく考えられているというふうに感じますけれども、特に第2条の第5のところ、事実婚の方の資格も認めるというところは大変いいことだと思います。

ただ、妻の年齢が43歳を超えていないことの根拠と、それと子育て世帯といえ、ひとり親世帯も子育て世帯だと思うんですね。これを見ると、やはり婚姻の状態があるというふうに限られてしまうのかなというふうに捉えることもできるので、ひとり親世帯についてはどのように考えたいのかという二つをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

**○建設課長（西賢君）** お答えします。妻の年齢が43歳以下ということですけども、厚生労働省から、令和4年4月から不妊治療の保険適用がなされることの通知が出ております。それを受けまして、年齢制限が43歳未満、42歳以下ということに基づいております。ひとり親世帯につきましても、子育て世帯ということで入居条件に該当します。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原誠君）** 第5条のところで、所得が月額6万8,000円を超え48万7,000円以下であることということで入居の条件があるんですけども、この所得というのは世帯の所得ということになるんでしょうかというのが1点と、あと48万7,000円というふうに条件を設けた根拠ですね、これを説明いただきたいのと、それから、これちょっと実態的な話で、所得が制限を瞬発的に超えることというのは想定されているんでしょうか。というのが、今、例えば仮想通貨とか、ああいうのの運用をしている方で瞬発的に所得が上がることとかありますよね。そういうのがあったときに、もうこれで入居資格がないので入居できませんという事態も想定できるのかなと思いましたが、その辺り、どのように考えていらっしゃるのか説明をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。所得の下限につきましては、算定なんですけども、熊本県が統計調査発表の市町村経済計算における山都町の町民所得に、熊本労働局が作成しました熊本県の賃金等の動き、若年層の係数を掛けて6万8,000円と定めておりまして、上限につきましては、この地域優良賃貸住宅制度要綱で48万7,000円を上限とするということで定めております。

所得につきましては、毎年報告していただくということになっておりますけども、例えばですけども、定年というのはないのかもしれませんが、来年も下がりそうという見込みがあれば相談いただければということで、その辺は、その状況を踏まえて決定していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） もう1点お願いします。先ほど、ひとり親の世帯も子育て世帯として該当するとおっしゃってくださったので、ありがたいと思います。

もう一つ、LGBTQのペアの方が、例えば、事実婚でもないペアの方が養子を迎えて子育てをしたいという例だって全国的にはあります。そういう点についても認めていただけるようお願いしたいのですが、そのお考えはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） お答えします。その世帯が子育て時代ということであれば、該当するというようにしています。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

13番、藤原秀幸君。

○13番（藤原秀幸君） 3番議員が今質問されましたけれども、事例で申しますと昨年かな、コロナ関係の給付金で、子育て世帯で所得が1,000万以下の方かな、そういった世帯に給付金をやるというようなことで、例えば農業の場合、申告者は経営主で若い人になったりするわけですよね、経営移譲をしておれば。そういう方は、例えばトマト農家で、簡単に言いますと、やはり新婚時代はよそで暮らすとかそういう方もいらっしゃるわけです。で、農家の場合は、その人が申告者になりますので、扶養する両親がいたりしても、その一人の所得というような感じで、かなり金額になる場合があるわけですよね。そこを昨年の給付金のときも、ちょっと不公平感があるんじゃないかというようなことで町独自の予算で給付がなされましたけれども、そのところの何か緩和措置っていいですか、そういうところはでくるかでけんか、あくまでも入居者の所得のあれでいくのか。私、個人的には、そういったことも何か勘案してほしいなというような気がするわけですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えします。所得といいますのが、例えば扶養者控除とか、そういう控除をした後の所得になります。そこで一応、上限が48万7,000円と定められるものから、そこで判断したいと思っております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

○10番（吉川美加君） 先ほど4番議員から御質問があったので、あえてお伺いしますけれども、私が一般質問の中で、LGBTQの人たちの、まだ法的な同性婚というものが認められていないという中で、今、課長の御説明ではそういう形態もありじゃないかというふうにおっしゃったんですが、家族であるという証明が、その方々には今のところないわけなんですよ。この間お話ししたように、パートナーシップ制度というものがあって、それで自治体によって、この二人は家族をなしているよということの認めがあれば公的住宅に申込みができるというふうなことが徐々に認められているわけなんです。我が町では、まだそういった制度がないので、例えば今おっしゃったようなことの、家族であるという証明をどういうふうにされるのかなというのがちょっと。もちろん、それが認められれば結構なことかとも思っているんですが、まだまだその制度が充実していない中で、その人たちを本当に、事実婚というか家族としてどういうふうな手続を取ったらいいのかなというふうに、ちょっと今思いましたが、ぜひそういったことも含めて、今後、課題の一つにさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第88号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第88号「山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第89号 山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について

○議長（藤澤和生君） 日程第4、議案第89号「山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について」を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは説明いたします。

議案第89号、山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について。

山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由です。

職場でのハラスメントは職員の尊厳を傷つけ、心身に有害な影響を及ぼす重大な人権侵害であり、職位及び職責に関わらず、相互に個人としての尊厳を重んじ、それぞれの能力を十分発揮することができるような快適な職場環境の実現を通じて職員の安全と健康を確保することを目的として、山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例を定める必要があります。これがこの議案を提出する理由です。

次のページは条例文です。条例が全部で8条までで構成をしております。概要につきまして御説明を申し上げます。

本条例案では、職員は、一般職はもとより町長、副町長を含む特別職も対象としており、ハラスメントをパワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント、その他誹謗中傷、風評等により人権を侵害し、又は不快にさせる行為と定義づけた上で、職員はハラスメントの指針に従い、ハラスメントをしてはならないとしております。

管理監督者は、ハラスメントの防止のため良好な勤務環境を確保するよう努めるとともに、苦情の申出及び相談に係る問題を解決するため、迅速かつ適切に対処し、調査の協力、その他、職員が職場において不利益を受けないようにしなければならないとしております。また、管理監督者は、ハラスメントの防止及びハラスメントが行われた場合の対応のため、職員の意識の啓発及び知識の向上を図ることとし、研修を実施して、特に新規採用職員や新任係長、課長に、それぞれの職員に求められる研修をさせることを明記しております。

また、相談に対する対応につきましては、相談員を配置し、相談を受ける体制を整備するとともに、迅速かつ適切に解決するために、苦情相談に対応するための指針を周知することといたしております。

国におきましては、ハラスメントのない社会の実現に向けて、職場のパワハラ対策、セクハラ対策を強化することが必要であることから、令和元年6月に女性の職場生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、令和4年度までに職場における対策を講じるよう求めております。

このようなことを踏まえ、ハラスメントの防止に関する条例を制定いたしました。お互いが個人としての尊厳を重んじることにより、能力を十分発揮することができる快適な職場環境の実現を図り、職員の安全と健康を確保することを目指し、二度と山都町においてハラスメント事案が発生しないことを定めるものでございます。

最後のページをお願いいたします。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第89号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 第6条ですが、ここで苦情相談を受ける職員というふうで相談員ということ、定義を書かれておりますが、この相談員というのをどんなふうの規定されているのか、例えば要綱なり規則で、この相談員の定義が定めてあれば、そこをお知らせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。これまでも、ハラスメント事案につきましては内部相談員という制度を設置しております。

本年度におきましても内部相談員を設置いたしまして、本庁、それから清和支所、蘇陽支所、そよう病院にそれぞれ職員を配置し、職員に対しましては誰に相談するかということについて周知をしているところでございます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** そこは理解しております。だけれども、例えば総務課の人事担当が相談員になるのかという、その相談員の定義ですね。誰が相談員になるのかというのが、何か規則とか要綱で定めてあるのかということをお尋ねしたところです。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。失礼いたしました。厳格な相談員の定義としては持っておりませんが、先ほど議員のほうからもありましたように、人事管理の職員並びに、本町でしたら、階ごとに、ある程度ふさわしい人間、職員が相談しやすい職員を総務課のほうで人選をいたしまして、そういった職員に対して相談員ということで依頼をし、その職員を今、職員全体に対しては周知をしているという状況でございます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ハラスメントの防止について、最初の段階で御相談しやすいというところでは大事なところだと思うんです。相談員さんは内部の相談員ということでしたけれども、外部相談員を設けているところもあります。相談しやすい体制をつくるということでは、外部指導員のほうも検討していただきたいと思っておりますけど、お考えをお聞かせください。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。外部相談員につきましても、これまでも町において社会保険労務士のほうを選任しておりました。ただ、以前お願いしていた方が、ちょっと都合により辞められまして、その後がちょっと人選ができていないという状況で、本年度におきましても、今、人選には当たっております、今、議員がおっしゃったように、内部だけではなく外部のほうに相談しやすいというケースもあると思っておりますので、それにつきましては速やかに設置をしていきたいというふうに考えております。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 私が、ある職員にコピーをお願いしたんですよ。そのときに、非常にその職員さんは威圧感を感じて、強制させられたというような話を同じ議員に相談されました。私はそんなつもり一切なかったんですよ。そしたら、受けた職員というのは、やっぱりそういう議員からの威圧感を受けたということをお聞きしまして、非常に反省しました。私は、やったほうはそんなつもりなかったんですけども、受けた本人ということが大事で、やっぱりハラスメントというのはそんなことだろうと伺いましたので、次の日、電話で謝罪をして、謝罪を受けた本人さんではなかったと、上司の方と思うんですけども、上司の方にも報告がっております。これは公になってしまえば職を辞することにもなり得ないかと、今度の副町長の問題に関してもですね。早く、これはやっぱり相談員を設けて解決していかないかと。やっぱり受けた側が、どんな感じを受けたかというのが問題になってきます、それでですね。

これは、松山市議会には議会に対するパワハラ条例もできております。これから若い議員さんたちが入ってきて、年上の議員さんたちからそういうことを受けたときの相談窓口にもなると思いますので、そういうことも考えていかないかとじゃないだろうか。やっぱり受けた側がどう受け取ったか、そういうことを相談する場所というのが大変必要だと思いますので、これは一応条例つくって、また見直しをしていくことがあると思いますので、よろしくお願いします。

それと、この前の副町長の件ですけども、第三者委員会をつくりましたよね。この条例でも、やっぱり第三者委員会で決定するということになるんでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務課長、坂本靖也君。

**○総務課長（坂本靖也君）** お答えいたします。まず、この条例につきましては職場環境を、ハラスメントがない職場をつくりたいというのが一番の思いで条例を整備するということになると思います。あわせて、そういった事案が発生した場合には、まず、その職員のほうから、その事案についての相談を町のほうを受け、その中で相談員のほうが内容を聞き取り、町としての、これがハラスメントかどうかということ判断した上で、必要に応じて第三者調査委員会を設置するというようなことになっていくというふうに思っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 第三者委員会というのは、やっぱり内容を公表せないかんで。で、議員にも、この前は相談があっていません、第三者委員会をつくりますというのをですね。そういった透明性というのは議会と執行部の間では持つべきものだと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ちょっと今のに関連しますけれども、ここに盛り込んでくださいということではありませんが、今言われた事案が発生してしまったときに第三者委員会をつくらと

なったときには、やはりきちんと条例をつくって、第三者委員会の意味とかそういうのをされているところが多いんですよね。なので、今回のことを鑑みたときに、やはりきちんと条例をつくって、今言われた透明性が担保できるように公表しながらしていただくようお願いしたいと思います。それについてはいかがですか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。第三者委員会設置につきましては、確かに議員がおっしゃったように、今のところ特に規定等は設けておりません。これにつきましては、今後、また、よその事例等も含めまして適切に対応していきたいというふうに思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） まず最初に、ハラスメントというだけ日本語では何でしょうかね。ちょっとその辺が曖昧という感じで、また、職員が受ける精神的なダメージといいますか、それは職員間だけじゃなくて、住民からのいろいろな苦情等もありませんかと思います。そのほうが、かなり強かっちなかろうかとも思いますが、そういうところは考慮はされていないというわけでしょうか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今、議員のほうから御指摘がありましたように、もちろん職場内での職員間であったりとか上司との間だけでなく、住民の方々からいろいろな要望等におきまして、そういったハラスメント事案に近いような事案も、もちろん考えられると思います。その辺、職員間だけでなく、そういった住民の方に対しても対応は、もちろん事案が発生した場合にはしていきますけれども、この中におきまして、定義といたしましては住民の方までは含んでいないような状況ではありますが、しっかり、対応としては同じように、町として職員のケア等についてはやっていくべきであるというふうに考えております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

○5番（中村五彦君） すいません、ハラスメントの意味を、日本語をお願いします。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。ハラスメント、日本語の意味ですね。最近、このハラスメントというのが非常に定着して、私たちも、もう日本語として理解しておりまして、なかなか表現は、ちょっと解釈はまだ確認しないと何とも言えないんですけども、やっぱり嫌がらせであったりとか、そういったことになるのかなというふうに思います。すいません。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号「山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第90号 山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にす る条例の一部改正につ いて

**○議長（藤澤和生君）** 日程第5、議案第90号「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にす  
る条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** 議案第90号について御説明いたします。

議案第90号、山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について。

山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定  
める。

令和4年12月7日提出、山都町長。

提案理由。

国は、現在も部落差別が存在することを認め、部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、  
明確にしました。近年の情報化の進展に伴い、部落差別をはじめ、あらゆる差別のない社会を  
実現することが重要な課題です。この法律の施行に基づき、地方公共団体の責務を明らかにし、  
相談体制の充実、人権教育及び啓発活動を充実するため、条例の一部を改正する必要があります。  
これが、この議案を提出する理由です。

資料1を御覧ください。資料1に基づき説明いたします。

現状認識です。国は平成28年12月、部落差別の解消の推進に関する法律を制定し、現在も部  
落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているこ  
とを認め、明文化しました。部落差別意識の根強い存在を国が法をもって認め明文化した意義は  
非常に大きく、新たに法律を制定し解決に取り組まなければならないほど厳然たる事実であると  
国が明確に認めたこととなります。

令和元年12月に実施した町民意識調査では、10年前に実施した同調査の結果と比較し、町民の  
基本的人権の共有の意識は高まっていますが、部落差別が根強く残っている現状認識は依然とし  
て変わらない結果が出ています。

熊本県においても、令和2年に部落差別解消法の推進に関し基本理念を定め、県民一人一人が  
部落差別に関する知識を身につけ、部落差別のない社会を実現することを目的として、熊本県部  
落差別の解消の推進に関する条例を制定しました。

また、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上での差別書き込みが多発しており大きな問題となっています。本町では部落差別はあらゆる差別の根底であると考え、人権問題の中心にしてきました。その差別意識を変えていかなければ、人権文化の創造と差別のない明るいまちづくりの実現は難しいと考えます。町として行政総体でこの課題に取り組み、町民の意識高揚を図るため条例の一部を改正し、部落差別の完全撤廃を目指す施策の推進と差別の現実から深く学ぶ教育啓発の充実を図る取組を進めたいと考えています。

その現状認識を鑑み、題名を山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護する条例に改正します。

第1条の目的です。国の同和対策審議会答申に基づき制定された部落差別の解消の推進に関する法律をはじめ、あらゆる差別をなくし人権尊重を基本とする、差別のない明るい住みよい町づくりを実現することを定め、一部改正をいたします。

第2条、第3条は、町の責務、町民の責務を定めています。

次のページです。

第4条は、町は総合的な施策の推進と、国、県が実施する人権に関する調査に各種団体と協力し、実態把握に努めることを追加し、定めています。

第5条に、あらゆる差別に関する相談に適切に応ずるための相談体制の充実について、新たに条を立てて定めています。

第6条に、現状認識に鑑み、人権教育及び啓発活動の充実を図ることを追加して定めています。

第7条に推進体制の充実、第8条に委任を定めています。

続きまして、新旧対照表を御覧ください。今、説明しました内容で改正案を掲載していますので御確認ください。

続きまして2枚目にお戻りください。2枚目、3枚目が改正分になります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第90号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** この相談窓口、先ほどもLGBTQの方の話が公的住宅のところであったところで、あらゆる差別というところで相談窓口に当たられている、多分人権センターの方とか、そのところでの、あらゆる差別というところ、だから、この部落解放のことについては非常に研究もされているし、お勉強もされているというふうに思うんですが、その他のあらゆる差別というところの相談員の方々の研修等が、どういうふうに図られているのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。あらゆる差別という部分ですけれども、相談体制の充実ということで、今回、新たに追加して強化して定めております。

町全体としては、行政総体として人権に関わることは、総務課のほうで研修のほうを進めております。職員研修のほうも、毎年しっかりと行っております。また、教育全般に関することについては教育委員会、同和対策推進協議会の事務局もしておりますので、同推協によって研修のほうも進めて相談体制の充実も図られております。また、生活困窮に関することについては福祉課、それから社会福祉協議会のほうでも連携を図っております。子育てに関することについては福祉課、今年度から子育て相談室の開設をし、教育委員会や児童相談所との連携強化を図って、職員のほうも研修のほう行っております。そういう関係する課、関係機関と情報共有化を図り、今後、職員の研修等も含めて相談体制の充実を図ることを進めていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

9番、飯開政俊君。

**○9番（飯開政俊君）** 総務委員会から山都町同和対策審議会に審議委員として3名出席して、この案の検討をさせていただきました。

一番変わる部分は、山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にすると、表題が山都町部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を擁護するという項目が、部落差別をはじめという部分を入れるということで、私たちも会議の中で、いまだにやっぱりあらゆる差別がいろいろあると。ところが、部落差別が、やはり一番最初に問題として提起された差別でもありますし、この問題をやっぱり片付けていくことが、部落差別を解消していくことが、やはりほかのあらゆる差別につながってもいくのではないかと思いますので、全員で満場一致で条例案に賛成をしていただきたいと思って発言をさせていただきました。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** いろんな点で御検討いただいた結果だと思います。福祉課長がおっしゃった、これは行政総体で取り組むということと、差別の現実から深く学ぶということから始めるべきだとおっしゃった、そして今の御発言にもありましたように、部落差別をなくすということが、あらゆる差別をなくすことにつながるということには、大変そのように私も同感しております。

ただ、ちょっとお尋ねしたいのが、第1条の中にあった、今言われた、最も深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくし人権の擁護を図ることによりという、現行の文言を右のように改正されていますが、その具体的なところがなくなっているということについては、どのようなお考えで改正されたのかなというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。現行の条例におきましては、国の同和対策審議会の答申の精神に基づきという部分が、改正後では、その部分が削除されているという認識の趣旨質問でよろしいですかね。

○議長（藤澤和生君） 4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） 新しく、平成28年だったかな、部落差別解消法というのができたので、同和対策審議会の答申は生きていますけれども、新しくできた法律を加えてという意味での改正ということで取ってよろしいですか。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） 国の同和対策審議会の精神に基づき、新たに国は部落差別の解消の推進に関する法律を制定しております。それに基づいて条例を改正するというふうに捉えられて結構かと思います。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第90号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号「山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時56分

再開 午前11時08分

---

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第6 議案第99号 道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について

○議長（藤澤和生君） 日程第6、議案第99号「道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第99号を御説明いたします。

議案第99号、道の駅通潤橋（新道の駅）の指定管理者の指定について。

次のように指定管理者を指定するものとする。

令和4年12月7日提出、山都町長。

施設の名称、道の駅通潤橋。指定管理者、所在地、兵庫県神戸市東灘区本山中町4丁目2番3号。名称及び代表者、株式会社ジャパックス。代表取締役、浅田淳。指定の期間、令和5年度開駅から令和11年3月31日まで。

提案理由。

山都町物産館条例第7条の規定に基づき、この公の施設の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があります。これが議案を提出する理由です。

次のページに、選定に係る経過及び提案の概要について記載しております。

1、募集及び選定の経過です。

10月5日に、山都町指定管理候補者選定等に係る委員会の設置及び委員の任命が行われております。識見を有する者5名は、公益社団法人熊本県観光連盟、株式会社くまもとDMC、一般社団法人熊本県物産振興協会、熊本県中小企業診断士協会、南九州税理士会、熊本県連合会より御推薦いただいた方が選定委員に任命され、行政職員2名は課長級職員より2名が任命され、7名で審査を行っております。10月7日から募集を開始し、17日に現地説明会を行い5団体が参加されております。申請書受付期間を11月1日から11日までと設定し、募集を行っております。結果、1社の応募があり、11月25日に選定委員会を開催し、プレゼンテーション、ヒアリングを実施しております。

2、指定管理候補者及び選定理由。

指定管理候補者として、兵庫県神戸市、株式会社ジャパックスが選定されました。

選定委員会での採点の結果ですが、山都町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例で定める選定基準に基づいて総合的に審査、選考を行った結果、応募者の得点は総合得点700点中482点であり、選定委員会で定めた得点をクリアしましたので、指定管理候補者として適当であると判断されたところです。

3、提案の概要です。

①山都町産の農林産物を主とした有機農産物等、特産品の展示及び販売については、町内の生産加工販売関係者との意見交換を重ね、有機農産物を主とした山都町の多くの特産品が四季を通じて来館者に親しまれるよう展示、販売する。また、国内主要ショッピングモールでネット通販サイトを展開する事業者と提携し、積極的な通販体制を整備するというという提案です。

具体的には、乾物、穀物、加工品、ジビエ商品の販売、ネット販売のほか、ふるさと納税返礼品への展開も模索していくということです。イベントスペースの活用により、対面販売、キッチンカー販売により交流の場を提供するというものです。

②地元食材を生かしたメニューやスイーツ、郷土料理の提供については、町内料理店との提携により、食材の仕入れ、メニュー開発、料理の提供方法など地元こだわった、一般のレストランとは違った地元ならではの食を提供する。ファストフードやスイーツの提供も提案されました。地元食材を活用した新たなメニューの開発、それと山都町で受け継がれている保存食、乾物を活

用した献立、そして昼食のメニューとして里山定食、山芋定食、ジビエ定食、浜町ソウルフード定食などの御提案がありました。

③観光情報の収集及び発信については、観光情報の発信や休憩施設の提供の部分では、各団体と連携したリアルタイムの観光情報や適切な道路情報の提供、近隣町村を含めたドライブコースの情報提供など、観光情報の拠点として取り組むこと。

④道の駅としての道路情報発信と休憩施設の提供では、道路管理者との連携を取り、道路情報の提供、休憩機能の適切な管理などの提案がございました。

⑤地域交流の場の提供では、イベントスペースを活用した対面販売等による生産者と消費者の交流、他地域の道の駅から物産を仕入れた販売会の実施などの提案がございました。

⑥のその他の事業では、メディア、SNSを活用した広報、地元雇用による地域活性化、ネット通販事業による顧客増加、災害時の臨時避難所物資中継所、災害状況の情報提供などが提案されたところです。

委員会における講評では、営業時間の延長や、予約制ではありますが夜間の食事提供など、積極性がうかがえる提案、内容でした。店舗販売にとどまらずネット販売などを活用するなど、新たな視点を示したことに対する評価、集まった農産物を売るだけでなく、さらに展開し、物流の拠点としての活用にも期待したいという意見もありました。また、野菜の品ぞろえや量の確保が課題となることが予想されるので、地域を挙げた体制づくりによる魅力向上に努めてほしいという意見も出されたところです。

以上が選定結果の内容ですが、株式会社ジャパックスは4年前から地域活性化支援部を創設し、観光事業に取り組んでいる現状から、道の駅を介して地方創生への真摯な思いが感じられたところです。さらに地元生産者や地元企業との連携強化による、地域産業の育成による地域振興が期待できる内容でありました。

最後のページに会社の概要を載せております。御覧いただきたいと思います。

以上です。

続きまして、企画政策課のほうから説明いたします。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** それでは、指定管理候補者選定等委員会について説明をいたします。

指定管理候補者の選定については、選定委員会において運営事業計画書の事前審査、これは11月11日に提出されたものを11月14日に委員さんに事前に送付しております。それと、11月25日の審査会当日の20分間のプレゼンテーション、30分間の質疑応答を実施し評価されております。

審査委員の構成につきましては、観光振興、地域振興の観点から熊本観光連盟、くまもとDMC、熊本県物産振興協会より選任していただき、経営、財政の観点として、熊本県中小企業診断士協会及び南九州税理士会より選任していただきました。また、役場からは施設担当課の商工観光課長、農産物等の関係から農林振興課長を審査委員としており、専門分野から5名、役場から2名の7名にて行っております。

採点に関しましては、各委員の評価にて判断されており、いろいろな意見を交わされ採点を行われていました。今回、第1回目の選定委員会において基準点を6割と決定していただき、総合計が、7名の委員が持ち点1人100点の合計700点の6割、420点を上回らない場合は選定しないとしております。6割の基準点とは、本来、公の施設は町の直営が基本ですが、地方自治法244条の2第3項にあります、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため、必要があると認めるときには指定管理者に管理を行わせることができるとの基準として、1回目の委員会として基準点を6割と決定したものです。採点につきましては各委員の専門的な見解で採点していただき、基準点を上回っておりますので、今回、選定委員会で総合的に判断され、指定管理候補者として決定されたものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 議案第99号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） レストランと直売所、これの売上げ計画ちゅうか、見込みは幾らになってますか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 提案者のほうから御提案がありました収支の計画でいきますと、1年目は年度の途中からということで外させていただきますが、2億7,000万ほどの売上げを見込んで収支計画書を提出していただいております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 新たな施設ということで、雇用の受入れということでは大変重要な施設だと思いますが、一体、この職員は何名ぐらい採用される予定でしょうか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） 事業者からの提案でいきますと、16名の雇用に予定をされておりまして。正規の雇用とパートを合わせての16名ということでございます。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 16名というのは、かなり人数が多いと思います。その中に、有機農業に関して特化した職員というのはいらっしゃるか。

○議長（藤澤和生君） 商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） その中に有機農業に精通した職員ということですが、そこは確認はできておりません。16名の職員で行うということで聞いております。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ここに抱負が書いてあるわけなんですけれども、ジャパックスさん、既に皆さん御存じのように通潤山荘の出資者として参加をされているところです。この地元の郷土料理を提供したいというふうなこと、非常に書いてあるわけなんですけど、先日たまたま通潤山荘、久しぶりに食事をしましたが、相変わらず地元産という雰囲気は全然感じられないわけなんですよね。だから、そこら辺の、どういうふうに工夫をしようというふうに思っていたらいいのかというところの説明もちょっと聞きたいのと、それからジャパックスさんなんですけれども、この間、出資者として参入されてきたときに、ちょうどコロナの前だったのですが、旅行部門、ここに会社の概要のところを書いてございますけれども、この民泊なりホテルなり、何かそういったジャパックスさんの実績、どこでどういうことをしていっているのかとか、そういったことはお分かりでしょうか。よかったですら教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** まず、地元料理をどういう形で取り組むのかというところでございますけれども、提案のありました内容からいきますと、地元料理店と提携をして、地元の方の、山都町で代々受け継がれている郷土料理とか、そういったものを提供していくというような御提案でした。

それと、ジャパックスさんの観光事業等々についての現在の実績については、通潤山荘の出資者の一人として今、参加をいただいているところと、あと県内では荅北町の情報発信事業とか、そういったものに取り組みまれています。県内の事例としては、そんなにはまだ多くはない状況かとは思っています。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** ジャパックスさんの、この方は関西の方でありますし、別に県内での実績ということをお伺いしたわけではなく、全国的にどういうことを展開していっているのかと。旅行等の民泊であり、こういうふうな観光業に対しての実績をどのような形で、今、展開されているのかということをお聞きしたところです。

そして、地元との連携というのも非常に結構だと思いますけれども、となると、やはり通潤山荘を見ていると、先ほど収支の件もありましたが、やっぱり原価率みたいのところをどうしても考え、もうけ出さないかんからですね、そういったところをしっかりと考えていかれるんだろうと思うんだけど、そうなる、ああいう冷食のようなものがついつい出てきてしまっていると。どう考えても地元のものという感じじゃないんですよね。業者対応のスーパーから買ってきたようなものを、お皿に盛り付けているというふうにしかならないんですよね。だから、そこを地元で古くから料理店をやっている方々も、かなり苦戦はしていると思うんですけど、地元食材、有機農業、それからジビエをつくっていくということは、やはりどうしてもコストがかかってくるんだろうというふうに思うんですけれども、そこら辺の連携、やっぱり地元のものを食べられんからにはリピーターというのも寂しくなってくるんじゃない

いかなというふうに思いますので、そこら辺のプッシュを、よくよく役場も後押しをしながら考えていただきたいと思うんですが、もう一度、その点をお伺いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。御提案の中にもありましたように、地元の食材を使った昼食のメニューですとか、夜のメニューとかを考えていらっしゃるようでございます。食材についても地元産を当然使うというような御提案でございましたので、今後議決をいただきましたならば、指定管理者とそこの辺りのことも含めて、特色あるメニューができるように協議をしていきたいというふうに思います。

それと、先ほどの御質問で、ジャパックスの全国的な実績ということでもございましたけれども、詳細は、すいませんが存じ上げておりませんが、関西方面から熊本へのツアーの造成をされたりとか、そういった部分の旅行業も行われているということで、関西方面のお客様を全国に送り出されている事業をされているということを知っております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 2点お尋ねします。指定管理の範囲の確認なんですけど、駐車場やトイレ等の清掃とか管理も入ってということでしょうか。観光案内所についても御自分でされて、観光協会が入ってくるとか、そういうことではないということでしょうか。

それと、地元産の農産物を使うということで今おっしゃっていますけども、有機農産物が買えるという、そういうほかとの差別化をしたことも言われていました。で、私は、決まるまでは物産館とかはなくて、キッチンカーとか軽トラ市とかでいいんじゃないですかって言っていましたが、もうできますので、有機農産物が買えますよ、ここに来たらというところの工夫はどのようになっているのでしょうか。その点、お願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** まず、指定管理の範囲になりますけれども、基本的に駐車場、トイレ、それから物産販売施設、レストラン含めた敷地内にあるものを全て管理ということになります。ただ、町道が中を通っていますので、町道の部分の管理は町が当然行うことになりますので、町道以外の部分ということになります。

それと、地元農産物、有機農産物等の御提案については、地元の有機農業者、生産者、そういったところと、決定してからになりますけれども協議をして、有機農産物、それと、それ以外の慣行農業でつくられる野菜とか加工品、そういった事業者とのやり取りを行うという御提案をいただいているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 先ほどの会社の提案のほうから、キッチンカーもというふうな提案があったようにお聞きしましたが、恐らく自社以外のキッチンカーだと思いますが、例えば何台か来たときに、図を見たときにスペースがあるかなと心配しました、ロータリーぐらいしかなかったんで。ロータリーは通行のロータリーですので、スペースがあるのでしょうかね。キッチンカーは、やっぱり自社以外のなのかというのをお尋ねします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。キッチンカーの想定については、物産販売施設とレストランの間に屋根掛けのスペースができますので、そちらで。台数は、そんなに多くは置けないと思いますが、キッチンカーを置くスペースがございますので、そちらでの営業になるかというふうに思います。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 新しい道の駅の運営に手を挙げていただいたということで、選定された会社ジャパックスさんには大変期待をしたいなと思っています。みんなで力を合わせながら、民間もジャパックスさんも、また行政側も力を合わせながら新しい施設が活気あるものになったらいいなと思うんですが、そんな中で、ちょっと細かい点ですが確認で質問させていただきたいんですけども、提案なされた内容の中で、地元食材を生かしたメニューやスイーツ、郷土料理の提供という部分に関しまして、ちょっと内容が、幅がめちゃくちゃ広いなと感じつつ。

で、1点というか、ここで町内料理店との提携によりという部分が少し気になっているところがありまして、提携というのは、どういうつながりでなさろうとした提案なのか。例えば、町内料理店さんがレストランの中に入り込んで運営とかメニュー開発とか、そういうところまでやるという話なのか、この辺がちょっと、よく見えないなと思ったところです。どういうふうに御提案なされたのか聞きたいのと、あと、ほんと細かいところなんですけど、その中で、山都町の野菜を活用した、すぐに食べることができるファストフードって書いてあるんですよね。この辺りも全くイメージがわからなくて、どういう御提案だったのかなというのがあります。

あと、もう一つは、いただいた資料で、企画政策課長のほうで説明いただいた部分なんですけれども、大項目の2番の部分が、やはり比較的得点が低いなと思って見てたんですが、そんな中でも収入支出の積算と事業計画の整合性を図られているかという分と、あと、収支計画の実現可能性はあるかというところで、ある委員の方は4点という得点をつけていらっしゃるんですけども、意見交換の中で、この辺に関して何かちょっと心配なところがあるとか、そういう意見があったのかどうか、その辺りも、もし情報として持っていらっしゃれば御説明いただければなと思います。これ、運営をずっと続けていかれる上で非常に重要なポイントかなと思いましたので、何か意見が出されているなら教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。まず、町内の料理店との提携についてでございますけれども、御提案いただいた時の、すいません、詳細までは提案があったときにはなかったのですが、受けた印象としては、そちらの料理店の方が来られて料理をつくるということ想定しているところでは、それと、ファストフードについての御提案だったんですが、具体的には、山都町の野菜であるニンジン、ゴボウ、里芋、タマネギ、モロッコ豆をスティックフライにして提供するというような御提案の内容でした。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。議員おっしゃるとおり、大項目2番のところの部分について点数が低いというところで、委員会での先生たちの質問の中でも、収入のことについてどう考えるかということで質問あっておりました。一応、取りあえずジャパックスさんも、今回、新しい施設、道の駅ができますもので、読めないところもあるがというところの前提なんですけれども、先生たちの間からは、後ろが大きい会社なので大丈夫でしょうかというところも質問なされて、会社のほうでは、もうやってくださいということで、そういう回答でしたということで回答はされております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 有機農業に関しての専門的な人がいないということで、有機農業の食材をPR、山都町の有機農業をPRすることは大丈夫なのかなというのが一つですね。

あと、この前の山都ラボで、外国人の方が山都町の魅力を発信していきたいというようなことをおっしゃってとつとですね。その人たちと何か連携することはできんのかなと、ちょっと思ったんです。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。有機野菜のPRというところでは、実際にあそこで働かれる方が有機の知識を持っていらっしゃるかどうかというのは、今のところ、ちょっと分からない状況ですので、当然、山都町の有機野菜についても勉強されると思いますし、有機野菜の情報についても町のほうでも情報発信をしていかなければいけないと思います。審査会の中でも、今回、新たにできた施設なので、町のサポートもしていくようにというようなことの御意見もいただいておりますので、そういった取組はしていきたいと思っております。

それと、山都ラボで御提案があった内容については、今回の道の駅に限らず、清和、蘇陽の物産館もでございますので、当然、そちらのほうとも連携をさせていただきたいというふうを考えております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

5番、中村五彦君。

**○5番（中村五彦君）** 非常に小さいことですが、点数が4点から10点までの差とか、非常に審査員によって差がありますが、これはもう本当に個性でしょうか、個人の。見解の全く違っていたんでしょうか。何か分かったら教えてください。

**○議長（藤澤和生君）** 企画政策課長、北貴友君。

**○企画政策課長（北 貴友君）** お答えします。採点につきましては、選定委員の専門的な見解により判断され、採点されたものでありますので、採点の評価について私のほうからは差し控えさせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 道の駅というのは、どこにも至るところにもあって、やはり、よそとの違いというかな、それを打ち出すことが大事じゃないかなというふうに思うんですけど、道の駅めぐりが好きな方から、道の駅をめぐってがっかりするのが、地元産のものが少なくて、裏を見てみたら福岡のものだったとか、せめて熊本県内、でもやっぱり別の地域のものが並んでいたりすると非常にながかりするという話を聞くこともあります。スペース的に、品ぞろえをしていくときに、できるだけ山都町産の野菜だけでなく、いろんな商品については、そのように努力していただきたいんですけども、特に生鮮食品、野菜とかについては、売れ残った場合の引き取りとか、自分が持って帰らないといけないのかとか、ちょっと細かいことですが、その後、食品ロスにならないように、ちょっと値段を安くして地域の飲食店に買っていただくとか、何かそういう、そこまでの工夫の話とかありましたでしょうか。そこが、やはり出品される方にとっては大事なことはないかなと思いますので、よろしくお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。まず、地元産の野菜ですとか加工品を店舗には積極的に並べていただくということで考えられておりますし、当日の質疑応答の中でも、野菜の販売について委託販売か買取りかということで御質問が出ております。答えとしては、委託の販売になるだろうということです。ただ、売れ残った野菜についてはレストランでの活用をしたりというようなことも検討しているということで、お答えをいただいているところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第99号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第99号「道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7 議案第91号 令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第7、議案第91号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、議案第91号、令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）を説明いたします。

歳出から説明いたしますので、16ページをお願いいたします。

まず、全体を通しまして、人事院勧告に伴い、2節給料、3節職員手当、4節共済費を調整しております。

2款1項総務管理費です。5目財産管理費は、10節で、燃料高騰に伴い9学校施設の電気代不足分を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金として、分収林契約に基づき、八木造林組合へ在籍調査などの経費を差し引いた分配金295万円を計上するものです。その他の財源は、分収林の売却収入金でございます。

6目庁舎管理費は、燃料高騰による本庁舎の電気料不足分357万5,000円を計上しております。

11目企画費では、18節に、地方バス運行等特別対策補助金として386万5,000円を熊本バスに交付するものです。

18ページをお願いいたします。

25目新型コロナウイルス感染症対策交付金事業費につきましては、実績額確定による減額と熊本県新型コロナウイルス感染症対応総合交付金の歳入計上による財源組替を行うものです。

26目SDGs推進事業費につきましては、企業版ふるさと納税寄附金、平田紙文具事務機による財源の組替でございます。

21ページをお願いいたします。

2款4項選挙費です。8目県議会議員選挙費では、13節使用料及び賃借料において、これまで蘇陽支所の期日前投票は会議室において行っておりましたが、選挙管理委員会から利便性向上のためロビーでの設置について意見をいただいていたことから、次の県議会議員選挙からロビーを会場とするためのパーティションを設置する費用として20万1,000円、17節備品購入費として第2投票所に身障者用投票記載台1台購入の費用として3万9,000円を計上するものです。

22ページをお願いします。

3款1項社会福祉費です。3目障害者福祉費では、1節報酬及び10節需用費で厚生労働省調査となる生活のしづらさに関する調査にかかる費用として合わせて5万3,000円、19節扶助費では、障害児入所の増加に伴い負担金としての465万6,000円、22節償還金利子及び割引料では、令和3年度事業実績に伴い精算を行うもので、返還金をそれぞれ計上するものです。

5目老人福祉費では、18節負担金補助及び交付金で、高齢者住宅改修事業補助金が当初見込みより増額したことから60万円、扶助費では措置入所者の増加見込みにより734万6,000円を計上するものです。

24ページをお願いいたします。

7目保険事務費では、27節介護保険特別会計繰出金として、国及び県の低所得者保険料軽減費用負担金が確定したことにより計上するものです。

25ページをお願いいたします。

3款2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費で、22節償還金利子及び割引料として、令和3年度事業実績に伴い精算を行うもので、返還金をそれぞれ計上するものであります。

27ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費です。

5目健康増進費では11節役務費として、令和5年度用集団検診申込書を全世帯に郵送で送信及び返信する費用98万3,000円、22節償還金利子及び割引料として、令和3年度事業実績に伴い精算を行うもので、県への返還金13万5,000円を計上するものでございます。

6目環境衛生費では、10節需用費で、燃料高騰による浦川水路浄化施設の電気代不足分25万5,000円を計上するものです。18節負担金補助及び交付金では、小規模等水道施設整備事業補助金において、台風被害等による施設の復旧を行う補助金470万9,000円を計上するものです。

28ページをお願いいたします。

4款1項、保健衛生費です。7目火葬場管理費では、燃料高騰による燃料費及び電気料不足分59万3,000円を計上しております。

4款2項清掃費です。1目塵芥処理費では、10節需用費で、燃料高騰による施設薬品費、燃料費及び電気料不足分902万1,000円、12節委託料で、一般廃棄物運搬委託料の入札による減額及び最終処分委託料単価引上げに伴う増額で差し引いて164万7,000円、小峰クリーンセンターの施設補修工事として279万4,000円を計上するものです。

29ページをお願いいたします。2目し尿処理費では、燃料高騰による燃料費及び電気代不足分413万5,000円を計上しております。

5款1項農業費です。30ページをお願いいたします。3目農政費では、18節負担金補助及び交付金で、攻めの園芸生産対策事業補助金として4団体分284万円を計上するものです。

6目日本型直接支払事業費では、環境保全型農業直接支払交付金において2団体が追加申請等となることから287万7,000円を計上するものでございます。

13目中山間地域総合整備費については、県の交付確定により換地委員報酬を減額するものでございます。

31ページをお願いいたします。

6款1項商工費です。4目観光施設費では、台風14号の被害により、そよ風パーク及び清流館の施設災害復旧費として186万9,000円を計上するものです。

5目山の都づくり事業費では、企業版ふるさと納税寄附金、ダンテックからのものにおきまして、財源組替を行うものでございます。

32ページをお願いいたします。

7款1項土木管理費です。1目土木管理総務費では、18節負担金補助及び交付金において、山中地区の総合流域防災事業、県工事が前倒しされることによる負担金として225万円を計上するものです。

7款2項道路橋梁費です。2目道路維持費では、10節需用費において凍結防止剤の購入費100万円、11節役務費には寄附申出による町道登記手数料18万5,000円、13節使用料及び賃借料には除雪のための機械借上料100万円をそれぞれ計上するものです。

33ページをお願いいたします。

3目道路新設改良事業費では、電源立地地域対策交付金が交付確定に伴い減額されたことによる財源組替です。

4目地方創生道整備推進交付金事業費、7目社会資本整備総合交付金事業費、12目道路メンテナンス事業費は、補助金の交付の確定等に伴い、それぞれ事業費の増減と事業内経費の組替えを行うものです。

7款3項河川費です。1目河川管理費は、事業内経費の組替えを行うものです。

7款4項住宅費です。4目住宅建設費では、補助対象経費の精査に伴う財源組替を行うものです。

36ページをお願いいたします。

8款1項消防費です。3目消防施設費では、耐震性貯水槽設置工事において、設計見直しにより77万3,000円を計上するものです。

37ページをお願いいたします。

9款1項教育総務費です。3目教育振興費では、補助対象経費の国と県の組替えを行うものです。

39ページをお願いいたします。

5目文化財保護費では、12節委託料において、御小屋の修理復元設計委託料を補助事業対象となるため減額し、かやぶき屋根の清掃を行う費用を差し引き434万3,000円を減額するものです。

9目蘇陽地区館費では、馬見原公民館雨樋修理料として31万6,000円を計上するものです。

11目矢部高校応援事業費では、学生寮施設を県からの指摘に対応するため改修する費用として251万8,000円を計上するものです。

9款5項保健体育費です。5目中央グラウンド周辺整備事業費では、12節委託料において、総合体育館の管理運営方法について制度設計を行う委託料92万8,000円、14節工事請負費において、千滝中野線町道改良工事の補助交付額が決定したことにより、7,000万円減額計上するものでございます。

40ページをお願いいたします。

10款災害復旧費です。現年度分の農業施設災害60件分として2億770万円、林道2路線分として1億4,449万円、公共土木施設災害22件分として2億586万9,000円、及び過年度分の林道、公共土木施設復旧費の増額分を、復旧経費としてそれぞれ計上しております。

43ページをお願いいたします。

12款諸支出金は、森林環境整備基金への積立金1,667万4,000円です。

13款予備費は、調整でございます。

続きまして、歳入を説明しますので9ページをお願いいたします。

12款普通地方交付税及び特別地方交付税を計上しております。普通交付税につきましては、経済対策としての追加交付が確定しましたので、未充当額につきましては今後の補正予算の状況により、随時計上していくことといたします。

14款負担金は、農地等災害復旧費に係る受益者負担金です。

16款国庫支出金から17款県支出金につきましては、歳出予算で説明いたしましたので省略いたします。

13ページをお願いいたします。

18款財産収入は、分収林契約地の立木売却代金です。

14ページをお願いいたします。

19款寄附金は、一般寄附金15万円、企業版ふるさと納税寄附金20万円をそれぞれ計上しております。

22款諸収入では、事業確定に伴う町負担金の返還金212万9,000円、過年度分の熊本県後期高齢者医療広域連合負担金を受け入れるものでございます。

23款町債は、それぞれの事業における変更の記載です。

戻って6ページをお願いいたします。

第2表、地方債の変更でございます。

それでは、表紙の次のページをお願いいたします。

令和4年度山都町一般会計補正予算。令和4年度山都町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ152億3,200万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和4年12月7日提出、山都町長です。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第91号の説明が終わりました。

ここで、昼食のため1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時10分

○議長（藤澤和生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第91号の説明が終わっております。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 28ページの塵芥処理費です。一般廃棄物最終処分委託料、単価の引上げによる委託料の612万6,000円を補正したとおっしゃいましたが、いつの段階から、もう今の段階で予算が足りないのか、単価がどのくらい上がって、全体の、もともとの予算が幾らで、幾ら足りないのだという、そこら辺の説明をお願いします。

それから、29ページの中央グラウンド周辺整備事業費で、工事請負費が7,000万円の減額。町道改良工事の減額という、何か減額幅が物すごく大きいので、ここの説明をお願いします。

それから30ページの民生費、県補助金の高齢者住宅改造事業補助金の内容説明をお願いします。

最後に31ページ……。ごめん、ページが違うね。ごめん、私がリボンつけた番号で言ったから、ごめんなさい。12ページが高齢者住宅改造事業補助金ですね、すいません。さっきも全部、28、29、30と言いましたが、私がリボンをつけた番号で言いましたので、もう1回最初からいきましようか。よかったですかね。

○議長（藤澤和生君） もう一回してください。

○8番（藤川多美君） もう一回、最初からいきます。委託料の28ページはよかったですね。次に、二つ目が中央グラウンドもよかったですかね。じゃあ、一番最後のところだけが間違ってたつかな。最後は高齢者住宅補助金ですね。すいません、お願いします。

○議長（藤澤和生君） 環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） お答えします。最終処分場の単価の値上がりということなんですけど、今現在、熊本市内のオー・エスさんのほうに出しておりますが、その基準の中で、水銀が出た場合は県外、また、ダイオキシンが出た場合は、また県外に処分を依頼しております。

今現在で、例年に比べまして国の基準は当然下回っているんですが、出た事例がありまして、その分によって処理費用が、単価がダイオキシンだったらトン当たり倍ぐらいかかりますので、その分の単価の値上がり分を、今現在あるんですけども、今の分で行くと通常の分の最終処分費も不足するというので計上しております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 生涯学習課長、上田浩君。

○生涯学習課長（上田 浩君） お答えします。39ページの町道改良工事、減額7,000万について御説明します。

この予算、町道改良につきましては、社会資本整備総合交付金を活用しております。これが建設課の行う、ちょうど改良路線と合わせて10路線ございます。3億7,000万要望しております。

この本要望が1月にしております、4月にならないと配分額が決まらないというところで、予算枠を確保するために上げておりましたが、4月に通知があったのが6,000万でございました。当初、この改良工事に伴う事業費が1億3,000万要望しとったんですけど、7,000万ほど減額となりまして、それに伴う減額でございます。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。23ページの高齢者住宅改造事業補助金ですけども、2件の追加の見込みがっております。

事業の内容は、段差解消、洋式便所の設置、浴槽取替え、浴室の床材変更、それから床材の畳から板張りへの変更になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 今の、高齢者住宅のところの場所を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。田小野地区と麻山地区になります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 32ページの土地の登記があるんですけども、2番目のところと7番目、土地の登記の場所を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 建設課長、西賢君。

○建設課長（西賢君） 11節の役務費で18万5,000円計上しております。これにつきましては町道の見晴山線、下馬尾地区の寄附の申出による登記手数料ということになっております。

7款2項7目の11節役務費68万1,000円、これにつきましては、長谷花立線道路改良工事に伴う登記手数料になっております。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

○4番（西田由未子君） お願いします。

23ページに、障害者自立支援給付等の国庫負担と県費負担の返還金が200万ほどありますが、自立支援の、どの中身で返還されたのかというのと、25ページに、子どものための教育・保育給付交付の、ここも返還金が合わせて657万3,000円とありますが、すいません、子どものための教育・保育給付交付金というものの中身を教えてください。

○議長（藤澤和生君） 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。まず23ページの自立支援医療返還金ですけれども、これ、障害者の育成医療分の返還金、育成医療と申しますのは18歳以下の障害児のほうの医療費の返還金になります。

それから、25ページの子どものための教育、国庫関係の返還金になります。これは保育園関係の給付金の令和3年度実績に伴う実績額が確定いたしましたので、その予算分の返還額が確定しましたので、その確定額を計上いたしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 23ページの育成医療のほうは分かりましたけど、じゃあ、もう一つ下にあるのは、18歳以上の方の自立支援のために、精神障害者の方の自立支援のことなんですか。それとも障害者が家庭で自立していくためのときのヘルパーさんに関する費用とか、そういうものなんですか。少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

25ページについては、保育園の実績額が確定してということですが、これは先生方のお給料とかには関係ないところで、いろんな保育園の備品とか、そういう経費に係るものが余ったということになるんでしょうか。保育園は大変なところがあるんじゃないかなと思うので、余らせないほうがいいんじゃないかなと、余って返還というのはもったいないなというふうに感じますが、その辺はいかがでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** お答えいたします。23ページの障害者自立支援関係の返還になりますけれども、それにつきましては、いろんなメニューがあるんですけども、まず福祉サービスですね、居宅介護とか同行援護とか重度障害者の訪問事業、それから相談支援、それから補装具等、それを含めた給付金の令和3年度分が確定いたしましたので、その分の返還金ということになります。

それから、25ページの保育園関係につきましては、施設利用等の交付金、それから保育士、幼稚園教諭等の処遇改善の交付金、その額について令和3年度分が確定いたしましたので、その分の返還金になります。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありますか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 34ページですけれども、12番の道路メンテナンス事業ですね。これが橋梁の点検委託料がマイナスになっている意味と、あと補修工事、これは今、高速の工事でダンブがいっぱい通っていますけれども、それと関係ありますか。

**○議長（藤澤和生君）** 建設課長、西賢君。

○建設課長（西 賢君） お答えいたします。委託料におきましては、入札差金をマイナスで補正するものです。工事請負費につきましては、蘇陽地区、柳井原大橋の補修工事に係るもので、資材単価高騰により単価補正を柳井原ほか2路線について行うものです。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

8番、藤川多美君。

○8番（藤川多美君） 21ページの県議会議員選挙費の賃借料、パーティションをレンタルということになっておりますが、これまで会議場を使っていたのがロビーでしたいと、それは大変便利でいいと思いますが、選挙があるたびパーティションを買ってはかさみますので、選挙も今からずっとありますのでね、何か買っておいたほうがいいんじゃないかと思いましたが、備品購入費として買うのと賃借するというとの、あれを図ってみられましたか。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。今回、本年度末に実施されます県議会議員選挙に向けて、当初から、議員御指摘のように、備品であるのかというところで比較検討すればよかったですけれども、まずは今回そこで1回やってみたいと、会場としてどちらがいいかということもちょっとありますので、取りあえずやってみるために借りて、会場を今回やってみたいということですのでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第91号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号「令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第92号 令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第8、議案第92号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、木實春美君。

○健康ほけん課長（木實春美君） それでは、議案第92号、令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。今回の補正につきましては、令和3年度

繰越金が確定したことによります計数整理と保険給付費の増額及び返還金確定によります補正で  
ございます。

歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費18節負担金補助及び交付金の診療費  
負担金について1億2,410万円、及び中段になりますが2款保険給付費2項高額療養費1目一般  
被保険者高額療養費18節負担金補助及び交付金の療養費負担金を3,000万円増額するものです。  
これは、令和2年度にコロナによる受診控えで一旦は医療費が減少しましたが、令和3年度には  
再び増加となり、令和4年度はさらに医療費の伸びが大きくなっておりまして、年度末までの一  
般療養費及び高額療養費の納付不足額を見込んで増額をするものでございます。

続きまして、9款諸支出金1項償還金及び還付加算金3目償還金22節償還金利子及び割引料に  
つきましては、令和2年度国民健康保険財政調整交付金の確定によりますところの返還金172万  
3,000円を計上しております。

続きまして、9ページをお願いします。

14款予備費1項予備費1目予備費でございます。3,305万3,000円を計上しております。

続きまして歳入です。

7ページをお願いいたします。

4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金1節普通交付金につきましては、ただいま  
歳出で御説明しましたので割愛させていただきます。

8款繰越金です。こちらは、令和3年度繰越金確定により繰越金を計上しております。

続きまして、9款諸収入4項雑入11目雑入でございます。一般被保険者診療費負担金精算金  
1,021万1,000円でございます。こちらは令和3年度2月診療、3月審査分の精算金でございます。  
国保の都道府県単位化における財政の仕組みにおいて、2月診療、3月審査分の負担金について  
は概算で納付し、翌年度に精算するものです。

それでは、表紙の次のページを御覧ください。

令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

令和4年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,876万円を追加し、歳入歳出予算の総  
額を歳入歳出それぞれ26億9,189万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算  
の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月7日提出、山都町長。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第92号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** ちょっと素朴に疑問に思ったので、もし分かっていたら説明いただきたいんですが。医療費の高騰によるという、先ほど御説明で、医療費が上がっているということは病院にかかる方が増えているんだらうなというふうに思っているんですが、大体どういう傾向といたしますか、どういった病気とか、その辺何かお分かりでしたらお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 健康ほけん課長、木實春美君。

**○健康ほけん課長（木實春美君）** お答えいたします。令和4年度につきまして、かなり伸びが大きくなっているのが顕著にあらわれておりましたので中の分析をいたしましたところ、令和4年度につきましては悪性新生物で、がんの療養の方が増えておまして、それによりまして高額療養費もともに増えている傾向にありますのが、近年はちょっとその伸びがなかったんですけども、4年度については、がんの方がちょっと増えているということで、今後もやっぱりずっと療養されるので療養費が膨らむという予測をしております。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから議案第92号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおりに決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号「令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおりに可決されました。

### **日程第9 議案第93号 令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について**

**○議長（藤澤和生君）** 日程第9、議案第93号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、高野隆也君。

**○福祉課長（高野隆也君）** それでは、議案第93号、令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

まず、歳出からです。

8ページをお願いいたします。

1款3項介護認定審査会費1目認定調査等費8節旅費4万2,000円については、会計年度任用職員の通勤費の不足分を計上いたしております。

2款1項介護サービス等諸費3目施設介護サービス給付費は財源組替になります。

5目居宅介護福祉用具購入費18節負担金補助及び交付金63万円は、要介護認定者の福祉用具購入に係る給付金の不足分見込額を計上いたしております。

9ページです。

2款2項介護予防サービス等諸費4目介護予防住宅改修費18節負担金補助及び交付金31万円は、要支援者が手すりの取付けや段差解消の住宅改修を行ったときに支払われる給付金の不足分見込額を計上いたしております。

2款5項高額医療合算介護サービス等費1目高額医療合算介護サービス費18節負担金補助及び交付金22万1,000円は、介護と医療の自己負担額を合算し、その費用が定められた限度額を超えた際に支払われる給付金で、不足分見込額を計上いたしております。

5款5項高額サービス等諸費1目高額介護予防・日常生活支援総合サービス費18節負担金補助及び交付金6万円は、介護予防の総合事業利用者負担額が限度額を超えた際に支払われる給付金で、不足分見込額を計上いたしております。

10ページです。

6款1項償還金及び還付加算金2目償還金22節償還金利子及び割引料73万4,000円については、平成29年度、30年度分の地域支援事業再確定による返還金71万6,000円及び令和元年度分介護給付費財政調整交付金の再確定による返還金1万8,000円になります。予備費は調整になります。

続きまして、歳入です。

7ページをお願いいたします。

7款1項一般会計繰入金4目低所得者保険料軽減繰入金248万6,000円は、現年度分の国県負担金の確定による増額分の繰入金になります。

次に、表紙に戻っていただき2枚目をお願いいたします。

令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算。

令和4年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ248万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億3,068万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月7日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第93号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** 予備費ですよね。予備費が8,000万近くなっているんですけども、これは、内訳というのはどっか出ているんですかね。

**○議長（藤澤和生君）** 福祉課長、高野隆也君。

○福祉課長（高野隆也君） お答えいたします。予備費の内訳はございません。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑ありませんか。

2番、坂本幸誠君。

○2番（坂本幸誠君） 8,000万近くだったら、一応中身を知りたいと思うんですけども、全体のですね。

○議長（藤澤和生君） 総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） お答えいたします。特別会計、一般会計におきましても、全体事業費を調節するために予備費という項目がございます。ですので、全体に、今回も金額を合わせるために端数を予備費で調整はしておりますけれども、特別会計として持っている金額の中で管理しているものであって、あくまでも予備のための金額ということでございます。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第93号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号「令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第94号 令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第10、議案第94号「令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、藤原章吉君。

○商工観光課長（藤原章吉君） それでは、議案第94号、令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正につきましては、本年9月18日の台風14号に伴います災害復旧に係る修繕費を計上しているものです。具体的には、露天風呂と温泉館の2階部分に空調の室外機を置いておりますけれども、その目隠しフェンスの倒壊と屋根瓦の損壊と石垣の修復になります。

歳出から御説明いたします。

8ページを御覧ください。

1款国民宿舎事業費用1項営業費用1目宿舎経営費10節需用費につきまして148万9,000円、修繕料を計上しております。

4款予備費1項予備費1目予備費として275万9,000円を計上しております。

続きまして、7ページをお願いします。

歳入です。

3款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金424万8,000円、前年度繰越金を計上しております。今回の補正予算では、前年度繰越金を財源として歳出予算を編成しております。

表紙の次のページを御覧ください。

令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算。

令和4年度山都町の国民宿舎特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ424万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ953万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月7日提出、山都町長。

以上です。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第94号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** おかしなこと聞かもしれんですけれども、修繕費、普通の家だったら保険から適用になるんじゃないかと思うんですけれども。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。今回の修繕につきましても、町のほうで町有建物災害共済保険というのに加入をしております。実際にかかった修繕料の半分が、保険料として入ってくるということになります。そのために、実際に修繕をして額を確定する必要がありますので、今回予算を計上させていただいたところです。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 今のところですが、課長の答弁からして、私も、この台風ですので恐らく保険が適用になりはしないかと思ったところ、2番議員の質問がございましたので関連して質問いたしますが、でしたら保険が半分ぐらい入るということでしたので、そしたらば特定財源のその他で半分を計上しなくてはならなかったのではないですか。

**○議長（藤澤和生君）** 商工観光課長、藤原章吉君。

**○商工観光課長（藤原章吉君）** お答えします。町有建物共済保険料については一般会計で町の建物の保険料を支払ってあります。通潤山荘については特別会計でございますけれども、歳入としては一般会計のほうに入ることになります。

以上です。

○議長（藤澤和生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） これで質疑を終わります。

これから議案第94号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第94号「令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第95号 令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（藤澤和生君） 日程第11、議案第95号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、有働頼貴君。

○環境水道課長（有働頼貴君） それでは、議案第95号、令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）の説明を申し上げます。

7ページを御覧ください。

収益的収入及び支出です。

収入の部。1款1項2目受託工事収益につきまして、100万円を計上しております。これは、桐原地区の町道桐原隧道線改良に伴う配水管敷設替工事に係る受託費を計上しております。

次のページを御覧ください。

支出の部です。1款1項1目原水及び浄水費につきまして、420万円を計上しております。これは、10節修繕費で水源地の施設等の修繕に係る経費の不足分300万円と、12節動力費で電気代の値上がりによる不足見込額120万円を計上しております。

2目配水及び給水費につきまして、550万円を計上しております。これは、10節修繕費で配水池等の施設及び配水管の漏水の修繕に係る経費の不足見込み分を500万円と、12節材料費で材料費50万円を計上しております。

3目受託工事費につきましては60万円を計上しております。これは、先ほど説明した町道桐原隧道線改良に伴う敷設替工事に係る工事費で、配水管工事に係る不足分を計上しております。

4目総係費につきましては52万4,000円を補正しております。これは、次のページまでの各種手当及び法定福利費の増額に伴う不足分を1節、2節、6節で計上しております。

10ページを御覧ください。

次に、資本的収入及び支出です。

支出の部です。1款1項2目配水施設改良費につきまして、30万円を計上しております。この内訳は、7節賃借料で機械借上料として30万円です。

次に、前に戻っていただき2ページを御覧ください。

令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和4年度山都町の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度山都町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、科目、既決予定額、補正予算額、計の順で読み上げます。

収入。

第1款、水道事業収益。3億6,350万円、100万円、3億6,450万円。

第1項、営業収益。2億1,511万4,000円、100万円、2億1,611万4,000円。

支出。

第1款、水道事業費用。3億4,571万9,000円、1,082万4,000円、3億5,654万3,000円。

第1項、営業費用。3億1,170万9,000円、1,082万4,000円、3億2,253万3,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7万7,000円を1億37万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。

第1款、資本的支出。3億5,514万1,000円、30万円、3億5,544万1,000円。

第1項、建設改良費。1億5,161万6,000円、30万円、1億5,191万6,000円。

第4条、予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費。3,116万8,000円、52万4,000円、3,169万2,000円。

令和4年12月7日提出、山都町長。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（藤澤和生君） 議案第95号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第95号「令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第97号 字の区域の変更について（山都町長田）

**○議長（藤澤和生君）** 日程第12、議案第97号「字の区域の変更について（山都町長田）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林振興課長、松本文孝君。

**○農林振興課長（松本文孝君）** それでは、議案第97号について説明をいたします。

議案第97号、字の区域の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和4年12月7日提出、山都町長。

変更前の大字名、長田。変更前の字名、廣木。区域が、1061の一部及びこれに隣接する水路である公有地の全部。変更後の大字名、長田。変更後の字名、池田。

次に、変更前の大字名、長田。変更前の字名、山中。区域が1244の1の一部、1245の一部、1350の一部、1351の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに1243の1、1243の2に隣接する道路である公有地の全部。変更後の大字名、長田。変更後の字名、廣木。

提案理由です。

町の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いします。

県営矢部中部地区（山中換地区）の土地改良事業の位置図をつけております。下側の図、字名が記載された位置図でございますが、一点鎖線が大字の境界を示しています。山中校区は赤線で示しておりまして、大字長田の字名、廣木、池田、山中が隣接しているところに合区がございます。

隣のページをお願いいたします。

区域変更図です。上の段が整備前の字図です。下の段が整備後の字図です。見にくいですが、拡大して見ていただければと思います。青の二点実線が変更前の字界でございまして、赤の二点実線が変更後の字界でございます。

変更の理由でございますが、県営中山間総合整備事業により行っている県営矢部中部地区の区画整理事業ですが、今回の工区、山中換地区で区画整理6.4ヘクタールを実施しております。補助整備により区画形状が変わり、字の変更が生じたので、これを整理するものです。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** 議案第97号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第97号「字の区域の変更について（山都町長田）」は、原案のとおり可決されました。

---

**日程第13 議案第98号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について**

○議長（藤澤和生君） 日程第13、議案第98号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、坂本靖也君。

○総務課長（坂本靖也君） それでは、説明いたします。

議案第98号、熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和5年3月31日限りで熊本県市町村総合事務組合から菊池環境保全組合を脱退させ、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年12月7日提出、山都町長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。別表第1及び別表第2中、菊池環境保全組合を削る。

附則、この規約は令和5年4月1日から施行する。

提案理由です。一部事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

次のページをお願いいたします。

新旧対照表ですが、左側が改正後を示しております。

別表1は、組織構成団体が示されております。9段目に下線表示されています菊池環境保全組合を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

別表2は、組合の共同処理する事務とありますが、具体的には、第3条第1号が職員に対する退職手当に関する事務で、9段目に下線の表示で示されています。

最後のページの第3条第9号が、議会議員や非常勤職員の公務上の災害等の補償に関する事務で、11段目に下線の表示で示されております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤和生君） 議案第98号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 質疑なしと認めます。

これから議案第98号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第98号「熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 委員会報告 請願及び陳情等付託報告について

○議長（藤澤和生君） 日程第14、請願及び陳情と付託報告についてを議題とします。

請願第4号「通学路の街灯設置に関する請願書」について、報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） 総務常任委員会に付託されました請願の審査の報告を行います。

令和4年12月15日、山都町議会議長、藤澤和生様。

総務常任委員会委員長、飯開政俊。

請願審査報告書。

本常任委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記。

1、事件の番号。請願第4号。

2、付託年月日。令和4年12月7日。

3、件名。通学路の街灯設置に関する請願書。

4、請願者。増本翔、砂田碧。

5、紹介議員。西田由未子。

6、審査結果。趣旨採択。

7、審査意見。12月13日に要望箇所の現地視察を行った。このような箇所は町内には多数あるが、基本的に地元において街灯は設置管理されている。したがって、地域での協議を願いたい。

以上です。

○議長（藤澤和生君） 報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** このたびの請願につきましては、生徒による初めての請願ということで、紹介議員として少し説明をさせていただきたいのと、1点、御説明をお願いしたいと思います。

子ども議会において登壇した生徒さんが、自らの課題を自分の言葉で、拙い請願書だったと思うんですけども表して、憲法にある誰でも行使できる請願権と子どもの権利条約にある意見表明権の行使を行ったことについて、総務常任委員会に付託され、委員会において丁寧に審査をしていただいたことだと思います。そのことに関して感謝を申し上げたいと思います。

生徒さんにおきましても、子ども議会を経験することから、このような社会参加等への学習につながって良い機会だったと思っています。できれば審査の状況等を傍聴したりとか、議会の傍聴をしたりとかということにつながれば、さらに生徒さんたちの学習になったかとも思っていますが、今回そのような機会がございましたので、よければ、もう少し詳しい審査の内容をお聞かせいただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（藤澤和生君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 子どもさんが通学するときに、今の時期なんかはもう暗くなって、自分たち、暗闇を二人でいつも帰っていますけども、一人のときもあるということで、その要望箇所を見たんですけども、大体300メートルぐらいが曲がりくねった道で、両方に木が茂っていたりしましたので少し暗くて、子どもさんにとっては、やはりそういう怖いという気持ちがあったのかなというのは私たちも見させていただきました。

審査をするときに、教育委員会と建設課の課長お二人に同席いただきまして現状認識を、ほかの箇所とか、いろんな今まで要望があったところを聞かせていただいたところ、請願の内容にあるように、町内には多数ありまして、地域にもよりますけども、ほとんど区で設置管理されているということで、例を出すと、私たちの地域では二つの区がありますけども、途中が暗くて、やはりそういうところがありますので、二つの区から出し合って、その間に街灯をつけました。

そのように、この街灯につきましては区が設置管理をされておられますので、今回の要望は、本当に子どもさんにしては、きちっとして出されたものですので慎重に検討しましたがけれども、ほかの地区との整合性もありますので、そのような形の中で趣旨採択ということでさせていただきました。御理解をいただきます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに御異議ありませんか。

4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** ありがとうございます。私も夜に、実際自分で自転車に乗って通ってみました。確かにカーブのところに向こうからぱっと車が来て、はっとするような場面もあるし、このようなところは町内にもたくさん、子どもたちが不安で通学しているところがあるということも役場としても認識していただいていると思います。地域の方とも相談しながら役場のお仕事の中にも入れていただいて、よければ今は太陽光パネルをつけた街灯とかいろいろございますので、検討につながって地域と一緒にやっていただけるような形になると大変ありがたいと思います。

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

3番、眞原誠君。

**○3番（眞原 誠君）** 今の4番委員からの、委員長への質問にちょっと関連するところではあるのですが、委員会のほうで調査なさったところ、町内にはほかにもたくさん類似の箇所があるということで、基本的には区のほうで対処なさっているというお話だったんですが、通学路で通学に当たる生徒児童たちの安全を守るという観点からしても、危険箇所はできるだけ短い期間で取り除いてあげたほうがいいんだろうと思います。

今回、この請願が出たことによって、委員会のほうでもそうして御調査いただいたと思うんですが、もちろん地域ごとでやっていただくことが基本であろうと思うんですけども、その地域地域の対応が違えば、当然その通学路において危険な箇所が解消できる場合もあれば、解消できない場合もあるのかなど、御説明を聞いてて思いました。

委員会のほうでは、これ今後も一応課題として認識いただいて、教育委員会のほうと、例えばその地域に対してのアドバイスというか、通学路の児童生徒の通学路の安全確保に対する協議というか、そういったものは進めていこうという観点でいらっしゃるということでよろしいんでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** 総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** 先ほど申し上げましたように、教育委員会と建設課のほうの二人の課長に同席をいただきました。その中で現状の認識までは、私たちも認識させていただきました。今後のことを委員会でどうしたいだろうということは、もう出ませんでした。多数あるものだから、これは町としても大きな課題でもありますし、委員会で、そこまで意見を述べる立場ではないのかなとも思っていて、そこまでは課題の認識と、今後のことは地区での協議を願いたいということで私たちは審査をさせていただきましたので、御理解をいただきたいと思えます。

**○議長（藤澤和生君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** これで質疑を終わります。

これから請願第4号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。この請願は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号「通学路の街灯設置に関する請願書」は、趣旨採択することに決定いたしました。

お諮りします。

西田由未子議員から、12月13日の会議における一般質問発言について、一部取消しの申出がありました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議なしと認めます。

したがって、発言取消しの件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第1 発言の取消しの件について

**○議長（藤澤和生君）** 追加日程第1、発言の取消しの件を議題とします。

4番西田由未子君から、12月13日の会議における一般質問の発言について、会議規則第64号の規定によって発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

西田由未子議員から発言の申出がっております。

発言を許します。4番、西田由未子君。

**○4番（西田由未子君）** 議長から発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

13日の私の一般質問において、冒頭、その場で発言するには適当でない内容を発言いたしました。執行部にただすべきところを6番議員に対する批判に終わってしまったことを大変申し訳なく思います。6番議員に対して行った私の発言で不快な思いをさせてしまったこと、これが防災無線で町民の皆様にもお聞かせすることになると二重に6番議員を傷つけることになると思います。それで、該当する部分の取消しをお願いしたところでございます。

6番議員に対しては大変失礼を申し上げました。大変申し訳ございませんでした。

よろしくお取り計らいをお願いしたいと思います。以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 4番、西田由未子君から、12月13日の会議における謝罪と発言の一部を取り消したいと申出がありました。

お諮りします。

申出のとおり、発言の一部を取り消すことを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議がありますので、起立によって採決します。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

もとい、発言の一部を取り消すことを許可することに御異議ありませんか。

（自席より発言する者あり）

よろしいですか。発言の一部を取り消すことを許可することに御異議はありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 異議がありますので、起立によって採決します。

（自席より発言する者あり）

では、討論という形を取ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 私、山都町議会議員矢仁田秀典は、12月13日の一般質問で、国が弾薬庫の増設を検討しているが、沖縄にばかり負担をかけず、演習場のある山都町に誘致してはどうか、常駐すれば税金も交付金も上がると質問いたしました。

その質問を受け、西田由未子議員は、自分の一般質問の冒頭の挨拶で、私の人格を否定し、侮辱するような発言をされました。最後には、弾薬庫は自分の近所につくればいい旨の発言をされました。傍聴席からは、それを応援するような拍手が起きました。

集団のいじめです。私は非常に傷つきました。人にはいろんな考え方があります。それを自分の主義・主張に合わないからといって、人権を冒瀆していいものではありません。

よって、議会及び私に、私の人権を冒瀆した言葉についての謝罪を求めます。併せて、議会だより放送と議会だよりでの謝罪を求めます。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 取消しに賛成側の意見をいただきたいと思います。

（「動議」と呼ぶ者あり）

13番、藤原秀幸君。

**○13番（藤原秀幸君）** ちょっと、時間を置くために休憩したらどうでしょうか。

**○議長（藤澤和生君）** ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後2時20分

再開 午後3時06分

---

**○議長（藤澤和生君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、矢仁田秀典君。

**○6番（矢仁田秀典君）** 皆さんには大変御迷惑をかけております。この13日の一件がありまして、私は、内心はもうこの議会にも来たくなかったんです。ただ、私を支えてくれる同僚議員の皆さんの支えがあって議会には来ていますけども、私は子どもの頃にいじめに遭ったことがありました。そういう経験もありまして、自分の人格を否定されることには、ちょっと過敏になっていた部分もあります。

先ほど西田議員にも、自分の言葉に謝罪をしていただきました。先ほど議長席でも謝罪をしていただきましたので、その謝罪は受け入れます。ただ、文言の削除については受け入れられません。そのままお願いいたします。

以上です。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** この前の杭打ち式のときに、私は矢仁田議員から呼び出されました。何でかという、フェイスブックの取扱いに注意してくださいというふうで、議長にも申出をしました。そのときに、誰からそぎゃん申出があったかということをとめとってもらいとよかったとぼってん、坂本議員から言われたということで矢仁田議員から言われました。これは、矢仁田議員としては、そんな思いはなかったかもしれんけれども、私にとっては脅しなんですよね。自分に降りかかったら、そう言う。で、自分……

**○議長（藤澤和生君）** 坂本議員、これは、ちょっとこの議題に上がるとる部分と違いますので、ちょっとそれはもう遠慮してください。

次、進めさせていただきます。

西田議員から、謝罪と発言の撤回の申出がありました。矢仁田議員からも要求がありました。

ここで、西田議員からの発言の撤回について、お諮りします。

発言撤回にすることに賛成の議員の起立を求めます。

（「賛成動議は取らんでいいですか、反対動議だけ取って。反対意見、賛成、反対、賛成、なくなってから採決でしょう。さっきは反対の動議だけだったから……」と呼ぶ者あり）

動議の要望があったけちゅうことでしょう。

（「反対討論だけだったから、次、賛成討論、片方、片方……」と呼ぶ者あり）

だけん、さっき言いました、賛成の方というのは誰もおらんかったけんですね、そやん思いでやったんですけども。

（「最初は反対のほうから……」と呼ぶ者あり）

うん、反対から。反対意見は、要するに、矢仁田本人が言われたからと思いましたが、ここでは賛成の意見をいかがですかというような格好を申し上げましたけど、誰もおらんかったような気がしましたけど。

（「賛成の意見」と呼ぶ者あり）

じゃあ2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** さっきの話、続けますけれども。

**○議長（藤澤和生君）** それはちょっと、これとはまた違うけん、この議題に対しての発言をしてください。

**○2番（坂本幸誠君）** はい、分かりました分かりました。

**○議長（藤澤和生君）** 2番、坂本幸誠君。

**○2番（坂本幸誠君）** ああいつて自分で思って、そのまんま前で発言されましたよね。それに謝っていらっしゃるんで、それはやっぱり認めてもらったほうがいいんじゃないかと思います。

（「あなたは人の気持ちに分かるとですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（藤澤和生君）** ほかにございませんかね。反対の意見の方、いらっしゃいませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 賛成の方の意見はございませんか。

8番、藤川多美君。

**○8番（藤川多美君）** 西田由未子さんのほうから、しっかりと御自分も反省をなさって、それは日頃から、由未子さんの行動に対して反対の意見を言われたので、かっとなって言われたと思いますが、それぞれ、先ほど人権条例の改正をしたばかりでございます。ですので、それぞれ個人個人、思いは十人十色でございます。ですが、先ほど、やっぱり言ったことは申し訳なかったと、しっかりと反省をして謝罪をされましたので、ここは発言を取り消すということをお願いをしたいと思いますので、発言を取り消すことに賛成の討論を行いました。

**○議長（藤澤和生君）** 反対の方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 賛成の方はいらっしゃいませんか。

10番、吉川美加君。

**○10番（吉川美加君）** 私も西田議員の謝罪を受け入れたいというふうに思います。6番議員の気持ちも分かるんですが、今、8番議員からもあったように、まさにこの議会、人権条例、そして職員のハラスメント条例、いろんなものが出されました。そして議会の途中では、SNSの使い方によって藤川議員が私たちに対して謝罪をされるという場面もございました。いついかなる、やっぱり言葉、文字に残るにしても、言葉を発していくにしても、今おっしゃったように、その個人個人に受け止める、その深さが違うというふうに思っています。私も、今議会中に非常に嫌な思いをしたことがあって、今の矢仁田さんではないですけども、明日行きたくねえなと思うような事案がありました。

しかしながら、本当に、この人権を考えるこの町で、あらゆる差別をなくし人権を大切にしようと言っているこの町で、しかもその町民の代表である私たちが、人権ば粗探ししたりとか、こっちがこっちを攻撃してギスギスしていく関係性はいかなものかというふうに思っています。

なのでここは、本当に西田さんの心からの謝罪を受け入れ、発言を訂正して取り消していただき、これを、今、矢仁田議員は取り消さんでよかって言いなはったけれども、こういうことをして、また西田さんの人権が傷ついていく、そういったことが起こってはいけないと私は思いますので、賛成の意見を述べさせていただきます。

**○議長（藤澤和生君）** 反対意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** 賛成の意見いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（藤澤和生君）** ないようでしたら、西田議員からの発言の撤回についてお諮りします。

発言撤回することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（藤澤和生君）** したがって、西田由未子君からの発言の申出を許可することに決定しました。

---

**日程第15 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について**

○議長（藤澤和生君） 日程第15、各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各委員長から所管事務について閉会中の継続調査の申出がありました。

当該申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤澤和生君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和4年第4回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午後3時15分

令和4年12月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第96号	物品売買契約の締結について（新型コロナウイルス対策パソコン購入）	12月7日	原案可決
議案第81号	山都町議会議員及び山都町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	12月7日	原案可決
議案第82号	山都町水道事業給水条例の一部改正について	12月7日	原案可決
議案第83号	町長、副町長及び教育長の給与及び旅費に関する条例及び山都町職員等の旅費に関する条例の一部改正について	12月7日	原案可決
議案第84号	山都町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	12月7日	原案可決
発議第3号	山都町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	12月7日	原案可決
議案第85号	山都町職員の定年等に関する条例の一部改正について	12月7日	原案可決
議案第86号	山都町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整理について	12月7日	原案可決
議案第87号	山都町職員の降給に関する条例の制定について	12月7日	原案可決

議案第88号	山都町すくすく子育て支援住宅条例の制定について	12月15日	原案可決
議案第89号	山都町職員のハラスメントの防止等に関する条例の制定について	12月15日	原案可決
議案第90号	山都町あらゆる差別をなくし人権を大切にする条例の一部改正について	12月15日	原案可決
議案第99号	道の駅通潤橋（新道の駅）指定管理者の指定について	12月15日	原案可決
議案第91号	令和4年度山都町一般会計補正予算（第9号）について	12月15日	原案可決
議案第92号	令和4年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	12月15日	原案可決
議案第93号	令和4年度山都町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	12月15日	原案可決
議案第94号	令和4年度山都町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について	12月15日	原案可決
議案第95号	令和4年度山都町水道事業会計補正予算（第4号）について	12月15日	原案可決
議案第97号	字の区域の変更について（山都町長田）	12月15日	原案可決
議案第98号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について	12月15日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---